

## 効果的な公害防止取組に係るアンケート結果について（自治体版）

## 1. 公害防止法令所管課室職員数（問 1）

（大気）

- ・平均の人数を比較すると、所管課室職員数は都道府県が大気汚染防止法（以下、「大防法」という）政令市の約 4 倍、実務担当職員数は都道府県が大防法政令市の 3 倍となっている。
- ・近年の傾向として、「減少」と「横ばい」の回答が同率（43.8%）、「増加」が 12.5%であった。
- ・「増加」との回答のほとんどが、業務増加（多くがアスベストを明記）合併による市域拡大等の理由による。
- ・「減少」との回答では、1、2 年にひとり程度の減員との意見があった。

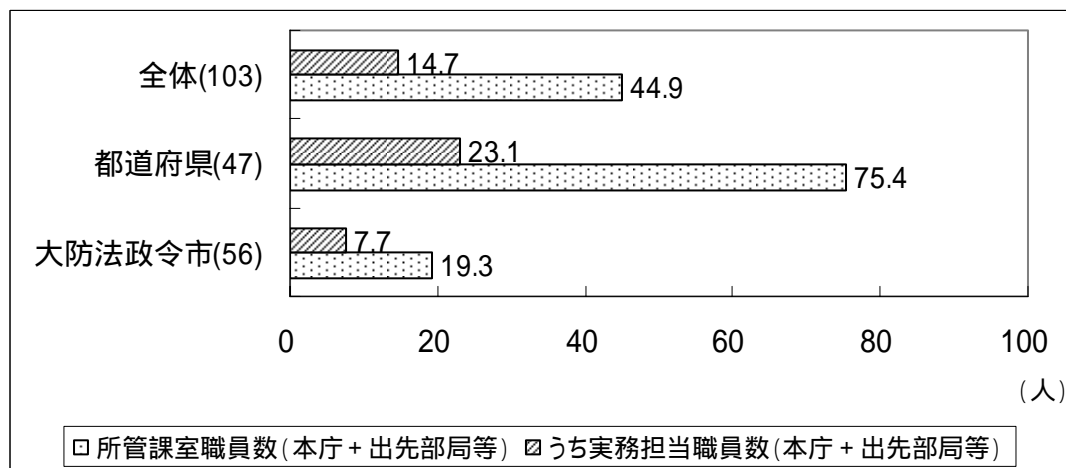
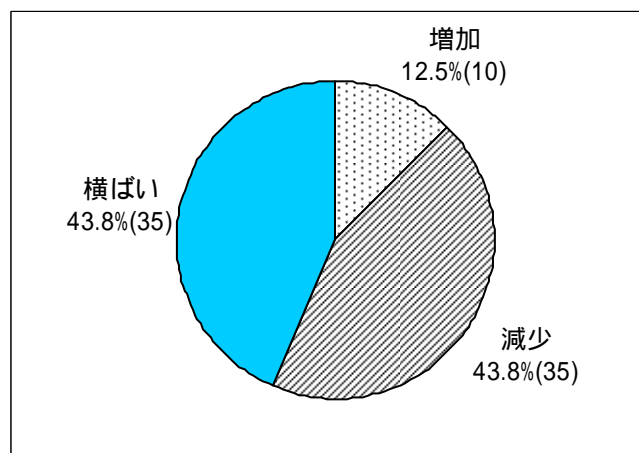


図 T-1 公害防止法令を所管する課室職員の平均人数（大気）



N=80 / 103 自治体

図 T-2 公害防止法令を所管する課室職員数の動向（大気）

(水質)

- ・平均の人数を比較すると、所管課室職員数は都道府県が水濁法政令市の約3倍、実務担当職員数は都道府県が水濁法政令市の約4倍となっている。
- ・近年の傾向として、「横ばい」との回答が最も多く51.4%、「減少している」が39.0%、「増加している」が9.5%であった。
- ・「増加している」との回答のほとんどが、業務増加(業務移管を含む)市域拡大等の理由による。また、「横ばい」との回答についても、業務は増加しているとの意見があった。そして、「減少している」に関してはここ数年は毎年2~3人減少という回答もあった。

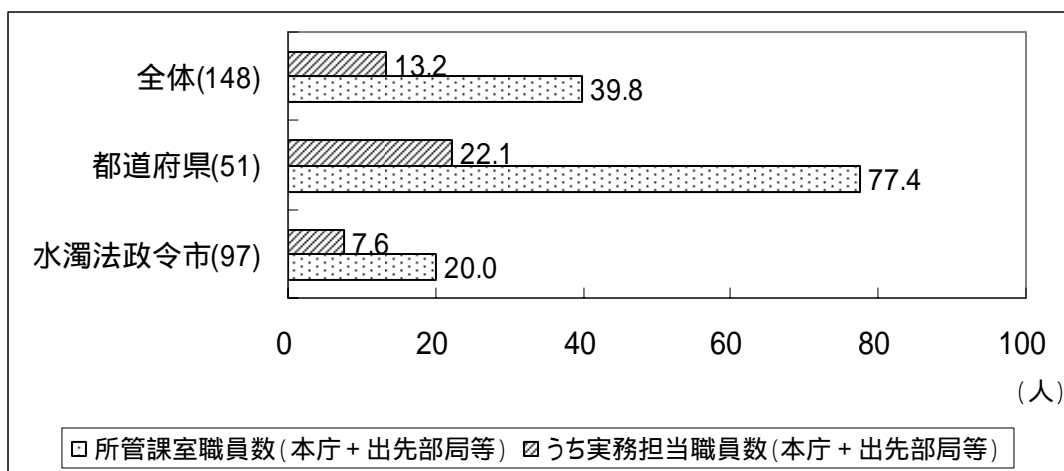
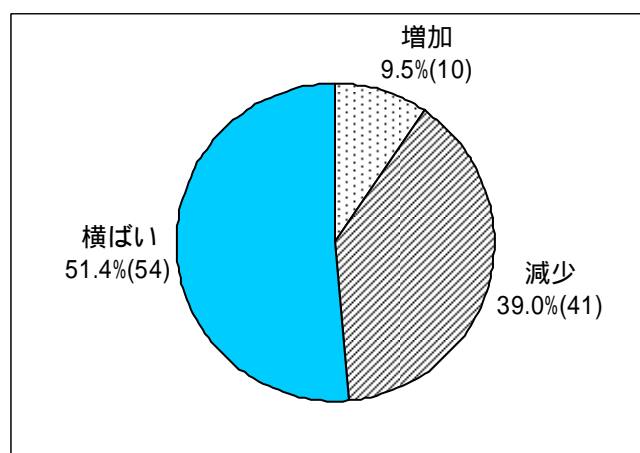


図 S-1 公害防止法令を所管する課室職員の平均人数(平均)(水質)



N=105 / 148 自治体

図 S-2 公害防止法令を所管する課室職員数の動向(水質)

2. 立入検査を行うことができる人数・平均経験年数（問2）

(1) 人数

(大気)

- ・平均の人数を比較すると、都道府県が大防法政令市の約3.4倍であった（立入調査票所有職員数及び通常立入調査を実施する職員数ともに）。
- ・近年の傾向として、「横ばい」と「減少」の回答がともに47.9%で、「増加」が4.2%という結果であった。

地方自治体によっては、保健所職員や廃棄物担当者・廃棄物監視員に立入調査票の交付を行っているところもあり。

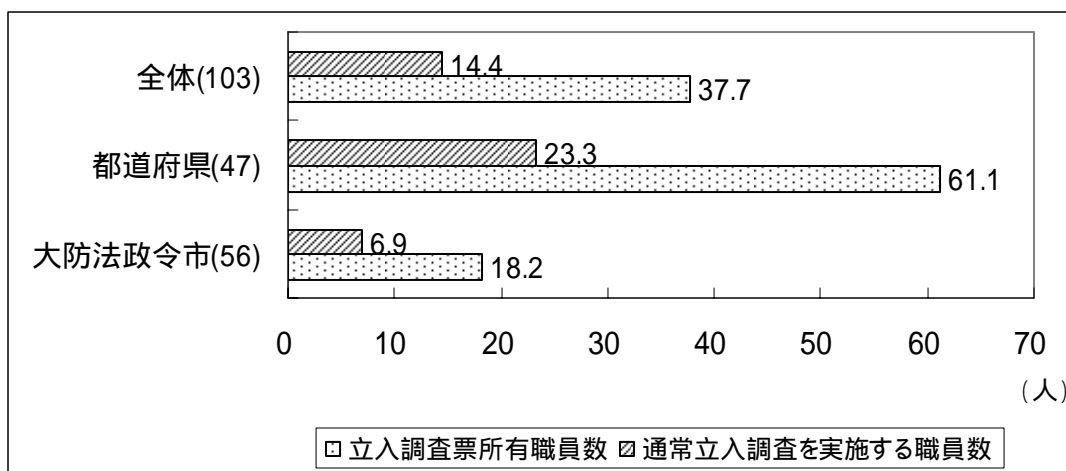
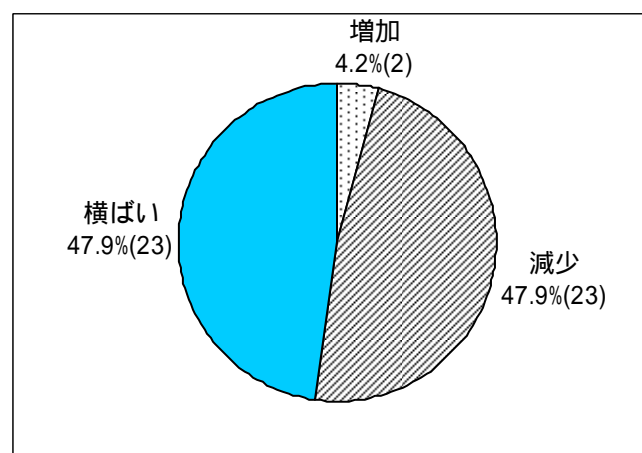


図 T-3 立入検査ができる職員の平均人数（大気）



N=48 / 103 自治体

図 T-4 立入検査ができる職員数の動向（大気）

(水質)

- ・平均の人数を比較すると、都道府県が水濁法政令市の約4倍であった(立入調査票所有職員数及び通常立入調査を実施する職員数ともに)。
- ・近年の傾向として、「横ばい」との回答が最も多く(56.0%)、「減少している」が36.0%、「増加している」が8.0%という結果であった。

地方自治体によっては、保健所職員に立入調査票の交付を行っているところもあり。

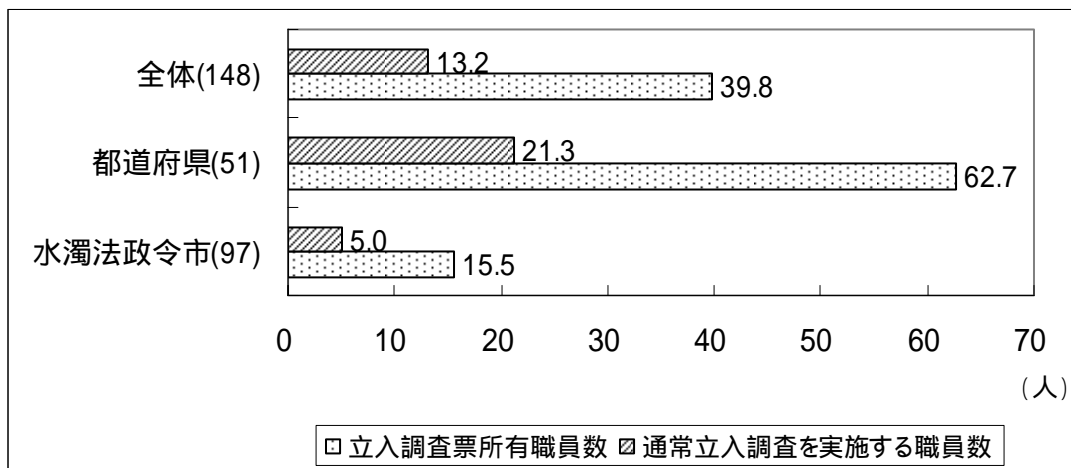
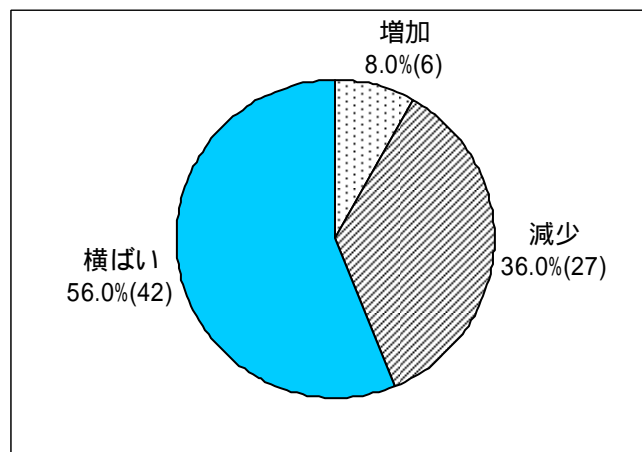


図 S-3 立入検査ができる職員の平均人数(平均)(水質)



N=87 / 148 自治体

図 S-4 立入検査ができる職員数の動向(水質)

## (2) 平均経験年数

### (大気)

- ・立入調査票所有職員、通常立入調査を実施する職員ともに平均経験年数は都道府県の方が高かった。
- ・内訳をみると、3年までが約65%を占めた。
- ・近年の傾向については、「横ばい」との回答が最も多く53.7%、「減少している」が43.9%、「増加している」は2.4%であった。
- ・人数及び経験年数に関して以下の意見が挙げられた。
  - ここ数年人事異動が頻繁となっているが、過去に経験した人も配置されているため、経験年数に大きな変動はない
  - 概ね経験者は2年から3年の間で推移している
  - 新規採用職員の増に伴い、経験年数が短い職員が増加している
  - 組織の統合や定数減により職員数は減少している
  - 大防法による立入件数が増加した（特定粉じん排出作業立入）

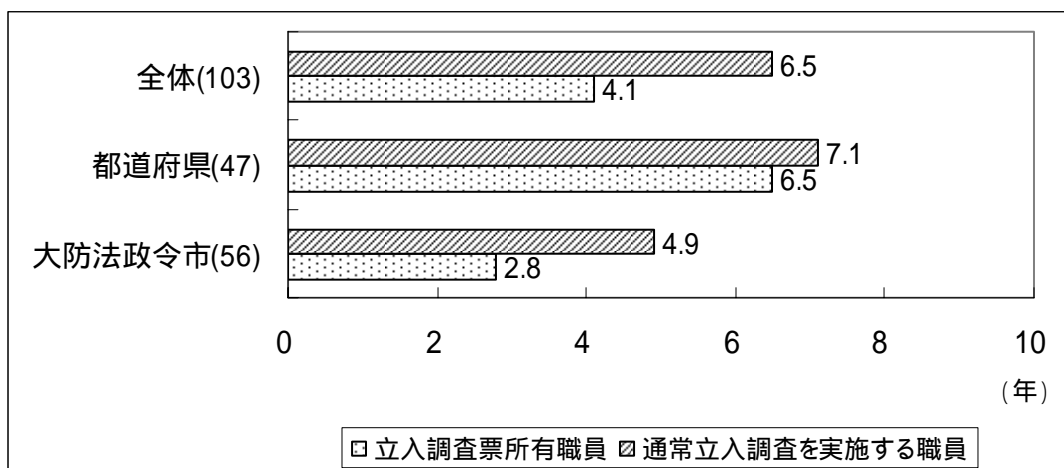
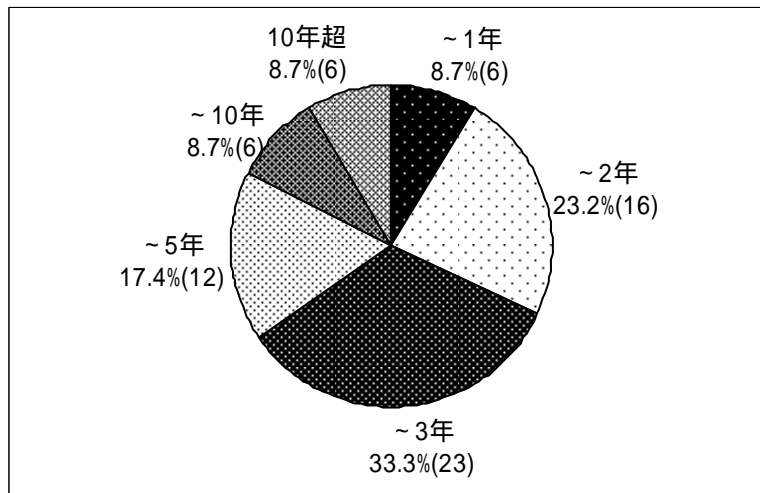
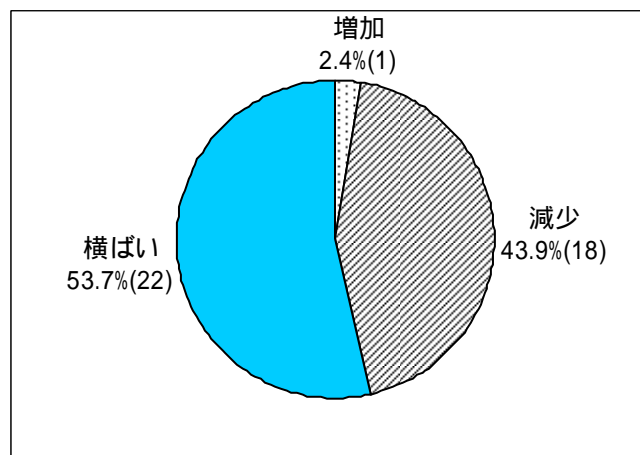


図 T-5 立入検査ができる平均経験年数（平均）（大気）



N=69 / 103 自治体

図 T-6 立入検査ができる職員の平均経験年数（大気）



N=41 / 103 自治体

図 T-7 立入検査ができる職員の平均経験年数の動向（大気）

(水質)

- ・立入検査職員の平均経験年数については、今年度より水濁法業務を行っているため0年、との回答もあった。
- ・立入調査票所有職員の平均経験年数は都道府県、水濁法政令市でほぼ同じであったが、通常立入調査を実施する職員は都道府県の方が経験年数が高かった。
- ・内訳をみると、3年までが半数を占め、3年超から5年までが約24%、5年超が約26%で、2~3年で人事異動が行われていること等から、平均経験年数が短くなっているものと考えられる。
- ・近年の傾向については、「横ばい」との回答が最も多く63.6%、「減少している」が34.1%、「増加している」は2.3%であった。
- ・人数及び経験年数に関して以下の意見が挙げられた。
  - 過去10年同人数
  - 立入職員の固定化
  - 立入検査にあてる実質的な人員や時間は10年前と比較して1/4程度
  - 昨年度の水濁法、ダイオキシン法事業所指導担当はひとり
  - 人員確保のため非常勤職員で対応
  - 都道府県OBを嘱託職員に迎えノウハウ継承中
  - 技術職員は低減傾向
  - だいたい3年で異動/許認可職場は3年と指定されていることから、経験年数が上がらないうちに異動となり腰の据わった指導ができない

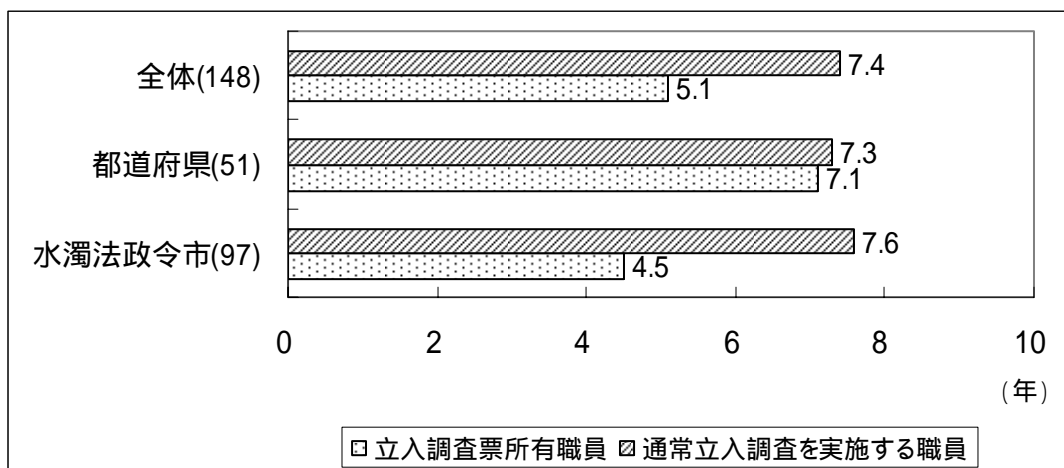
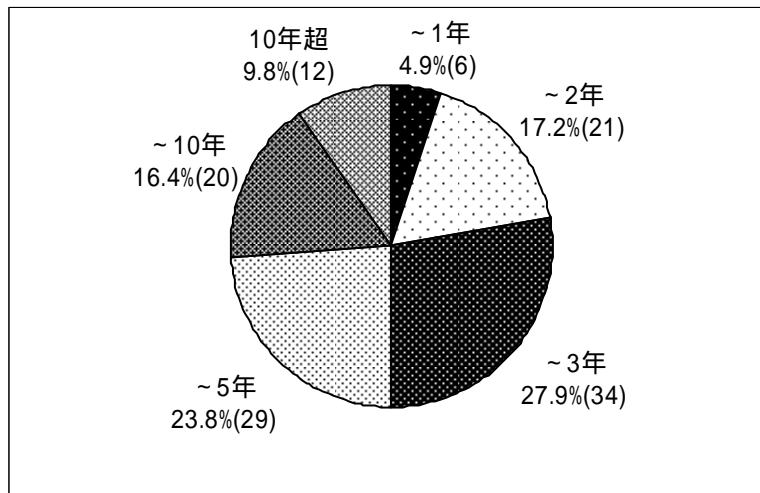
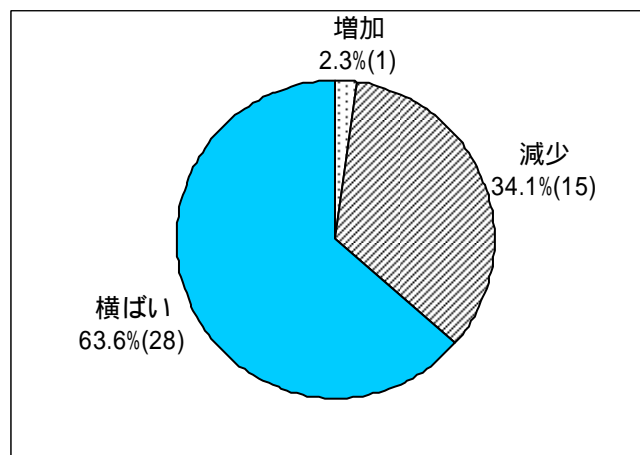


図 S-5 立入検査ができる職員の平均経験年数(平均)(水質)



N=122 / 148 自治体

図 S-6 立入検査ができる職員の平均経験年数（水質）



N=44 / 148 自治体

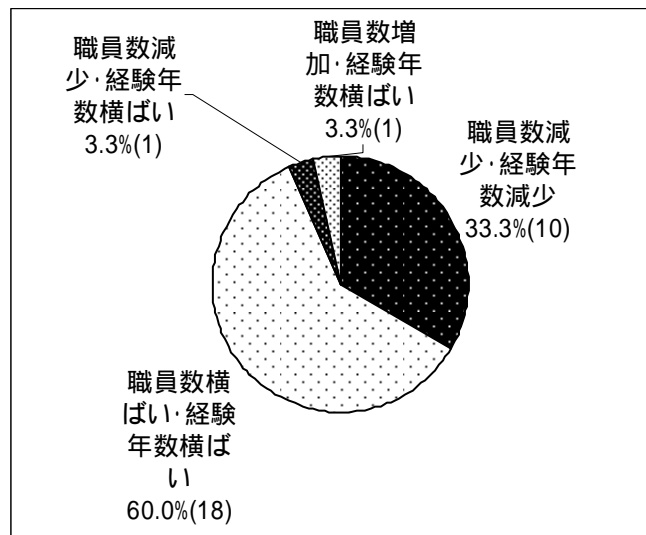
図 S-7 立入検査ができる職員の平均経験年数の動向（水質）



(3) 立入検査ができる人数及び平均経験年数

(大気)

立入検査ができる人数及び平均経験年数ともに傾向について記述があった 30 自治体（全体の 29.1%。都道府県が 20、大防法政令市が 10）の状況は下図に示すとおりで、人数・経験年数とも横ばいという回答が 60.0%であった。

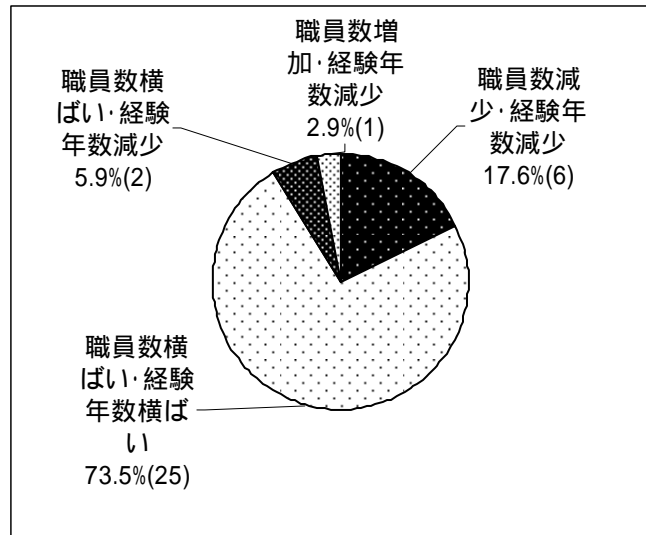


N=30 / 103 自治体

図 T-8 立入検査ができる職員数及び平均経験年数の動向（大気）

(水質)

立入検査ができる人数及び平均経験年数ともに傾向について記述があった 34 自治体（全体の 23.0%。都道府県が 15、水濁法政令市が 19）の状況は下図に示すとおりで、人数・経験年数とも横ばいという回答が 73.5%であった。



N=34 / 148 自治体

図 S-8 立入検査ができる職員数及び平均経験年数の動向（水質）

### 3. 主要事業所に対する平均的な立入検査頻度（問3）

（大気）

- ・ 主要事業所 に対する立入検査の根拠法令等は、大防法が 96.1%、ダイオキシソ法が 84.5%、条例・協定が 50.5%であった。

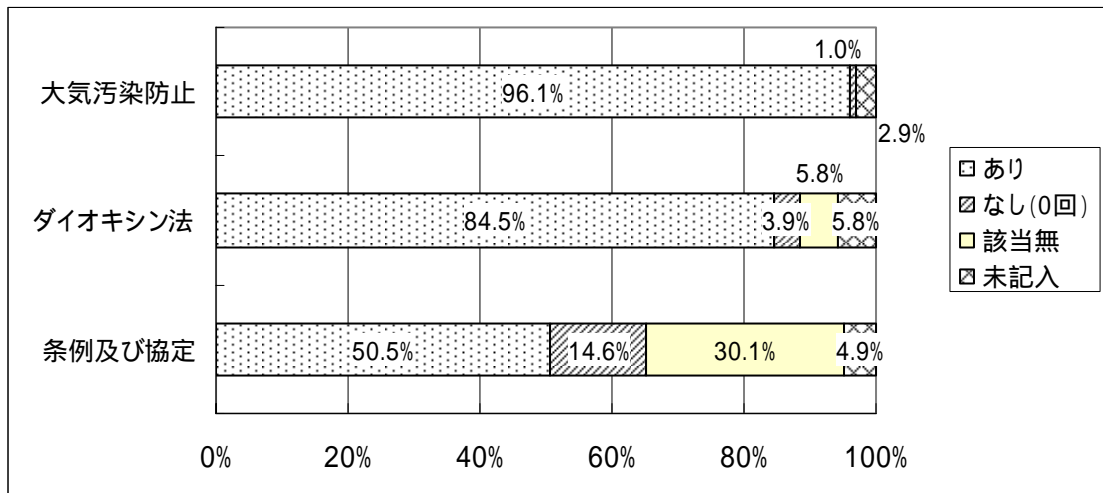
主要事業所：「規模が大きいまたは周辺への影響が大きい等各自治体において重点的な監視対象としている事業所」についての回答。そのため、一部、「主要事業所の設定はない」との理由で「該当無」との回答あり。また、大防法、ダイオキシソ法の担当部署からそれぞれ回答があった際、大防法担当部署は「ダイオキシソ法に基づく立入検査頻度」については未記入、ダイオキシソ法担当部署は「大防法に基づく立入検査頻度」については未記入という場合もある。

- ・ 立入検査の実施パターンでは、大防法・ダイオキシソ法・条例等の全てでの立入検査を実施している場合が最も多く 45.6%と半数近かった。以下、大防法・ダイオキシソ法（37.9%）、大防法（6.8%）、大防法・条例等（5.8%）と続いた。
- ・ 立入検査の実施頻度は、大防法、ダイオキシソ法はともに「1回」が最も多いが、条例等は「1回未満」が最も多かった。なお、条例の「その他」の大多数は該当無しとの回答である。

- ・ 重点的に行う施設については以下の意見が挙げられた。

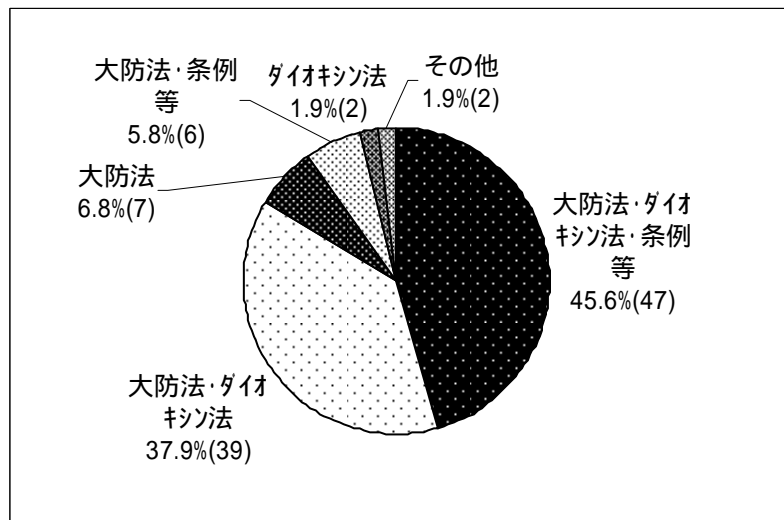
- 苦情のある工場・事業場
- 協定を締結している工場・事業場
- 過去に違反、超過があった工場・事業場
- 新設や変更の届出のあった工場・事業場
- 使用燃料（C重油、木材等）を考慮
- 自主測定の結果のない工場・事業場、基準超過のおそれのある工場・事業場、特定粉じん排出等作業

等



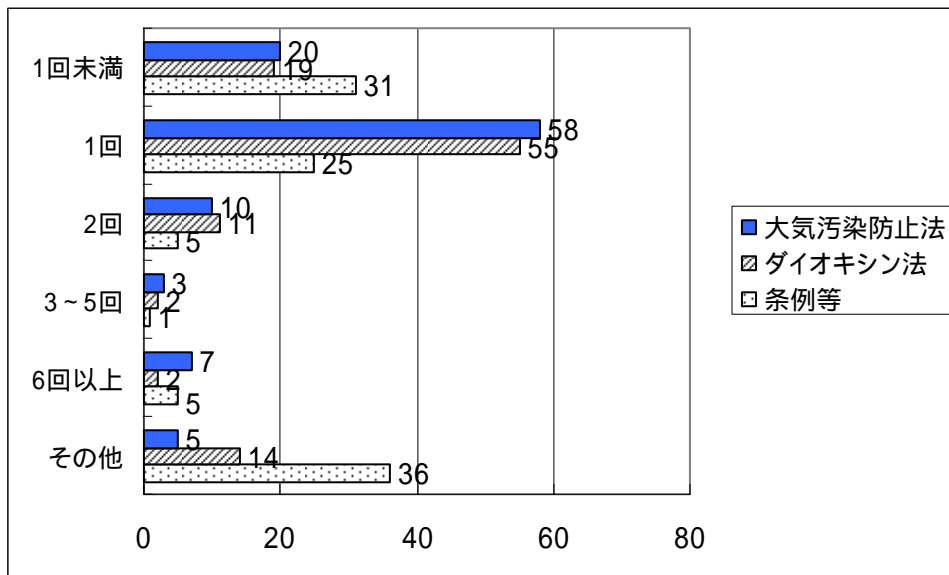
N=103 / 103 自治体

図 T-9 立入検査実施状況 (その1)(大気)



N=103 / 103 自治体

図 T-10 立入検査実施状況 (その2)(大気)



1回未満とは、2年に1回等数年に1回の回答をいう

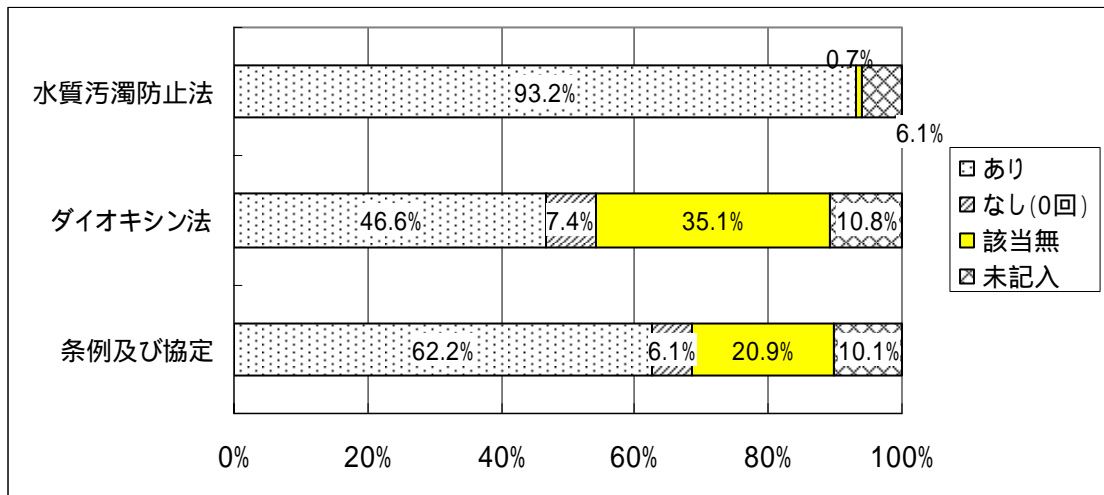
N=103 / 103 自治体

図 T-11 立入検査頻度 (その2)(大気)

(水質)

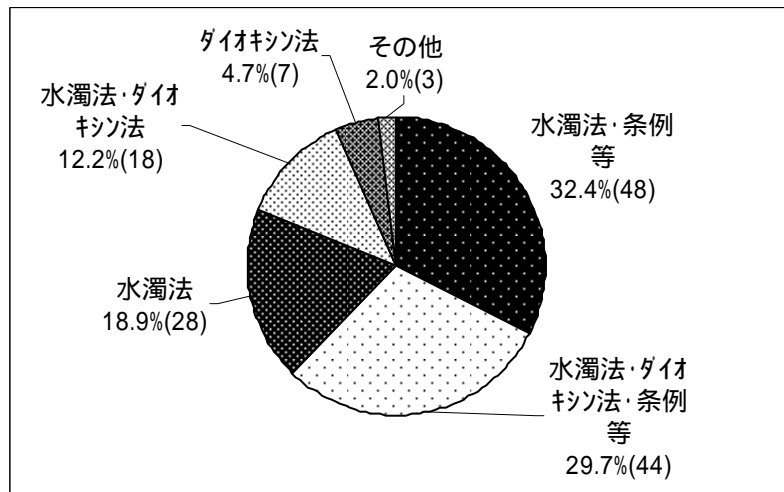
- ・水濁法、ダイオキシン法、条例等それぞれでの管内主要事業所への立入検査の実施の有無をみると、水濁法に基づき 93.2%の自治体を実施、ダイオキシン法は 46.6%の自治体、条例等は 62.2%の自治体を実施しているという結果であった。
- ・立入検査の実施パターンでは、水濁法・条例等に基づき実施している場合が最も多く 32.4%で、次に多いのが水濁法・ダイオキシン法・条例等、全てに基づき立入検査を実施している場合で 29.7%であった。
- ・立入検査の実施頻度は、水濁法、ダイオキシン法、条例等とも「1回」が最も多いが、ダイオキシン法、条例等は次に多いのが「1回未満」であるのに対し、水濁法では複数回実施されている。
  
- ・立入検査を重点的に行う施設に対する主な回答は下記のとおり。
  - 有害物質を使用している事業場(立入回数を多くする / 原則年 1 回 / 特定事業場の場合年 4 回等)
  - 排水量が多い事業場
  - (ダイオキシン法) 大気基準適用施設において基準超過が認められた事業所
  - シアン使用事業場 (年 2 回程度)
  - 下水処理場
  - 過去に排水基準違反や苦情がある事業場(過去 3 年間に立入検査時の排水検査結果で基準値超過時は、年に 2 回)

等



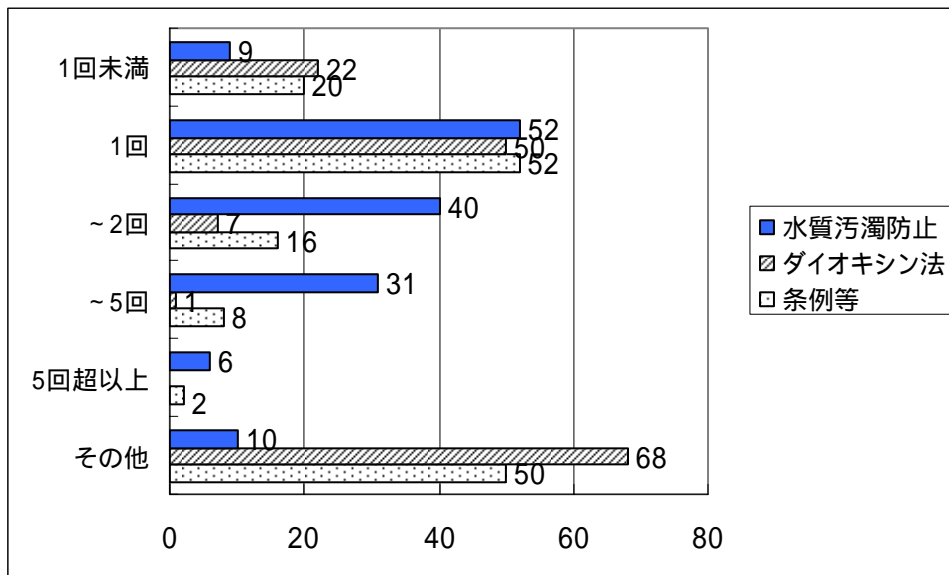
N=148 / 148 自治体

図 S-9 立入検査実施状況 (その1)(水質)



N=148 / 148 自治体

図 S-10 立入検査実施状況 (その2)(水質)



1回未満とは、2年に1回等数年に1回の回答をいう

N=148 / 148 自治体

図 S-11 立入検査頻度 (その2)(水質)

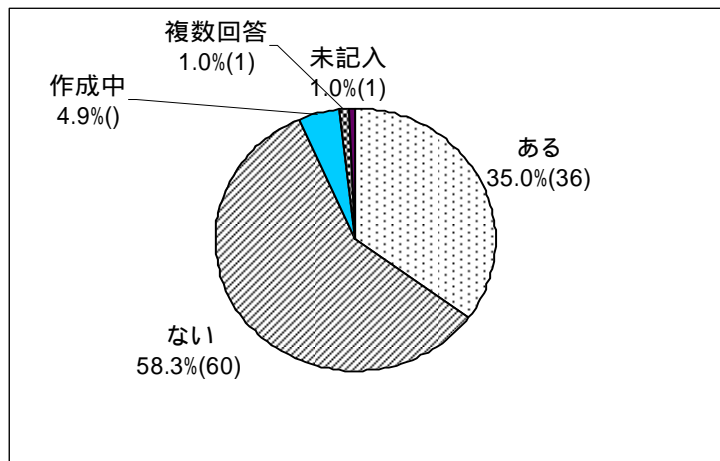


4. 定期的な立入検査内容（問4）

(1) マニュアルの有無

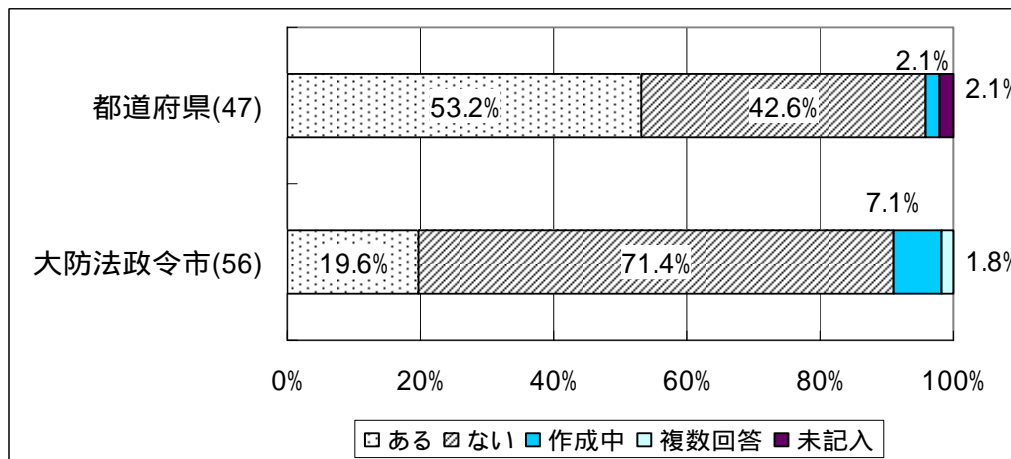
(大気)

- ・マニュアルに関しては「ある」が35.0%、「ない」が58.3%であった。
- ・都道府県でのマニュアル作成率が高く過半数の53.2%であるのに対し、大防法政令市では19.6%であった。



N=103 / 103 自治体

図 T-12 立入検査マニュアルの有無（全体）（大気）

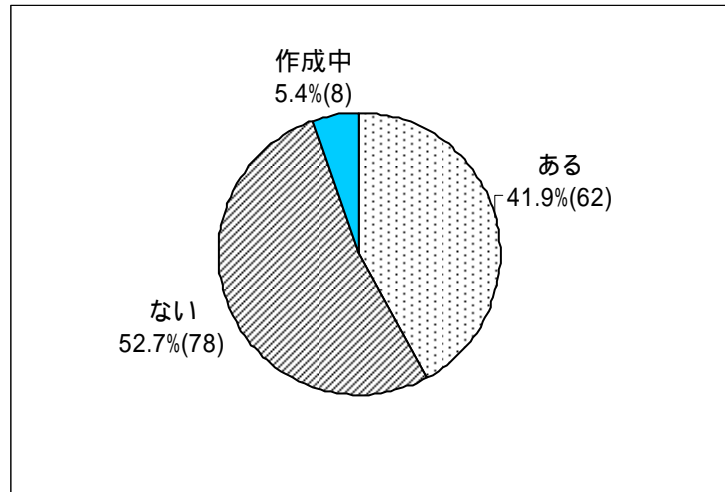


N=103 / 103 自治体

図 T-13 立入検査マニュアルの有無（都道府県・政令市別）（大気）

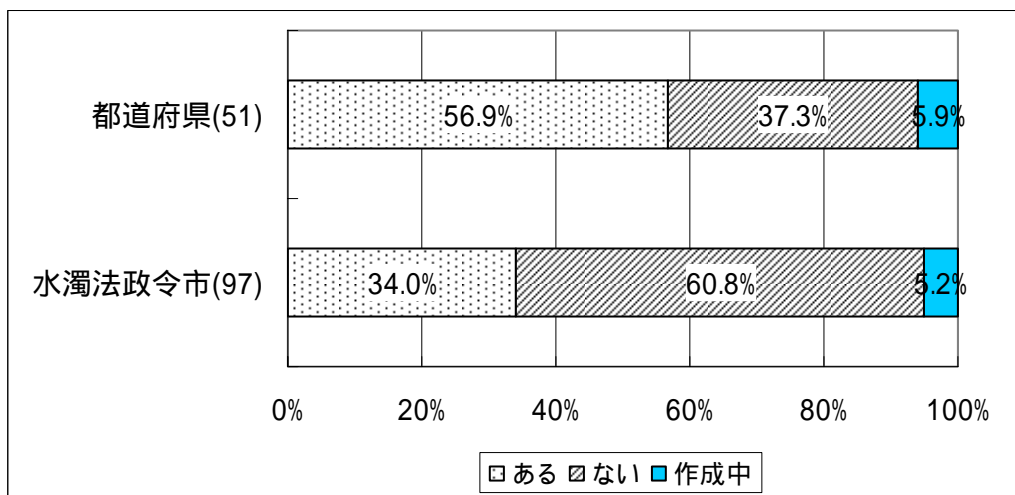
(水質)

- ・マニュアルに関しては「ある」が41.9%、「ない」が52.7%であった。
- ・都道府県でのマニュアル作成率が高く、過半数となっている。



N=148 / 148 自治体

図 S-12 立入検査マニュアルの有無（全体）(水質)



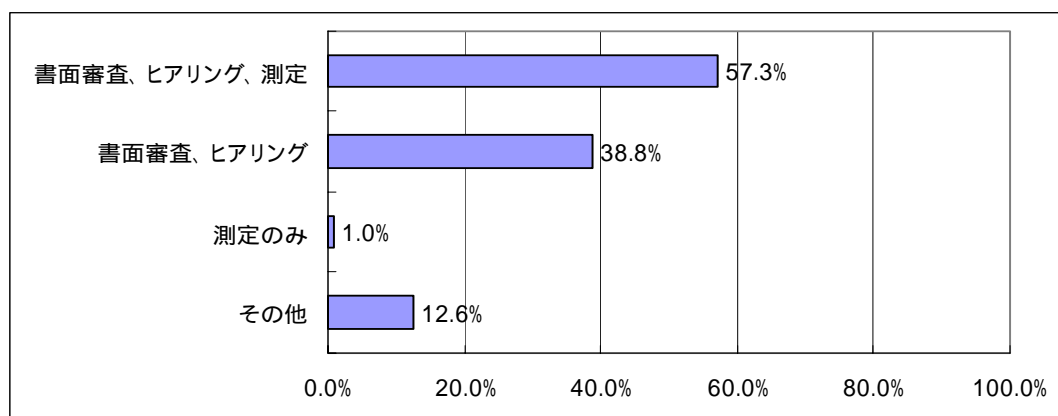
N=148 / 148 自治体

図 S-13 立入検査マニュアルの有無（都道府県・政令市別）(水質)

## (2) 立入検査方法

### (大気)

- ・立入検査方法は、「書面審査、ヒアリング、測定」との回答が 57.3%で最も多かった。
- ・「その他」は、「施設（現場）確認」との回答が多かった。また、測定については一部施設や、必要に応じて実施との回答があった。
- ・測定 は 60.1%が実施している。  
測定：「書面審査、ヒアリング、測定」、「測定のみ」、その他の意見の「測定（一部施設、必要に応じて）」の合計（62）
- ・一方、「書面審査、ヒアリング」は 98.0%が実施していた。  
書面審査、ヒアリング：「書面審査及びヒアリング」、「書面審査、ヒアリング、測定」、その他の意見の「書面審査、ヒアリング」の記載のあった回答の合計（100）

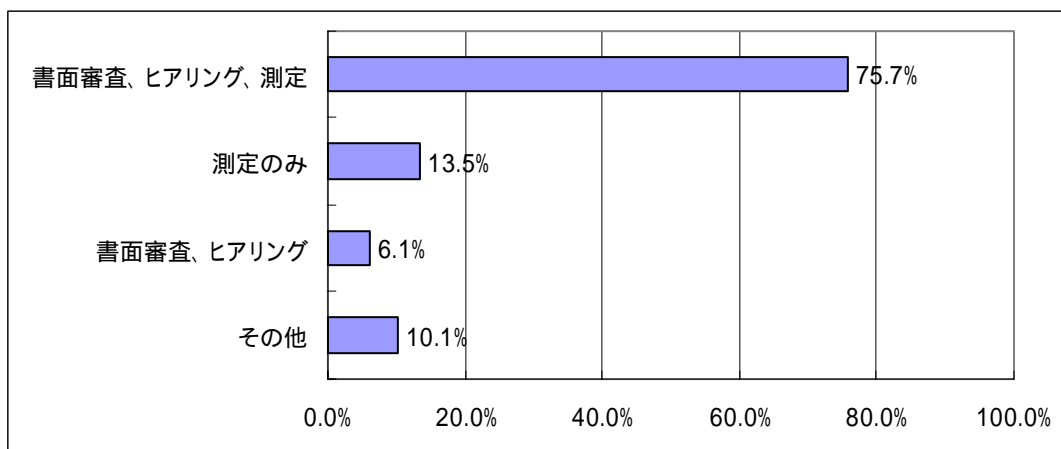


N=103 / 103 自治体

図 T-14 立入検査の方法（複数回答）（大気）

(水質)

- ・立入検査方法は、「書面審査、ヒアリング、測定」との回答が 75.7%で最も多かった。
- ・「その他」は、「ヒアリングと測定」(6)、「目的等(立入目的、水濁法と瀬戸内法、事業所)によって異なる」(5)、「施設の確認」(4)に大別される。
- ・測定 は 92.6%で実施している。  
測定 : 「書面審査、ヒアリング、測定」、「測定のみ」、「ヒアリングと測定(その他の意見より)」の合計(137)



N=148 / 148 自治体

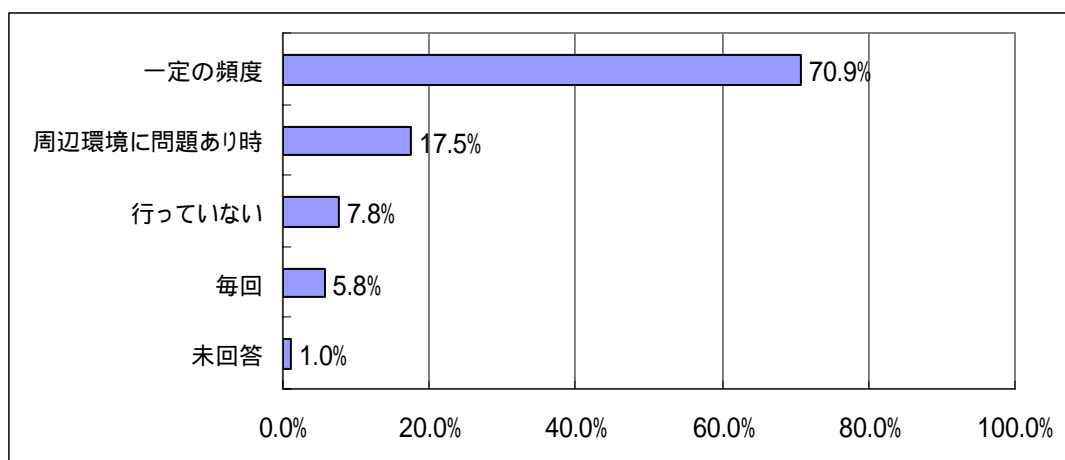
図 S-14 立入検査の方法(複数回答)(水質)

### (3) 測定頻度と検査項目

#### 測定頻度

##### (大気)

- ・測定の実施については、最も多かったのが「一定の頻度」で70.9%であった。以下、「周辺環境に問題が生じているとき」が17.5%、「行っていない」が7.8%、「毎回」が5.8%であった。
- ・測定を行わない理由としては、「人的・予算的措置がない」、「対象施設数が多い」、「自主測定で把握できると考えている」、「目的による」、「年度当初及び月間の実施計画で決めている」等が挙げられている。

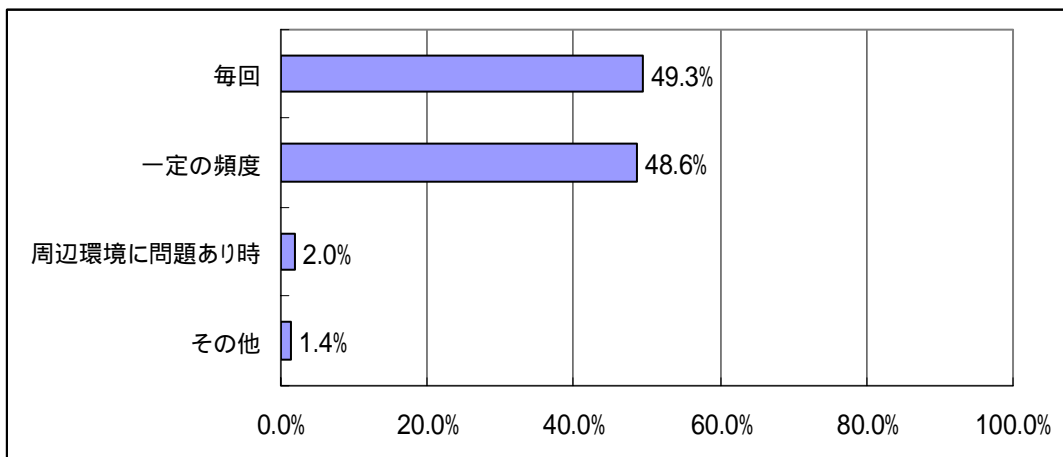


N=103 / 103 自治体

図 T-15 立入検査時の測定頻度（複数回答）（大気）

(水質)

- ・測定の実施については、「毎回」での実施が 49.3%と最も多く、次いで「一定の頻度」が 48.6%という結果だった。
- ・測定を行わない理由としては、「過去の測定結果等から」、「公共用水域への排水がない/下水道接続の場合」、「目的による」、「年度当初及び月間の実施計画で決めている」、「予算と見合わせながら」等が挙げられる。



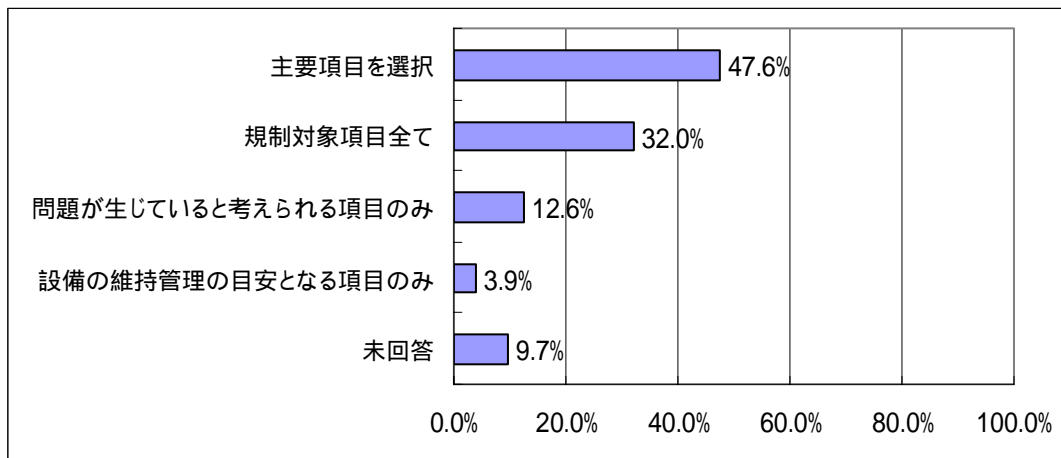
N=148 / 148 自治体

図 S-15 立入検査時の測定頻度（複数回答）(水質)

## 検査項目

### (大気)

- ・検査項目については測定を「主要項目を選択」が最も多く 47.6%、次いで「規制対象項目全てを行っている」が 32.0%、「周辺環境に問題が生じていると考えられる項目のみを行っている」が 12.5%、「設備の維持管理の目安となる項目のみを行っている」が 3.9%であった。測定時は検査項目の取捨選択が行われる傾向がある。
- ・なお、未回答のほとんどは「問 4(3) 測定頻度」の設問に対し「測定を行っていない」と回答している自治体である。

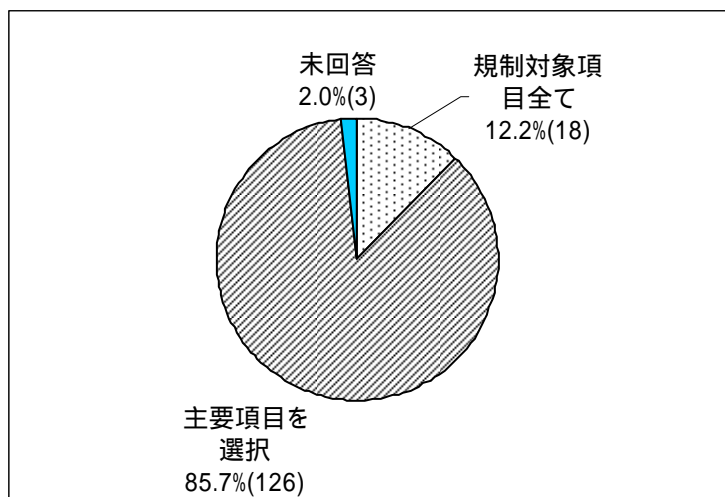


N=103 / 103 自治体

図 T-16 立入検査時の検査項目（複数回答）(大気)

(水質)

- ・検査項目については測定を「規制対象項目全て行っている」との回答が 12.2%に対し、「主要項目を選択」が 85.7%であった。
- ・なお、「周辺環境に問題が生じていると考えられる項目のみ行っている」及び「設備の維持管理の目安になる項目のみ行っている」の選択はなかった。



N=148 / 148 自治体

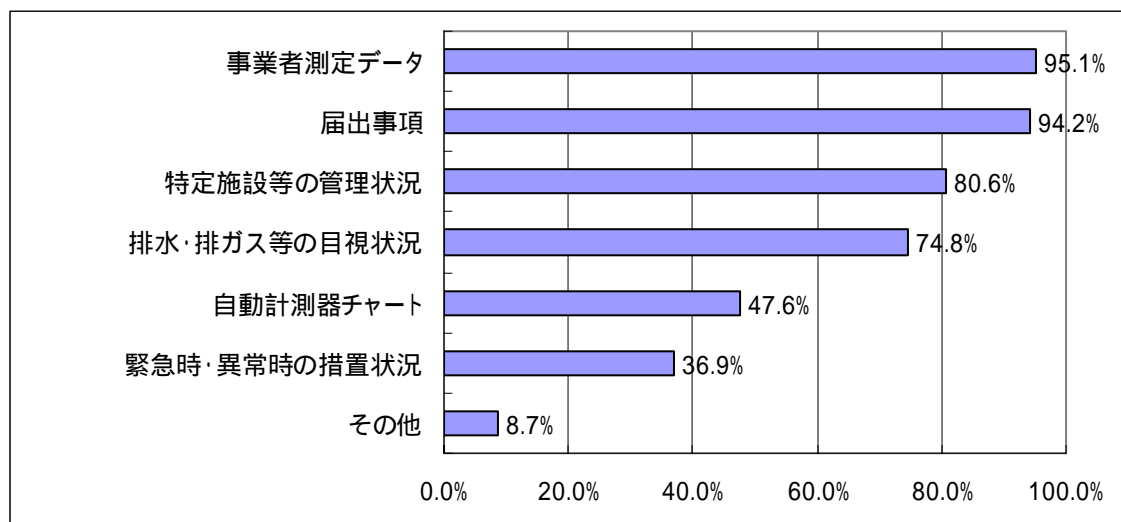
図 S-16 立入検査時の検査項目（水質）



#### (4) チェック内容（複数回答可）

##### (大気)

- ・回答は、「事業者測定データ」(95.1%)、「届出事項」(94.2%)、「特定施設等の管理状況」(80.6%)、「排水・排ガス等の目視状況」(74.8%)、「自動計測器チャート」(47.6%)、「緊急時・異常時の措置状況」(36.9%)の順に回答率が高かった。
- ・「その他」では、「原材料・燃料の確認」、「公害防止組織・公害防止管理者の専任等」等の回答があった。



N=103 / 103 自治体

図 T-17 立入検査時のチェック内容（複数回答）(大気)

- ・立入検査に際しての工夫している点や着眼点等についての主な意見は下記のとおり。

##### <工夫点>

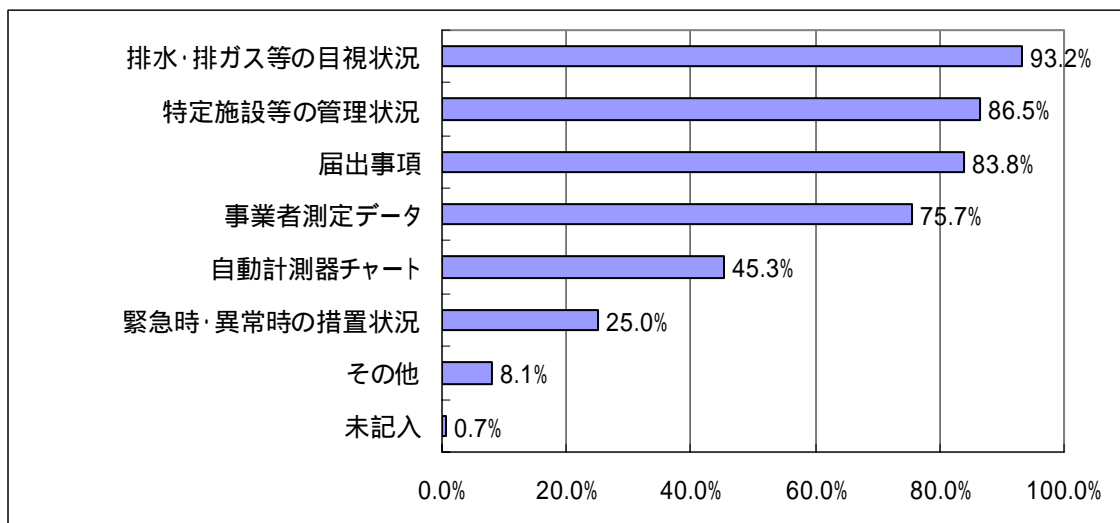
- 通常稼働の状況を確認するため、原則事前連絡なしで実施
- 担当者からばい煙設備の維持管理等で気になる点をヒアリングにより聴取
- 区、市の環境部署と協力して実施

##### <着眼点>

- 測定結果が事業所内の複数人（専任者を含む）でチェックを受けているか確認している
- 前回立入検査時との比較（事業者測定データの推移）
- 届出書を持参し、届出内容と一致しているか確認

(水質)

- ・「排水・排ガス等の目視状況」(93.2%)、「特定施設等の管理状況」(86.5%)、「届出事項」(83.8%)、「事業者測定データ」(75.7%)、「自動計測器チャート」(45.3%)、「緊急時・異常時の措置状況」(25.0%)の順に回答率が高かった。
- ・「その他」では、「計測器の維持管理状況」、「有害物質使用状況」、「製造工程で発生した濃厚廃液や排水処理施設で発生した汚泥の処理状況(マニフェスト)」、「排水の状況により検査項目を増やしている」、「立入の目的や事業場によってチェック内容は異なる」等との回答があった。



N=148 / 148 自治体

図 S-17 立入検査時のチェック内容(複数回答)(水質)

- ・立入検査に際しての工夫している点や着眼点等についての主な意見は下記のとおり。

<工夫点>

- 事前連絡なしで実施
- 操業終了時間帯(夕方、夜間)に実施
- チェック項目を絞る/検査ごとにトピック・重点項目を決める
- 総量規制対象事業場を優先
- 立入検査票(複写式)を作成し、確認や指導漏れのないようにしている。事業者側の立会及びサインを求め、軽微な指導事項を記入の上、複写を交付

<着眼点>

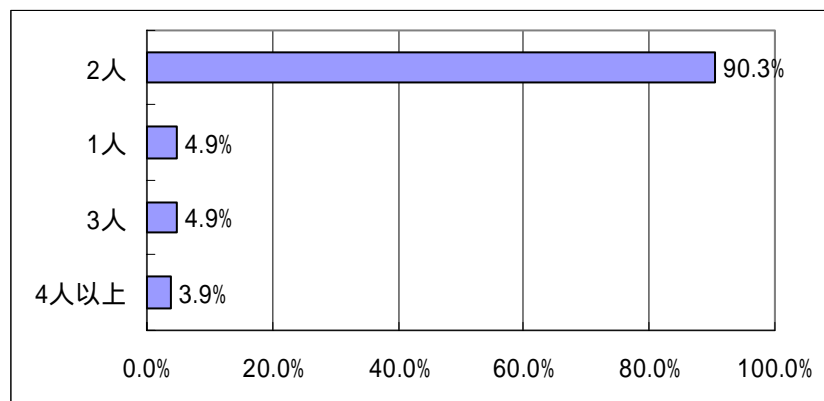
- 立ち会い者(事業者)の受け答え状況

- 自主測定について、自社の分析か委託分析か。委託の場合、サンプル採取者は誰か、施設稼働時間とサンプリング時間におかしな点はないか
- 自動測定機のメンテナンスの状況
- 製造及び工程をフローチャートと現場相互から確認
- 前回と比べて、従業員数や生産量（稼働率）が大幅に増減している場合は特に注意している
- 排水処理施設の管理状況
- 届出内容との突き合わせ（施設、有害物質）

(5) 立入検査人数

(大気)

- ・立入人数は「2人」が最も多く90.3%、以下、「1人」・「3人」(ともに4.9%)、「4人以上」(3.9%)であった。

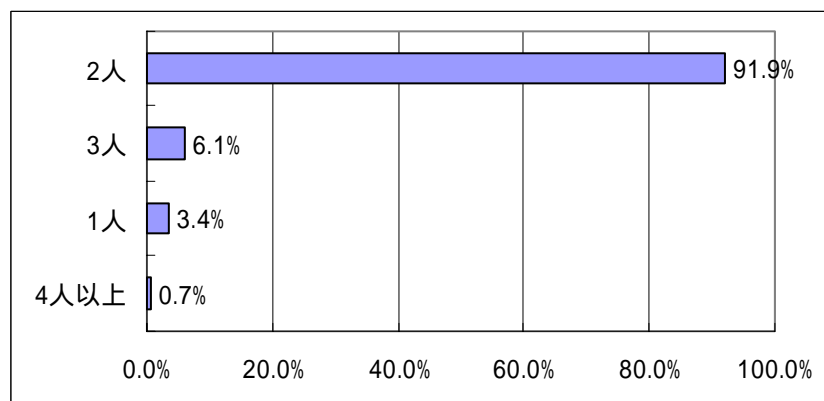


N=103 / 103 自治体

図 T-18 立入検査人数 (複数回答)(大気)

(水質)

- ・立入人数は「2人」が最も多く91.9%、以下、「3人」(6.1%)、「1人」(3.4%)、「4人以上」(0.7%)であった。



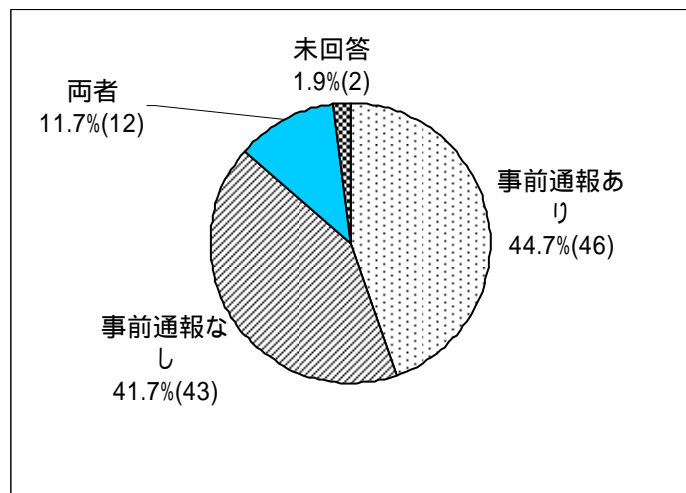
N=148 / 148 自治体

図 S-18 立入検査人数 (複数回答)(水質)

(6) 事前通報の有無

(大気)

- ・立入検査の事前通報は、「あり」が44.7%、「なし」が41.7%と、事前通報有無は大差はみられなかった。
- ・事前通報あり・なしの両者の回答については、立会が必要な場合や測定を行う場合、協定工場などは通報するとの意見や、調査目的による等の意見があった。

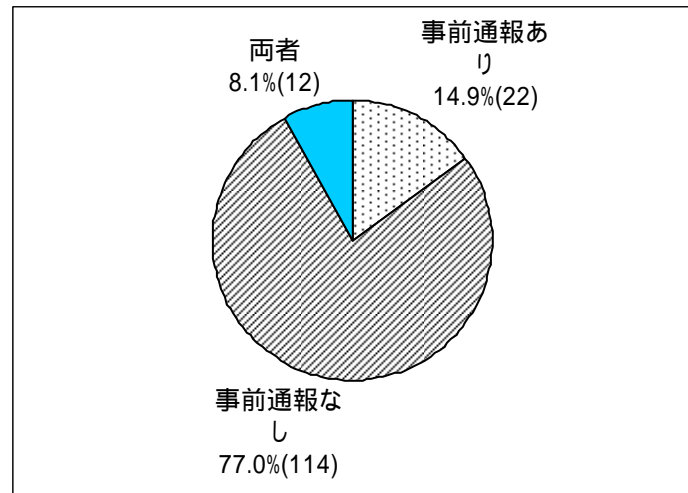


N=103 / 103 自治体

図 T-19 事前通報の有無（大気）

(水質)

- ・立入検査の事前通報は、「あり」が 14.9%であるのに対し、「なし」が 77.0%と、圧倒的に通報なしが多くなっている。
- ・事前通報あり・なしの両者の回答については、立会が必要な場合やヒアリングを行う場合は通報するとの意見や、調査目的による等の意見があった。



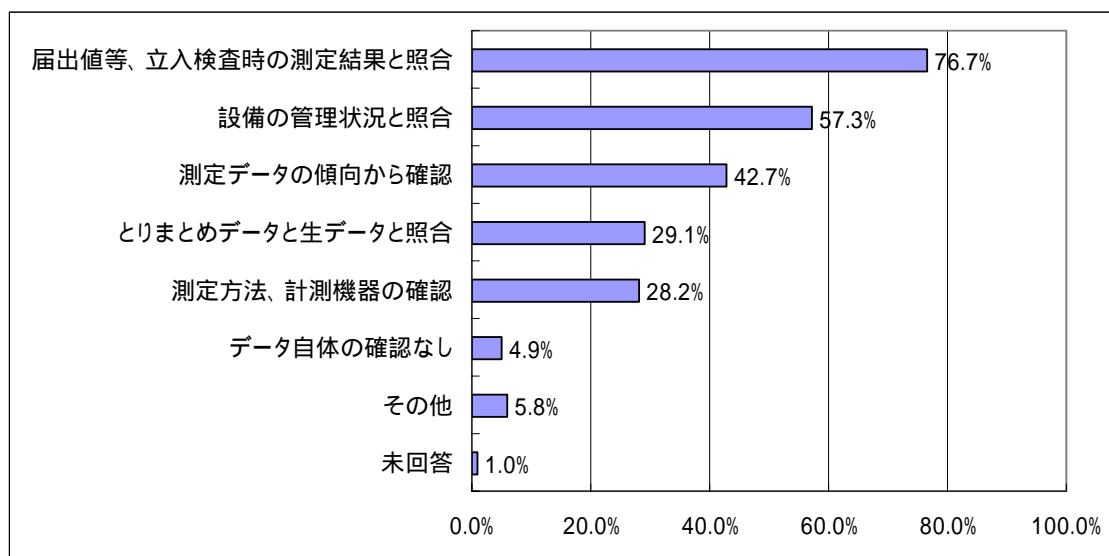
N=148 / 148 自治体

図 S-19 事前通報の有無（水質）

(7) 測定データのチェック方法（複数回答可）

(大気)

- ・事業者測定データの確認については、「届出値等や立入検査時の測定結果と照合」との回答が76.7%と最も多かった。以下、「設備の管理状況と照合して確認する」(57.3%)、「測定データの傾向から不自然な点がないか確認する」(42.7%)が続く。
- ・「その他」では、計量証明書の確認がほとんどで、それ以外ではテレメータデータとのチェック等の回答があった。

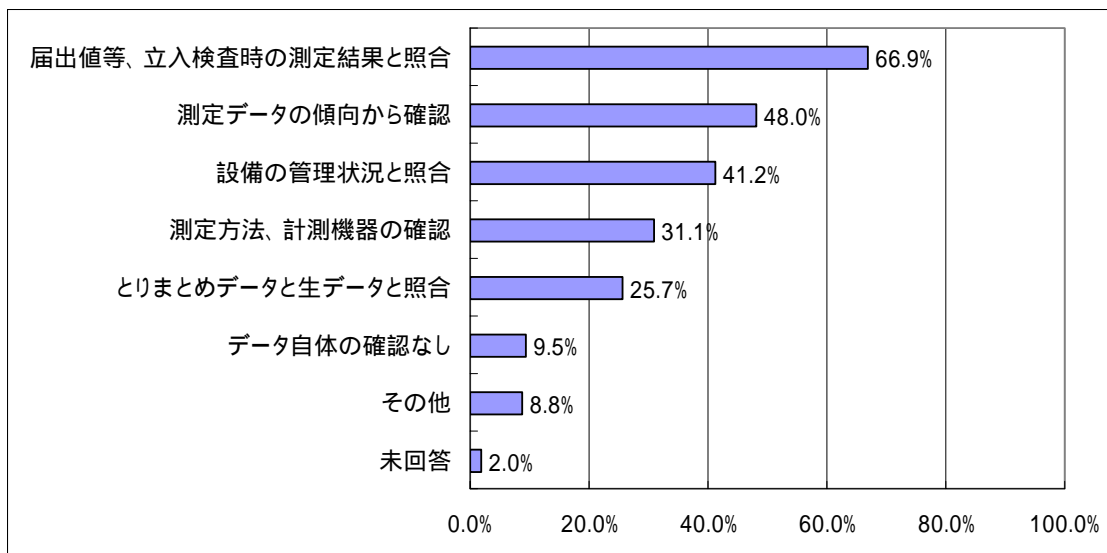


N=103 / 103 自治体

図 T-20 事業者測定データのチェック方法（複数回答）(大気)

(水質)

- ・事業者測定データの確認については、「届出値等や立入検査時の測定結果と照合」との回答が 66.9%と最も多かった。以下、「測定データの傾向から不自然な点がないか確認する」(48.0%)、「設備の管理状況と照合して確認する」(41.2%)が続く。
- ・「その他」では、計量証明書の確認、基準値との比較、必要に応じてチェックを行う等が挙げられていた。
- ・一方、「データ自体の確認は行わない」との回答も 9.5%あったが、そのほとんどが、「問 4(4) チェック内容」の設問に対して「事業者測定データ」の選択がない自治体である。



N=148 / 148 自治体

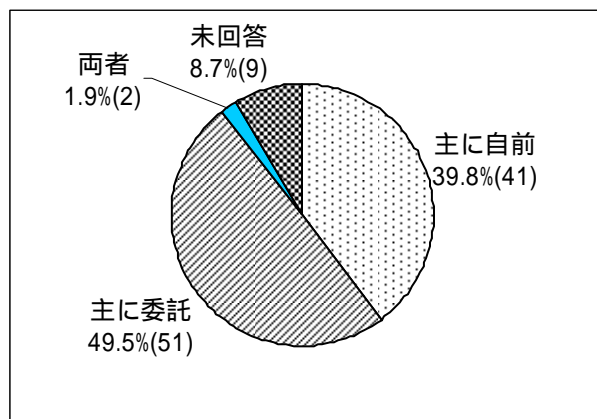
図 S-20 事業者測定データのチェック方法 (複数回答)(水質)



(8) 試料分析

(大気)

- ・測定を行っている場合、「主に自前」が 39.8%、「主に委託」が 49.5%であった。自前と委託を併用している自治体もあり、両者選択(複数回答)が 1.9%あった。
- ・なお、未回答は全て、問 4(3)の測定頻度の設問について「行っていない」との回答を行っている自治体である。
- ・自前と委託の両者選択時は、委託するのはダイオキシン類で、それ以外は自前との回答である。



N=103 / 103 自治体

図 T-21 測定を行っている場合の試料分析(大気)

- ・自前と委託それぞれの利点等、意見として主に挙げられていた点は下記のとおり。

< 自前 >

- 柔軟な対応、緊急時に対応可  
項目の追加、日程変更等可能
- 測定結果が迅速
- データの信頼性・正確性
- 精度管理面  
精度管理が容易である、適切に行われている
- 職員の技術・知識が蓄積される
- その他  
費用が安い、法人個人情報流出の心配がない

等

< 委託 >

- コスト

コスト面で有利・コスト削減（人件費及び機器）

- 精度管理面

精度管理が一定に保たれている、日常的に測定業務を実施しているため実績が豊富で熟練しており、迅速に対応できる / 測定技術の精度が保証される

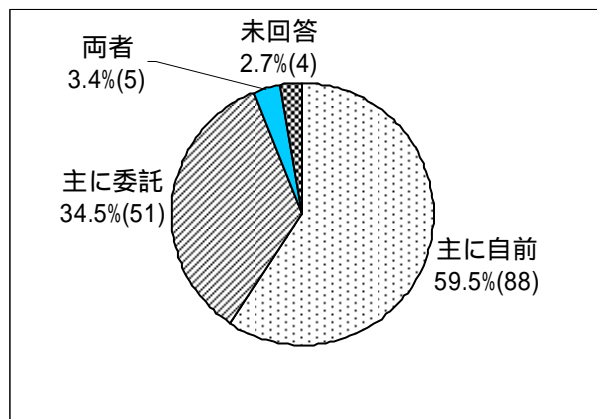
- その他

測定口は高所にある場合が多く、職員の安全性が確保できる

等

(水質)

- ・測定を行っている場合、「主に自前」が 59.8%、「主に委託」が 34.5%であった。
- ・なお、自前と委託を併用している自治体もあり、両者選択（複数回答）が 3.4%あった。
- ・自前と委託の両者選択時は、委託するのは有害物質、重金属等、ダイオキシン類、これに対して自前がそれぞれ、生活環境項目、重金属等以外、水濁法（対象物質）となっていた。



N=148 / 148 自治体

図 S-21 測定を行っている場合の試料分析（水質）

- ・自前と委託それぞれの利点等、意見として主に挙げられていた点は下記のとおり。

< 自前 >

- 柔軟な対応（分析時間、測定項目等）、緊急時に対応可  
検体数の増減、項目の追加、日程変更、随時分析、測定値に疑問がある時の再分析等可能
- 測定結果が迅速  
ほとんどの項目が翌日までに結果が得られる、結果が早いいため基準超過時などはすぐに対応可能等
- データの信頼性・正確性
- 精度管理面  
検査機関の精度管理不要、委託は分析精度に不安がつきまとう
- 職員の育成につながる  
異常データが検出された時に検証可能、原因究明や対処方法について事業者にも効果的な指導が可能、委託を行った場合でも業者の監督が行える
- その他

委託費枯渇のため、契約手続等の事務手間が省けるため期間に関係なく測定可能

等

< 委託 >

- コスト

コスト面で有利・コスト削減（人件費及び機器）、ひいては人員削減ができる、担当職員が技術職でなくとも業務担当可能、測定にかかる人員を指導業務や立入数増加につなげられる等

- 精度管理面

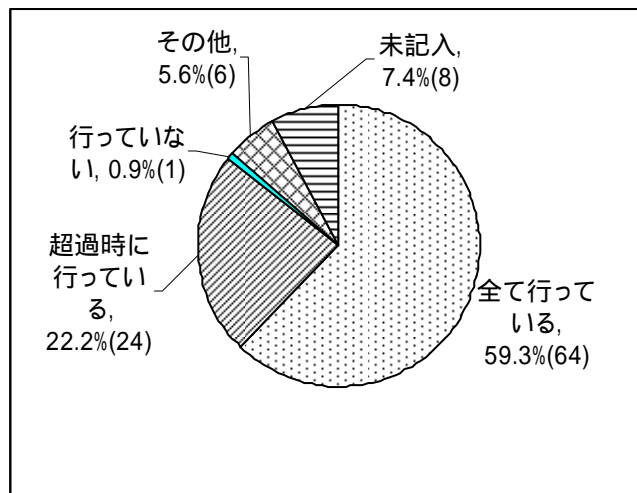
精度管理面から考えると委託の方がよい、分析頻度が小さい項目は精度管理が不安定のため委託する

等

## (9) 測定結果の通知

### (大気)

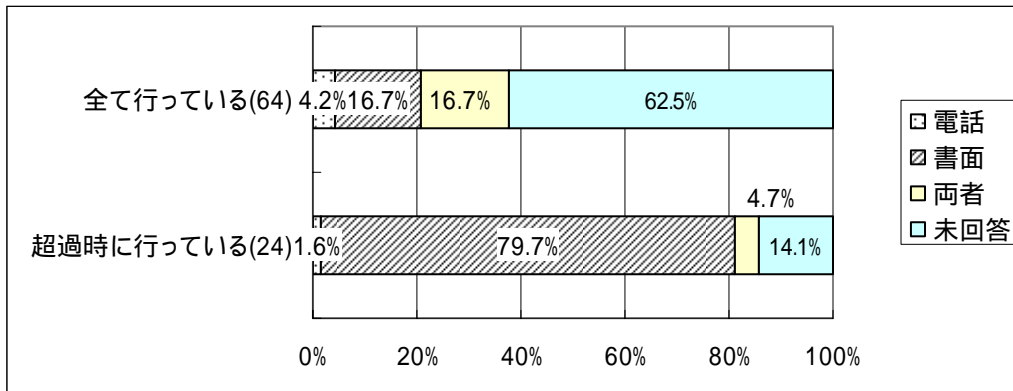
- ・測定結果については「全て行っている」との回答が 59.3%、「超過時に行っている」が 22.2%であった。「その他」(5.6%)は、希望者、問い合わせがあった場合、通知した方がよいと判断した場合等に行うとの回答であった。
- ・なお、未回答は全て、問 4(3)の測定頻度の設問について「行っていない」との回答を行っている自治体である。
- ・連絡方法は、測定結果を「全て行っている」場合は、書面によるとの回答が多く、「超過時に行っている」場合は、書面と、電話・書面の両者での回答が多かった。
- ・「超過時に行っている」の回答時の判断となったものとして、「排出基準」との回答が最も多く、その他では「届出値」、「上乗せ基準」、「協定値」、「指導値」との回答であった。



N=103 / 103 自治体

図 T-22 測定結果の連絡（大気）

- ・値が超過している場合の対応は、文書（または電話）による指導を基本に主に以下の対応がされている。
    - 報告書（原因、対策）の提出を求める
    - 確認（再測定 / 自主測定）
    - 施設停止（ダイオキシン類）
    - 事象に応じて指導、命令等
- 例）届出値超過時は行政指導、基準値超過時は改善命令等

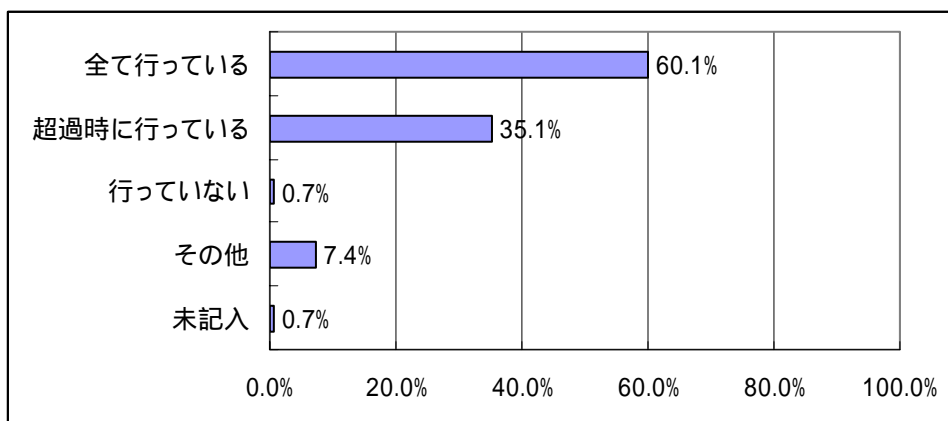


N=88 / 103 自治体

図 T-23 測定結果の連絡方法（大気）

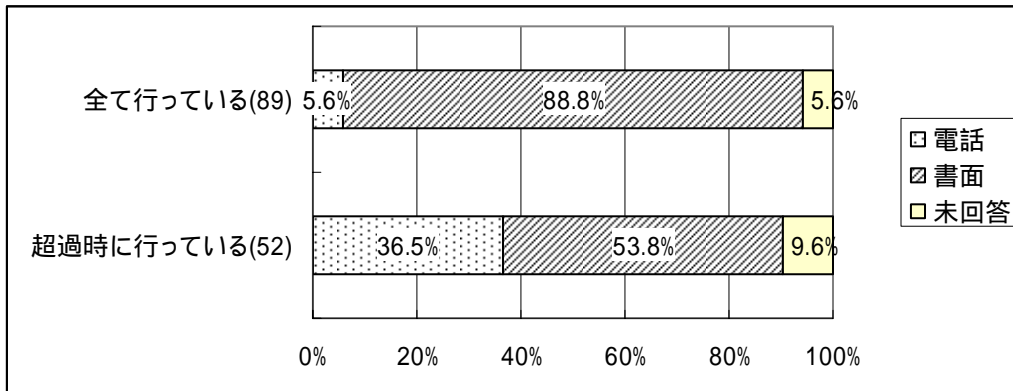
(水質)

- ・測定結果については「全て行っている」との回答が 60.1%、「超過時に行っている」が 35.1%であった。「その他」(7.4%) は、希望者に通知を行うとの回答となっている。
- ・なお、一部複数回答があったが、すべて「超過時に行っている」と「その他」の選択である。
- ・連絡方法は、書面によるとの回答が多いが、測定結果を「超過時に行っている」場合は、電話連絡も 36.5%あった。
- ・「超過時に行っている」の回答時の判断となったものとして、「排水基準」との回答が最も多く、その他では「法、条例」等となっている。また、「法令または県条例の厳しい方」との回答もあった。
- ・値が超過している場合の対応は、文書(または電話)による指導を基本に主に以下の対応がされている。
  - 報告書(原因、対策)の提出を求める
  - 確認(再立入または事業者による測定データの提出(計量証明書))
  - 改善対策(文書の提出)+一定期間(1年間、3ヶ月、基準内に安定するまで等)測定データの報告を依頼
  - 事象に応じて指導、命令等例)届出値/許可値超過時は行政指導、基準値超過時は改善命令等  
また、排水基準以下でも濃度及び過去の状況に応じて文書指導を行うという自治体もあった。



N=148 / 148 自治体

図 S-22 測定結果の連絡(複数回答)(水質)



N=141 / 148 自治体

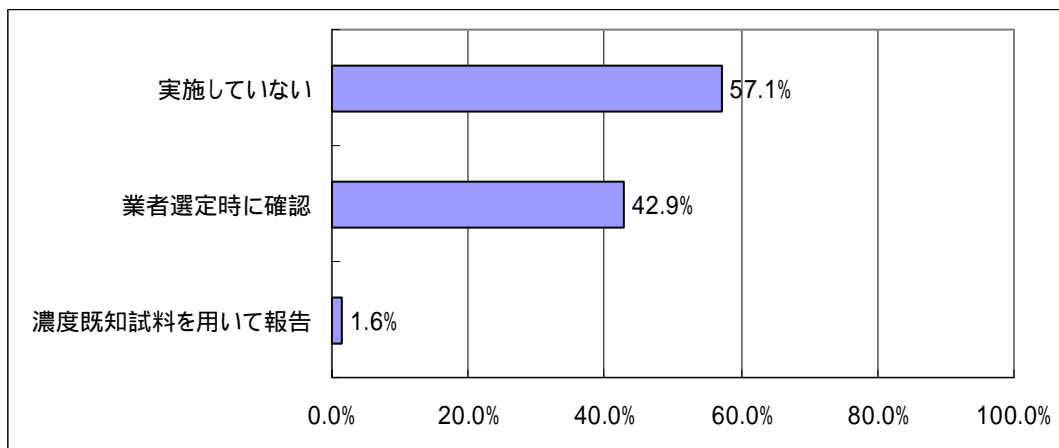
図 S-23 測定結果の連絡方法（水質）



(10) 精度管理（外部委託時のみ）

(大気)

- ・「実施していない」が 57.1%で、「業者選定時に確認」が 42.9%、「濃度既知試料を用いて報告させる」が 1.6%であった（一部複数回答あり）
- ・精度管理について、委託費の低減や競争入札による業者選定のため、精度管理への不安について言及する意見が複数あった。



N=63 注 / 103 自治体

図 T-24 測定外部委託時の精度管理の実施状況（複数回答）（大気）

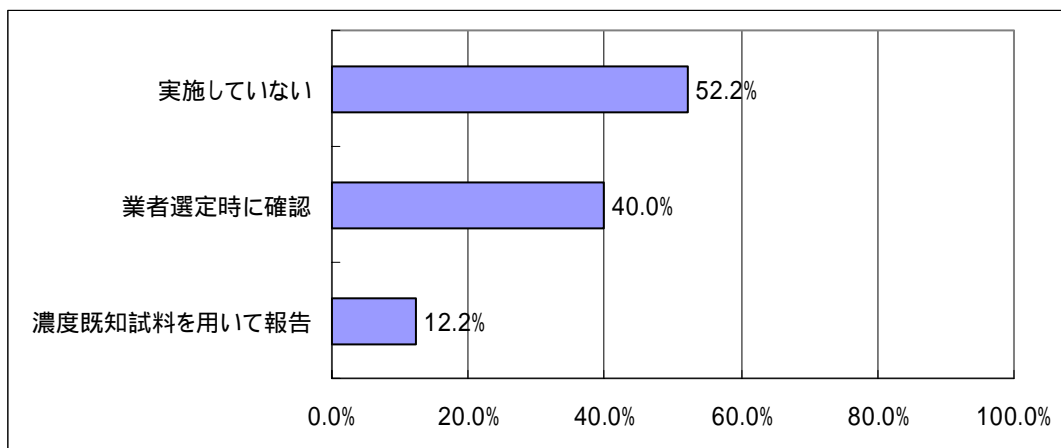
表 T-25 精度管理についての問題点等についての意見（大気）

|   |   |
|---|---|
| 1 | 平成 14 年 11 月に学識経験者等による「ダイオキシン類測定精度管理検討会」を設置し、委託分析機関が実施する精度管理の評価、ダイオキシン類の測定結果の評価、分析機関の査察等を実施している |
| 2 | 競争入札による業者選定では必ずしも十分な精度管理を実施している事業者が選定されとは限らない   |
| 3 | 委託契約は、委託金額で決定されるため、小さな契約は、精度管理に不安のある事業者が多い  |
| 4 | 委託費（測定費）が年々低くなっているが十分な精度管理が行われているのか、近年特に、懸念を感じる。しかし、精度管理手法の確認を重んじてしまうと委託するメリットが格段に小さくなると思われる    |
| 5 | 計量証明事業所に委託しているが、計算値に誤りがある計量証明事業所が見受けられたことがあった   |

|   |  |
|---|--|
| 6 | 硫黄の分析は外注。その際、精度管理について特に実施していない               |
| 7 | 主には自前で分析を行うが、多少は外部委託することもあり、その際の精度管理を実施していない |
| 8 | ダイオキシンについては、委託業者に対し精度管理について立入調査を実施           |
| 9 | 計量証明書による報告を義務付けている                           |

(水質)

- ・「実施していない」が過半数の 52.2%あり、「業者選定時に確認」が 40.0%、「濃度既知試料を用いて報告させる」が 12.2%であった（一部複数回答あり）。
- ・精度管理に関しては、「クロスチェックを行っている」との意見のほか、問題点等としては、「クロスチェックできる公的機関がない」、「年度ごとに委託業者を選定するが、業者によって分析精度に差があるため、データ管理に苦慮する場合がある」等の回答があった。



N=90<sup>注</sup> / 148 自治体

図 S-24 測定外部委託時の精度管理の実施状況（複数回答）（水質）

表 S-25 精度管理についての問題点等についての意見（水質）

|   |  |
|---|--|
| 1 | 行政検体であることから精度管理をきちんと行っていく必要がある。SOP（Standard Operating Procedure：標準作業手順書）の提出や精度管理方法の報告を実施する仕様としているが、業者側が仕様書を完全に理解せずに入札に応じる危険性があり、契約後に問題が発生する場合がある。分析業者への立入検査などの指導をする場合、行政側に分析技術のノウハウがなく、指導しきれなくなる可能性が今後発生するおそれがある |
| 2 | 分析の異常値（基準超過等）については、速報値で報告させ、場合によっては事業場への行政指導を実施。過去に、その速報値が確定値と異なる事があり、委託先のデータ管理について、指導を行った事例あり   |
| 3 | 分析結果のクロスチェックができる公的機関がない  |

|    |  |
|----|--|
| 4  | 分析結果に疑問をもった場合は、委託先に生データを提出させ、測定手順を確認する等の検証作業が必要と思われる   |
| 5  | 濃度既知試料を用いての精度管理を行うには濃度既知試料の調整が必要になるため、自前の分析機関が必要となる。また、精度管理が適切に行われているか分析委託機関の監督を行うには、専門知識、技術、経験をもった職員が必要となる。しかし、今後一層の業務委託化が進むようになると、このような方法による精度管理は困難になると考えられる |
| 6  | 年度ごとに委託業者を選定するが、業者によって分析精度に差があるため、データ管理に苦慮する場合がある  |
| 7  | 都道府県主催で、都道府県内の測定機関に濃度既知試料を配布し統一分析を実施   |
| 8  | 全国的な精度管理試験があれば、積極的に参加するよう依頼。委託先には精度管理報告を要求   |
| 9  | 事業所や手法の確認のみであり、実際の状況は確認することが困難   |
| 10 | 事業者が各種認証をもっているにもかかわらず精度管理が問題になるのは、認証制度や認証を与える団体にも問題があるのではないかと思う  |
| 11 | 工場排水に近いものを模擬試料とするのが望ましいが、試料の調整が困難であるため、試薬を純水等で溶解し使用  |
| 12 | 業者の分析施設への視察は行っている。分析のバックデータ等は提出させ確認を行っているが、標準物質等による分析は行わせていないため、厳密な意味での精度管理は行っていない   |
| 13 | 業者選定時に、都道府県の環境研究センターと業者の分析能力・データ処理・管理方法を事前に調査するとともに、業務実施中に立入検査やクロスチェックの実施で、分析方法等について確認を実施  |
| 14 | 基準超過時、生データの提出及び再分析で精度管理しているが、不検出時の確認の精度管理できていないので、次回、委託時に精度管理の確認をすべきと考えている   |
| 15 | 平成 14 年 11 月に学識経験者等による「ダイオキシン類測定精度管理検討会」を設置し、委託分析機関が実施する精度管理の評価、ダイオキシン類の測定結果の評価、分析機関の査察等を実施  |
| 16 | 契約時に精度管理手法を提出させているが、行政自らが確認できない  |
| 17 | 計量証明事業者または認定特定計量証明事業者であることで精度管理がなされていると理解  |

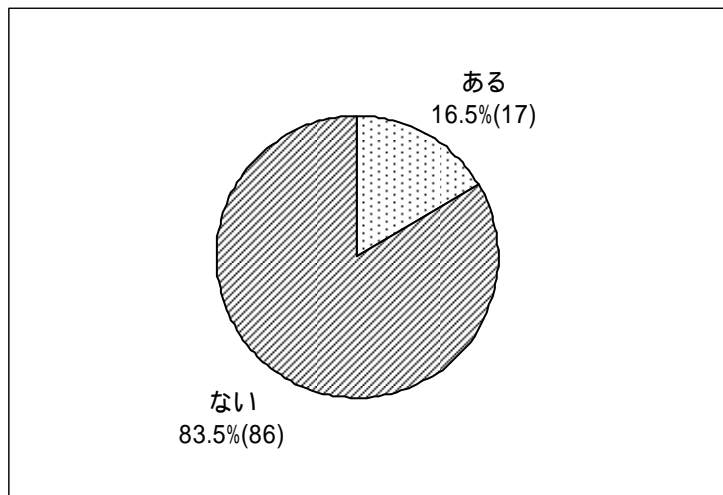
(11) 基準超過等事例の有無

(大気)

- ・ 超過事例等があるとの回答が 16.5%であった。
- ・ 事例のほとんどは基準超過であるが、データ改ざんありとの回答もある。
- ・ 超過等が判明した理由は下記のとおり。

自主測定結果の報告(2件)、立入検査(5件)、公害防止協定に基づく報告(1件)、自主測定データの記録確認(1件)、他法令に基づく報告(1件)、事業者からの報告・相談・自主精査(各1件)

基準超過等事例：事業者測定データの確認によって、濃度規制や総量規制に関する基準超過や記録データ改ざんが発覚した事例をいう。



N=103 / 103 自治体

図 T-26 基準超過等事例の有無 (大気)

表 T-27 基準超過等事例の概要 (大気)

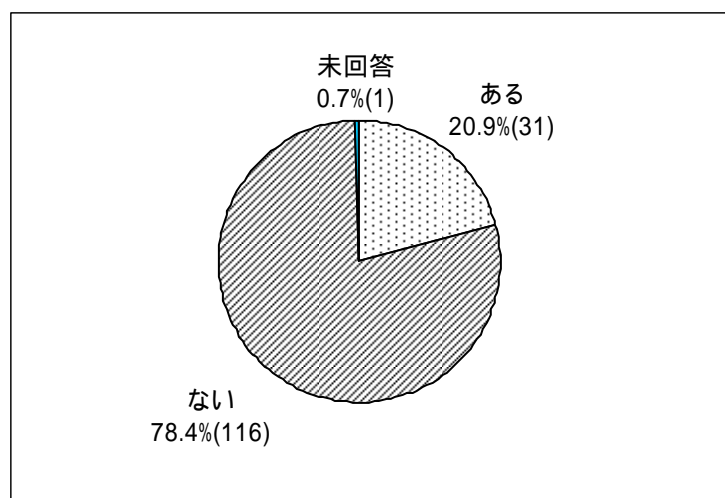
| (1)自主測定結果・自主点検結果の報告から判明 |   |
|-------------------------|---|
| 1                       | 事業者の自主測定結果の報告を受け、基準超過が判明した。原因は設備の構造上の問題、運転管理不良と推定   |
| 2                       | 事業所からの自主測定結果の報告から基準違反が判明  |
| 3                       | 事業者による廃棄物焼却炉排ガスのダイオキシン類の測定に関する報告で、基準値を超過していたことを確認。施設使用停止及び改善措置実施を指導した。事業者が改善措置を検討し、廃棄物の委託処理費と比較の結果、施設の廃止届提出 |
| (2)立入検査等にて判明            |   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 4                   | 立入調査で日報と測定記録（チャート紙）を確認したところ、データの書き換えが発覚。原因としては、企業の遵法意識や環境保護意識の低下等が考えられる             |
| 5                   | 立入検査で自主測定結果を確認した際に基準超過を確認   |
| 6                   | 立入検査において、自主測定結果を確認したところ、基準超過していたことが判明   |
| 7                   | 立入時に、事業者の測定結果記録を調べ、基準の超過を確認した事例   |
| 8                   | 他都道府県のデータ改ざん発覚後に、県内の主要工場に対して立入検査を実施したところ過去に行った自主検査の結果、ばいじん基準を超過した事例があった（改善済み）       |
| (3)事業者からの報告、相談、自主精査 |   |
| 9                   | 事業者からの自主的な報告  |
| 10                  | 事業者からの相談による   |
| 11                  | 事業者が自主的に連続測定データを精査した結果、排出基準超過が判明。酸素濃度換算していない値でボイラーの燃焼管理をしていたため、基準超過に気づきにくかったのが大きな原因 |
| (4)その他              |   |
| 12                  | 他法令に基づく報告書（一般廃棄物維持管理報告書等）において基準超過を確認  |
| 13                  | 事業者に自主点検と報告を依頼したところ、基準超過やデータ改ざんについての報告あり  |
| 14                  | 事業者から公害防止協定に基づく定期報告   |
| 15                  | 事業者の自主測定データの過去3年分の記録を確認   |
| 16                  | 排出基準超過事例。事業者が適用される基準値を誤解しており、基準値超過の認識がなかった。   |

(水質)

- ・超過事例等があるとの回答が 20.9%であった。
- ・事例のほとんどは基準超過であるが、超過以外では、データ改ざん、未処理排水の地下浸透ありであった。また、超過事例のうち総量規制基準に関するものが 9 自治体あった。
- ・超過等が判明した理由は下記のとおり。

測定結果（自主測定含む）の報告（9 件）、立入検査・捜査（8 件（生データ確認時 1 件を含む））、事業者自ら報告（3 件）、測定記録表（1 件）、内部通報（1 件）



N=148 / 148 自治体

図 S-26 基準超過等事例の有無（水質）

表 S-27 基準超過等事例の概要（水質）

| 自主測定結果の報告から判明 |   |
|---------------|---|
| 1             | 総量規制対象事業者による汚濁負荷量の自主測定結果の報告により、基準超過が判明  |
| 2             | 事業者からの自主測定結果の報告から基準超過が判明  |
| 3             | 毎月提出される汚濁負荷量報告値において、平均値の記入のため報告数値自体は基準超過ではないが、やや高めであるため毎時の生データの提出の要求により濃度規制の基準値の超過を確認。自主測定であるため、その後は立入検査や原因究明の指示等の指導を実施 |
| 4             | 自主測定結果を確認したところ BOD の排水基準超過が発覚。原因は食品製造工場排水経路に一時的に果実の糖分が流出したためであった  |
| 5             | 事業者から提出された測定結果報告書を確認したところ、濃度規制や総量規制の基準超過を確認。事業者に状況の聞き取りを行い、必要に応じて改善報告書  |

|           |   |
|-----------|---|
|           | 等の文書の提出を求めた   |
| 6         | 事業者による汚濁負荷量測定記録表の提出で、総量規制基準超過がわかった事例あり  |
| 7         | 総量規制基準超過の測定データを提出してきたため緊急立入を実施し、改善命令処分  |
| 8         | 測定データの提供により発覚。放流水の消毒剤添加の管理不徹底により発生  |
| 9         | 事業者による自主的な報告により発覚。その際、併せて自主改善方法等の報告も提出された   |
| 10        | 総量規制対策事業場に対しては、毎月の汚濁負荷量測定データについて市へ報告することを求めており、事業者自らの報告で、基準超過が発覚  |
| 11        | 事業者による自主排水測定結果及び汚濁負荷量測定結果について定期的に報告を受けており、基準超過の有無を確認  |
| 立入検査等にて判明 |   |
| 12        | 立入時の書類確認により、自主測定結果について排水基準超過を確認   |
| 13        | 立入検査により記録簿を確認し、排水基準値の超過判明。海上保安庁の捜査により記録データの改ざんが判明   |
| 14        | 濃度規制及び総量規制に関する基準超過は主に県の立入検査において測定した場合に発覚する状況がほとんどである。なお、規模の大きな事業場には県に毎月汚濁負荷量のデータ及び自主検査結果を提出してもらっており、これらのデータからも基準超過がないか確認している                |
| 15        | 内部者からの通報をもとに立入調査を実施して発覚。排水処理施設の不具合(処理能力不足)が原因で、未処理排水を場内に地下浸透させた事案   |
| 16        | 立入検査時のデータチェックで発覚。担当者を含め、組織として測定結果の確認が形式的なものになっていた   |
| 17        | 立入時に、毎回、事業者測定データを確認しており、その中で発覚  |
| 18        | 排水基準超過の疑いで海上保安部の捜査によりデータ改ざん等が判明   |
| その他       |   |
| 19        | 記録表や計量証明書から判断   |
| 20        | 自主分析値データと立入時分析データとの乖離。排水処理施設の処理能力不足が原因でデータが悪化   |
| 21        | 生データの確認時。発生原因として、データ管理体制の甘さ、担当者の公害防止関係法令への確認不足等が挙げられる   |
| 22        | 排水基準値の認識がなく、また採水から日数をおいて結果が出るため基準値超過した場合でも気づかないケースがある   |
| 23        | 基準を超過したことが問題になり、行政報告等が煩わしく感じたことにより、安易に記録の改ざんを行ってしまった。また、運転が安定しているようにみせるために結果を一定範囲に収まるように改ざんしていた例もある。これらは担当者ひとりでやっていることが多く、上司等が気づくことができなかった。 |
| 24        | 総量規制基準が瞬時値で超過しているデータから発見したケースがある。原因は計器不良であり、即対応がなされていたが、今後は異常が見受けられた場合は、担当課に一報入れるように指示  |
| 25        | 事業者から総量規制に係る基準超過の連絡が入ったことがある  |



(12) 基準超過等の疑いのある場合の措置

(大気)

- ・措置について回答があったのは 32 自治体。
- ・措置は、立入調査・測定の実施、口頭や文書による指導、原因調査の結果と対策等の報告の提出、状況・程度に応じて対応する、状況把握・その他に整理される。

表 T-28 基準超過や記録データ改ざんの疑いがある場合の措置概要（大気）

|               |   |
|---------------|---|
| (1)立入調査・測定の実施 |   |
| 1             | 一般環境のテレメータで異常値が確認された場合、風向を確認して、発生源と推定される施設に立入検査等を行う。  |
| 2             | 疑わしいばい煙発生施設を測定し、結果を見て現状を確認する  |
| 3             | 基準超過の場合は改善措置を講じるよう指導し、改善確認のため自主測定を行わせ、報告を求める  |
| 4             | 行政測定の実施   |
| 5             | 行政での測定実施  |
| 6             | 状況確認のため立入を行い、基準超過があったため文書で指導。改善報告書の提出を求め、改めて立入を行い改善状況の確認を行った  |
| 7             | 立入検査を実施し、事業者に詳細な情報の提示、報告書の提出を指示。報告書の内容を吟味し、再度立入検査を実施  |
| 8             | 立入調査により状況を確認、基準超過等が確認されれば、行政指導を行う   |
| 9             | 直近の事例では、複数回の立入検査及び報告徴収により、基準違反及び改ざん内容を把握した上で、事業者への対応を決定した（事例では文書による厳重注意を行った）。                                       |
| (2)口頭や文書による指導 |   |
| 10            | 行政指導を行う   |
| 11            | 原因究明と改善対策の検討・報告を指示した  |
| 12            | 口頭指導及び書面による注意。  |
| 13            | 事業者からの報告により基準超過・改ざん判明 市による文書指導（基準超過・改ざんの原因究明、再発防止策の報告）  |
| 14            | 事業者の組織としての管理体制見直しを含め、再発防止に向けた指導を行う  |
| 15            | 是正措置を報告するよう指導する   |
| 16            | 立入検査により確認を行い、確認された場合については次のとおり。原因を究明し、再発防止対策を策定の上、報告するよう測定結果の通知にあわせ、行政指導を行っている。また、継続して超過するおそれのある場合は、施設の使用停止を指導している。 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 17                  | 法令に違反等をしている場合には、改善指示書等を交付して改善を指示する  |
| (3)原因超の結果と対策等の報告の提出 |   |
| 18                  | 違反の状況を直近データ等から確認し、事業者に基準違反に関する報告書の提出を求め、さらに事業者ヒアリングを実施して処分の判定を行う              |
| 19                  | 26条に基づき報告を求め、不適正な内容が確認されれば状況に応じて指導を行う   |
| 20                  | 改善計画書を求める   |
| 21                  | 基準超過した場合、事情聴取を行い、改善計画の報告を求めることとしている   |
| 22                  | 事情徴収、文書指導、原因報告及び再発防止策の提出  |
| 23                  | 立入検査により基準超過を確認し、超過の原因及び改善等の報告を求め、その後改善状況を確認する（マニュアル化はしていない）                   |
| 24                  | 排出基準を超え、今後も継続するおそれのある場合、検査結果を通知し、期限を定めて改善計画書の提出を求めるようにしている                    |
| (4)状況・程度に応じて対応する    |   |
| 25                  | 基準超過の程度や状況に基づいて指導するようマニュアル化されている（文書指導、改善計画書の提出命令等）                            |
| 26                  | マニュアルにより基準超過している場合は、内容及び原因に応じて文書指導または改善命令を行う                                  |
| 27                  | 容易に改善できる場合は口頭指導を行う。また、法律に基づき、報告徴収を実施。改善計画に沿った設備等の改善を指導。場合により、使用停止命令、改善命令等を行う。 |
| (5)状況把握・その他         |   |
| 28                  | 基準超過の場合 施設等の改善、原因の究明の指導、場合によっては再測定。記録データ改ざんの疑い 立入調査を実施、場合によっては行政による測定         |
| 29                  | 基準超過の場合のマニュアルは、後日事業者事情聴取する。来所する際には、改善計画書等を持参させ、超過の原因事項の聴取、改善等の方針聴取等を行い、再検査する  |
| 30                  | 設置者測定の結果、排出基準に適合していないと認められる時は、排出基準超過の原因及びその後の対応について聴取                         |
| 31                  | 改善命令等   |
| 32                  | 自主的に運転を停止させ、設備等の改善後、再測定を行った   |

(水質)

- ・措置について回答があったのは 62 自治体で、この他 1 自治体が「検討中」との回答があった。
- ・指導要領や措置要領の明記は 3 自治体あり。
- ・措置は、立入調査・測定の実施、口頭や文書による指導、原因調査の結果と対策等の報告の提出、状況・程度に応じて対応する、状況把握・その他に整理される。

表 S-28 基準超過や記録データ改ざんの疑いがある場合の措置概要（水質）

|                  |   |
|------------------|---|
| (1) 指導要領や措置要領の明記 |   |
| 1                | 記録データ改ざん：マニュアル、主な事例無し。基準超過：「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」に基づき措置。公害防止に関する協定についても、上記に準じて措置  |
| 2                | 水質汚濁防止法に係る行政指導要領（平成 15 年策定）。行政指導の対象：法 12 条第 1 項違反（排出水の排出の制限に違反）、法 14 条第 2 項違反（記録をせず、または虚偽の報告をしたとき）。行政指導の方法：指示書の交付による是正の指示、勧告書の交付による必要な措置の勧告、警告書の交付による勧告に従うべき旨等の警告 |
| 3                | 特定事業場等の排水基準違反等に係る措置要領   |
| (2) 立入調査・測定の実施   |   |
| 4                | 疑いのある項目について、行政分析を実施する。また、立入回数を増やす   |
| 5                | 基準値超過の疑いがある場合は、排出水の測定を行い、分析の結果基準超過が確認されれば、行政指導・処分等を行う   |
| 6                | 基準超過：原因の究明、施設等の改善指導、再測定、記録データ改ざん：ヒアリング、立入検査、排水の測定   |
| 7                | 基準超過・記録データ改ざんの疑いがあれば立入調査及び排水検査を実施し、指導内規等に基づき措置を行っている  |
| 8                | 基準超過の際には、事業者に改善計画書を提出させ、再度の立入検査または自主測定結果の提出を指導している  |
| 9                | 行政検査との比較  |
| 10               | 口頭にて改善を指導。また、速やかに試料を採取し、その結果により文書指導等を行う。事業者測定データのみによる文書指導は行わない。   |
| 11               | 口頭により指導し、後日、臨時立入調査を実施   |
| 12               | 自主測定データと立入調査結果が大きくかけはなれている場合は、事業場に確認を行う。また、自主測定により基準を超過している場合は立入調査により確認を行う  |
| 13               | 直ちに立入調査を行い、排水処理施設の状況をチェックする   |
| 14               | 立入検査により状況を確認し、基準超過が確認されれば、行政指導を行う   |
| 15               | 立入検査を実施し、採水を実施するとともに、事業所に保管されている原簿のデータと報告のデータが一致するか確認を行う。   |
| 16               | 立入調査による測定データの確認を行う  |
| 17               | 立入による口頭指導等  |
| 18               | 放流水が基準に適合しているかどうか立入調査を実施  |
| 19               | マニュアル化はされていない。基準値超過の場合は口頭による改善指導が主である   |
| 20               | マニュアル等なし。基準超過の疑いがある場合には、測定を実施する。また、過去に基準超過があった事業場については、立入測定の頻度を増加させる  |

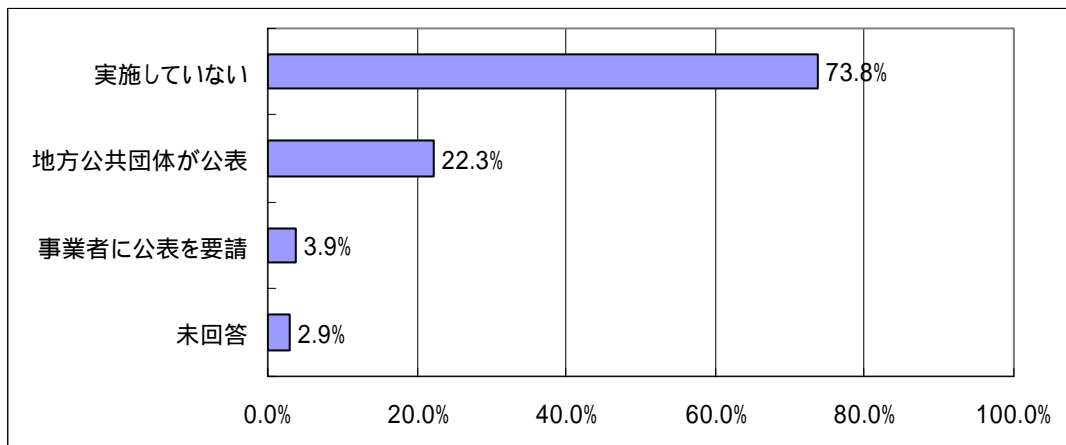
|                     |  |
|---------------------|--|
| (3)口頭や文書による指導       |  |
| 21                  | 改善命令等  |
| 22                  | 基準値の再度確認という意で、通知をしている  |
| 23                  | 基準超過があった場合、原因の調査及びその対策を実施するよう指導している  |
| 24                  | 基準超過がある場合は、応急措置等を指示するとともに、原因の徹底究明と抜本的な改善対策の実施等を要請・指導する。                                  |
| 25                  | 基準超過推定した場合、原因調査と再発防止の指導  |
| 26                  | 行政指導を行う  |
| 27                  | 原因究明と改善を指示する   |
| 28                  | 現場での早急対応は、注意指導票の交付（必要に応じ上司に判断を仰ぐ）。現場で判明しない場合は、帰課後に面談を行い文書等により対応。                         |
| 29                  | 口頭により指導をする   |
| 30                  | 事業場自ら対策を行った状況を確認する。対策を講じていない場合は、対策を講じるよう指導し、以後自主測定で同様のことがあった場合は、自ら対策を講じるよう指導する           |
| 31                  | 状況の聞き取りを行い、基準を遵守するよう口頭で指導を行った  |
| 32                  | 事例はないが、文書等により指導を行っていく  |
| 33                  | 測定した結果、基準超過した場合は、改善を図るように文書による指導を行っている   |
| 34                  | 立入検査時の基準超過は、書面により改善を指導する   |
| 35                  | 報告徴収と改善の指導を実施している  |
| 36                  | マニュアル：呼び出し指導 改善措置、改善なければ、改善勧告 改善命令（公表）   |
| (4)原因超の結果と対策等の報告の提出 |  |
| 37                  | 改善措置報告書を提出させる  |
| 38                  | 基準超過については、報告書の提出を求め、指導要領による改善指導を行う。記録データ改ざんに対しては、生データ及び内部管理体制等について報告書の提出を求める             |
| 39                  | 基準超過の疑いがある場合、まず、電話で担当者に連絡し、原因調査及び今後の対策の実施等を指導する。その後、警告書等を交付し併せて原因調査の結果、今後の防止対策等の報告を求めている |
| 40                  | 公害防止細目協定の協定工場においてデータ改ざん等が判明した場合、報告書の提出を指示することとしている                                       |
| 41                  | 超過している場合には、原因究明と改善報告書の提出を指示  |
| 42                  | 定常運転以外の事故等で基準超過が認められた場合、同じ事故が起きないよう事故原因、対策等を報告書として提出するよう指導している。                          |
| 43                  | マニュアル化はされていない。事例としては特定施設からの汚水を油水分離槽により処理し排出している事業場における基準超過に対して改                          |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | 善計画書を提出させ、使用洗剤や作業方法等について改善させた   |
| (5)状況・程度に応じて対応する |   |
| 44               | 違反の程度や状況に応じた警告指導を書面で行い、改善計画に沿った設備等の改善を指導する。また、重大、悪質な違反については、改善命令や一時停止命令等を行う   |
| 45               | 基準超過については、基準値の何倍超過しているか、何度目の違反かにより、注意、勧告、命令などの行政措置の厳しさを取り決めている  |
| 46               | 基準超過については、状況によって改善勧告、改善命令等を行う。  |
| 47               | 健康項目の超過及び生活環境項目の大幅な超過（概ね基準の2倍以上）の場合は、直ちに応急措置を取らせる。その後、書面及び口頭により改善指導を行い、恒久的な対策について改善計画書及び改善報告書を提出させる。生活環境項目が基準の概ね2倍未満で超過した場合は、書面で改善指示を行う。記録データは、計量証明書で確認をしているため、特に事例なし |
| 48               | 事業者測定データの確認により基準超過や記録改ざんの疑いのある場合の対応マニュアルはないが、行政検査で基準超過が発覚した場合のマニュアルはある。内容：違反の状況等による指導・処分の運用方針を定めている   |
| 49               | 状況に応じて検討  |
| 50               | 必要があれば、指導票を交付し、文書による指導をしている。  |
| 51               | 不適切事項の程度により、指導、勧告、命令と処分を設けている   |
| 52               | マニュアル化はされていないが、偶発的なものであれば口頭指導を、継続的なものに対しては立入検査を実施してその結果で行政処分を実施している   |
| (6)状況把握・その他      |   |
| 53               | 事業者の管理データの原始データ（計量証明書等）を確認し、必要な事項を事業者に問い合わせを行った上で行政処分を行うようにしている   |
| 54               | 事業場に報告データの確認用の基礎資料を提出させる  |
| 55               | 総量規制については、原因についてのヒアリングや処理装置の確認などを行うが、報告が半年に1回であるため、超過が明らかになった時にはすでに問題のない場合も多く、指導が難しい  |
| 56               | 担当者及び責任者を庁舎へ呼び出し、説明を求める   |
| 57               | まずは事業者からの事情聴取や報告徴収を行う   |
| 58               | マニュアル化されていないが、基準超過を確認した場合はその場で超過原因・対策等を確認し、必要があれば処理施設の改善等を指導している  |
| 59               | 自主的に運転を停止させ、設備の改善後、再測定を行った  |
| 60               | 注意指導書 改善勧告 改善命令   |

(13) データ等の公表の有無

(大気)

- ・最も多かったのが「実施していない」で 73.8%という結果である。以下、「地方公共団体が公表」が 22.3%、「事業者に公表を要請」が 3.9%だった。
- ・地方公共団体が公表しているとの回答のうち約 6 割（14 自治体）はダイオキシン類対策特別措置法に基づく公表で、それ以外では、環境白書、ホームページにより公表との回答であった。
- ・事業者に公表を要請しているものの概要は下記のとおり。
  - 協定に自主検査結果の公表の義務または努力規定を入れている事業所がある（義務 1、努力 7 / 22 事業所）。効果は住民からの信頼獲得
- ・また、ダイオキシン法に基づく公表による効果についての回答は下記のとおり。
  - 社名を公表することで一定の社会的制裁を受け、再発防止効果、抑止効果がある
  - 対外的にチェックされていることを認識させ、事業者の環境配慮に対する意識を高めていると考える



N=103 / 103 自治体

図 T-29 事業者測定データ等の公表の有無（複数回答）（大気）

表 T-30 地方公共団体によるデータ等の公表状況（大気）

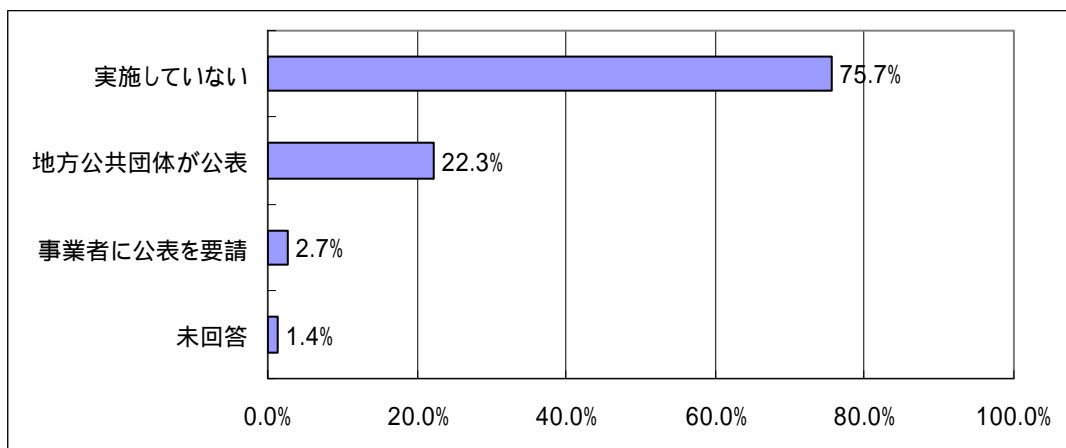
|   | 公表方法   | 公表内容          |
|---|--------|---------------|
| a | 環境白書   | 立入検査における指導事例  |
| b |        | 立入検査件数、文書指導件数 |
| c | ホームページ | 立入数、違反数、指導の概要 |



|   |              |            |
|---|--------------|------------|
| d | 上記以外（公表方法不明） | 測定結果を集計し公表 |
| e |              | 改善命令等の行政処分 |

(水質)

- ・最も多かったのが「実施していない」で 75.7%という結果である。以下、「地方公共団体が公表」が 22.3%、「事業者に公表を要請」が 2.7%だった。
- ・地方公共団体が公表しているとの回答のうち約半数はダイオキシン類対策特別措置法に基づく公表で、それ以外では、環境白書等により公表がされている。
- ・事業者に公表を要請しているものの概要は下記のとおり。
  - 排水基準超過の有害物質を含む排出水が河川に流出した事案で、会社側が公表（公表による事故の重大さにより、自主的に操業を停止し、工場の設備の点検整備を行った）
  - 各種測定結果のホームページ掲載、環境異常抑止システム（環境情報公開）の構築及び一般公開
- ・なお、「特に実施していない」との回答においても、「公表は行っていないが、必要に応じて市及び事業者が地域自治会や住民への周知を行っている」、「アセス関連及び協定に基づくものは公開、それ以外は公表していない」との意見があった。



N=148 / 148 自治体

図 S-29 事業者測定データ等の公表の有無（複数回答）（水質）

表 S-30 地方公共団体によるデータ等の公表状況（水質）

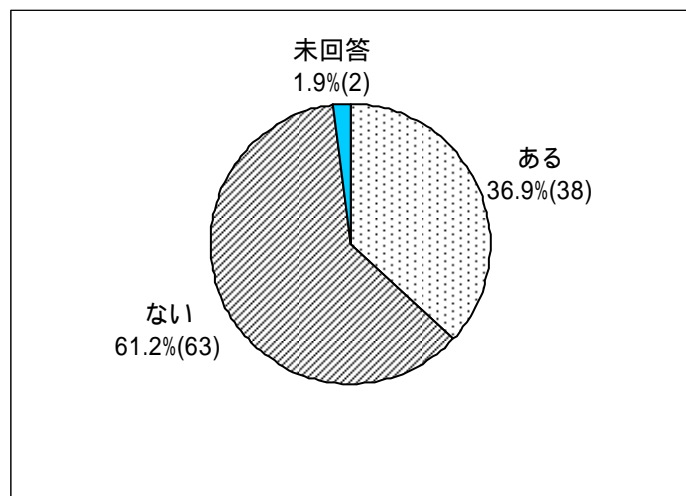
|   | 公表方法 | 公表内容             |
|---|------|------------------|
| a | 環境白書 | 違反事業所数、違反原因、指導内容 |
| b |      | 立入検査件数、違反件数等     |
| c |      | 立入検査件数、行政指導件数    |
| d |      | 水質に係る立入検査結果の概要   |

|   |              |                                  |
|---|--------------|----------------------------------|
| e | 環境誌（自治体作成）   | 排水調査の行政処分件数                      |
| f | 環境部事業概要      | 測定項目数、排水基準不適合数、指導した工場・事業場の業種     |
| g | ホームページ       | 全測定データ                           |
| h | 白書・ホームページ    | 立入事業所数と違反数、項目                    |
| i | 上記以外（公表方法不明） | 行政処分の場合に、被処分者名、処分の内容、処分の理由等      |
| i |              | 立入事業所数、基準遵守率、基準抵触内容              |
| j |              | 事業場数、立入件数等                       |
| k |              | 事業場名、違反内容、改善措置状況                 |
| l |              | 基準超過事例                           |
| m |              | 報告対象事業場数、報告事業場数、測定結果の範囲、基準超過事業場数 |

## 5. テレメータ制度（問5）

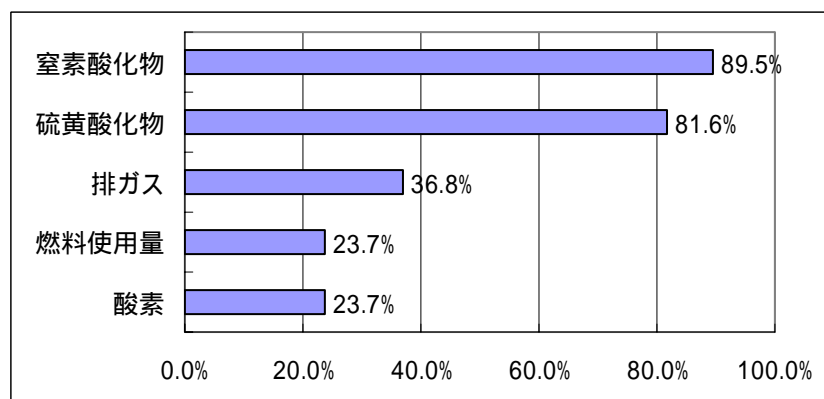
（大気）

- ・テレメータ制度は「ある」が36.9%、「ない」が61.2%であった。
- ・データを収集する項目は窒素酸化物、硫黄酸化物が80%超で、排ガス、燃料使用量、酸素との回答も多かった。他には塩化水素、発電量等の回答もあった。
- ・設置根拠は、協定が最も多く、協定以外では要綱・要領、条例、覚書・申合書等となっている。



N=103 / 103 自治体

図 T-31 テレメータ制度の有無（大気）



N=38 / 103 自治体

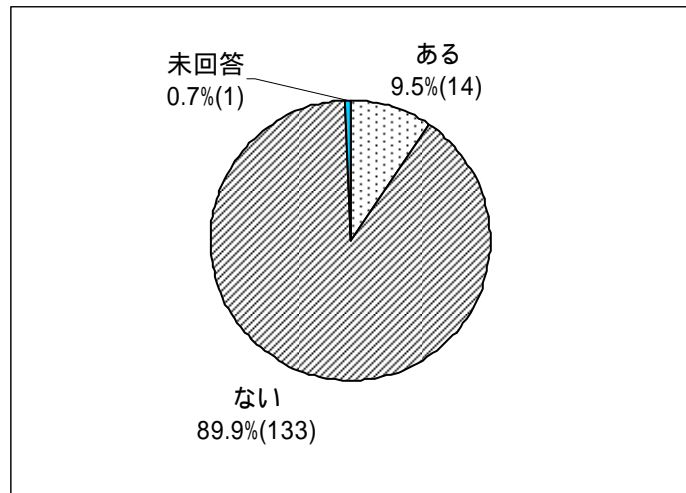
図 T-32 テレメータ制度の項目（大気）

表 T-33 テレメータ制度設置根拠等（大気）

|   | 設置根拠   | 活用状況、有効活用策等   |
|---|--|---|
| a | 公害防止協定・環境保全協定  | 発生源を常時監視しているほか、ロビー局において一般に公開している  |
| b |  | 協定で定められたSO <sub>x</sub> などの排出基準を満たしているかどうかを確認   |
| c |  | 発生源の状況をリアルタイムに監視している  |
| d |  | 公害が発生するおそれのある事態に対して速やかに対処している   |
| e |  | 異常等の早期発見  |
| f | 大気汚染発生源常時監視システム運営要領に基づき、電子メールによる測定データの報告依頼を実施  | (データ収集方法については、平成16年度にテレメータ方式からインターネットによる電子メール収集方式に変更)   |
| g | 協定事業所など  | 協定値遵守の確認、緊急時の措置の確認  |
| h | 大気保全措置実施要綱   | 硫酸化物の削減の履行状況を確認するために活用  |
| i | 事業者との個別契約  | 一部の工場については、緊急時の措置(光化学スモッグ)における燃料使用量の削減状況を把握している   |
| j | 市環境基本計画  | 立入時に確認する  |
| k | 環境保全協定等  | 汚染物質排出状況をリアルタイムで把握する。また、緊急時(光化学スモッグ発生時)における各工場への一斉指令及び削減措置状況を確認する   |
| l | 条例で規定しているNO <sub>x</sub> 規制対象工場(年間使用熱量8.4×10 <sup>10</sup> kJ以上)で、かつ県大気汚染緊急時措置要綱に定める工場(重油換算した燃料使用量が常用最大で、1.5kl/h超) | 規制基準(大気汚染防止法のNO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 総量規制基準、市条例のNO <sub>x</sub> 規制基準)の遵守状況を監視している。また、光化学オキシダント高濃度時などの緊急時におけるNO <sub>x</sub> 排出量削減状況も確認している |

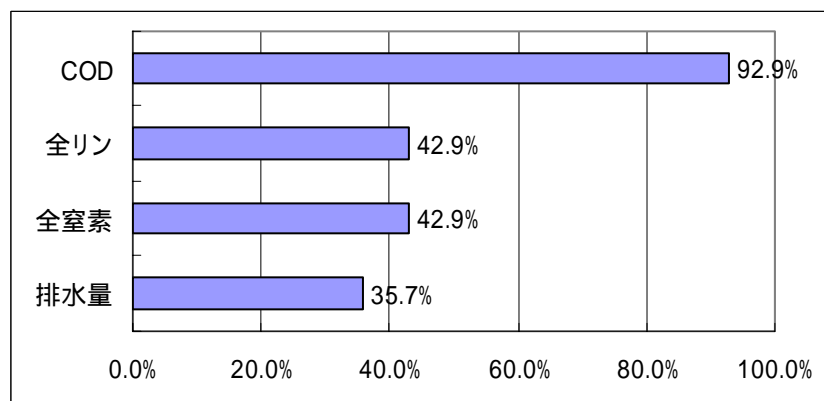
(水質)

- ・テレメータ制度は「ある」が9.5%、「ない」が89.9%であった。
- ・テレメータ制度がある自治体は、2自治体を除き、すべて水質総量規制対象地域であり、項目はCOD、全窒素、全リンが中心となっている。
- ・設置根拠は、協定、覚書、要請等となっている。



N=148 / 148 自治体

図 S-31 テレメータ制度の有無（水質）



N=14 / 148 自治体

図 S-32 テレメータ制度の項目（水質）

表 S-33 テレメータ制度設置根拠等（水質）

|   | 設置根拠   | 活用状況、有効活用策等  |
|---|--|--|
| a | 公害防止協定   | 異常値に対する発生源対策により、公害発生の防止を行っている                                  |
| b |  | 常に排水の状態を監視している   |
| c |  | 総量規制に資するためのテレメータ   |
| d |  | 大規模事業者の実態を把握することに役立っている  |
| e | 大気汚染・水質汚濁発生源常時監視システム運営要領                       | 電子メールによる測定結果の報告徴収。なお、データ収集方法については、平成 16 年度にテレメータ方式から電子メール方式に変更 |
| f | 5,000m <sup>3</sup> /日を超える事業場                  | 平成 18 年度から順次廃止している   |
| g | 排水量 5000t / 日以上かつ COD 負荷量 50kg / 日以上の事業場       | 常時監視と発生負荷量調査に活用  |
| h | 日量平均 1,000m <sup>3</sup> の事業場に対しテレメータの接続を求めている | 大規模事業場に係る排出基準の遵守状況を確認するため                                      |
| i | 覚書   | 常時監視による異常値等の早期発見、対応が可能   |
| j | 市公害対策審議会の答申                                    | 総量規制負荷量集計に活用、また、翌日には負荷量の超過等判定ができるので速やかに行政指導ができる                |
| k | 事業者との個別契約                                      |  |

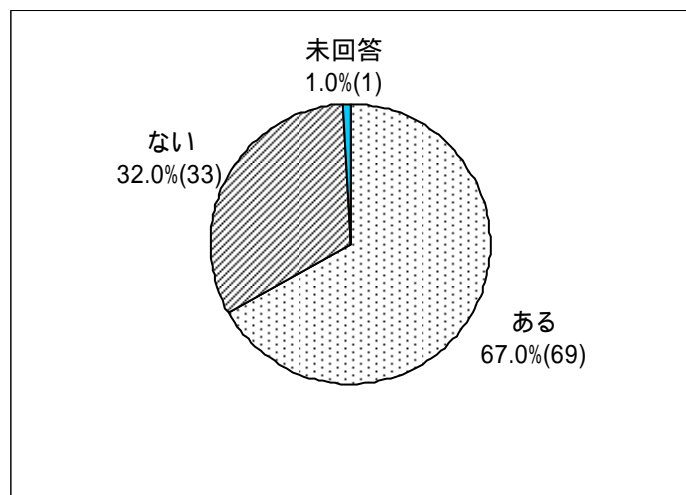
## 6. 公害防止関係情報データの報告・内容（問6）

（大気）

- ・主要事業所における測定結果等について、事業者からの「報告がある」が67.0%、「報告がない」は32.0%であった。
- ・報告の頻度は年1回から月1回まで様々であるが、月1回での報告は自主協定で、年1回での報告は法律（ダイオキシン法を含む）が多かった。また、自主協定の場合は、報告の内容や頻度はそれぞれの内容による（事業者によって異なる）との回答もある。
- ・報告の根拠は「自主協定」（55.1%）が最も多く、以下、「行政指導」<sup>注1</sup>（24.6%）、「法律」<sup>注2</sup>（15.9%）、「自主的取組」（10.1%）、「条例」（8.7%）となっている。なお、大気汚染物質排出量調査によるとの回答もみられた。
- ・報告の精査や活用についての主な意見として、基準値、届出値、協定値等の超過がないかの確認、過去の測定結果と比較、通報があった時に活用、大気汚染物質の排出状況把握、立入検査時に活用（行政測定計画立案時の基礎資料）が挙げられた。

注1：要領、通知等を含む。

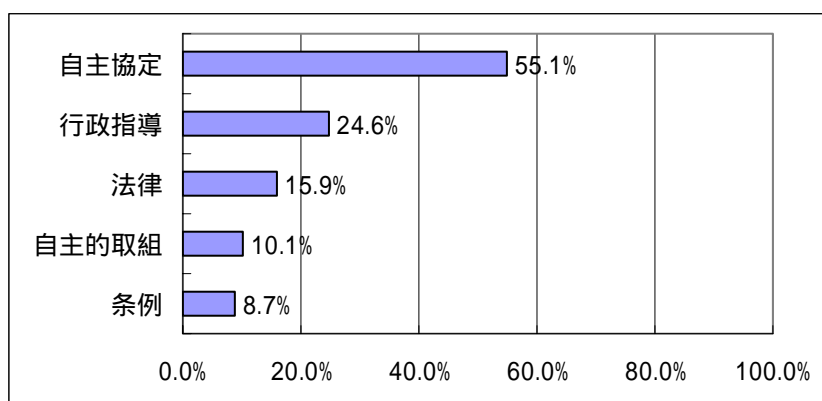
注2：大防法及びダイオキシン法



N=103 / 103 自治体

図 T-34 主要事業所における測定結果等の報告（大気）





N=69 / 103 自治体

図 T-35 主要事業所における測定結果等の報告の根拠（複数回答）（大気）

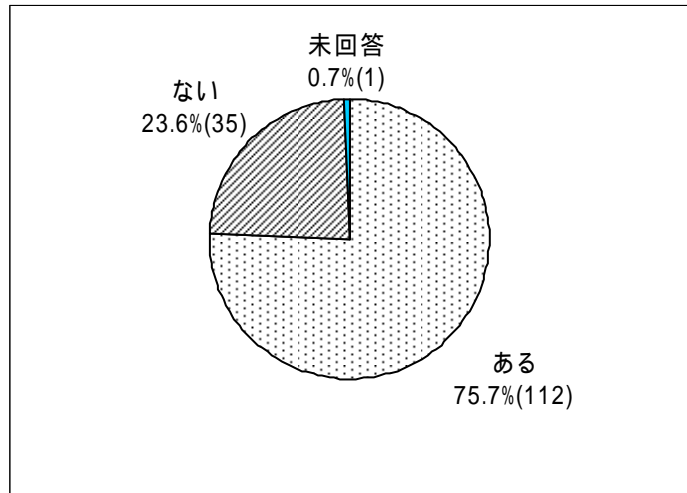
（水質）

- ・主要事業所<sup>注1</sup>における測定結果等について、事業者からの「報告がある」が75.7%、「報告がない」は23.6%であった。
- ・報告の頻度は年1回から週1回まで様々であるが、自主協定、行政指導の場合は月1回での報告が多い傾向にある。また、自主協定の場合は、報告の内容や頻度はそれぞれの内容による（事業者によって異なる）との回答もある。
- ・報告の根拠は「自主協定」（31.8%）が最も多かった。以下、「行政指導」<sup>注2</sup>（29.1%）、「法律」<sup>注3</sup>（17.6%）、「自主的取組」（5.4%）、「条例」（3.4%）となっている。
- ・報告の精査や活用についての主な意見として、基準値、協定値等の超過がないかの確認、過去のデータや立入検査時の結果と比較、総量規制のC値設定に活用、立入検査時に活用（立入時の予備知識 / 指導に活用等）が挙げられた。

注1：下水処理場、し尿処理場も含まれている。

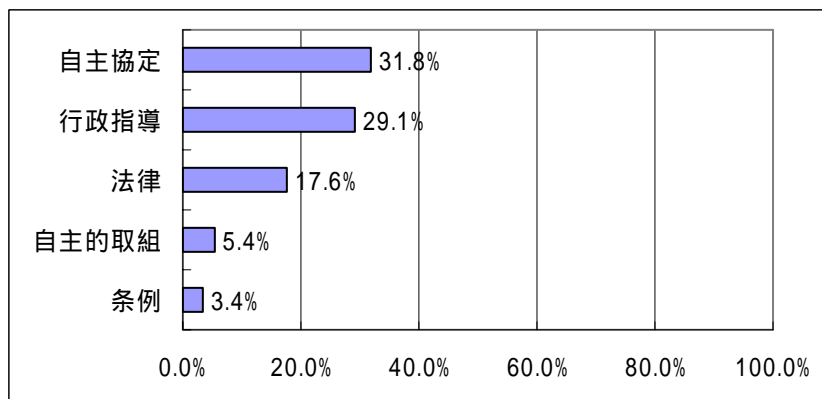
注2：要領、内規、通知等を含む。

注3：法律：水濁法及びダイオキシン法



N=148 / 148 自治体

図 S-34 主要事業所における測定結果等の報告（水質）



N=148 / 148 自治体

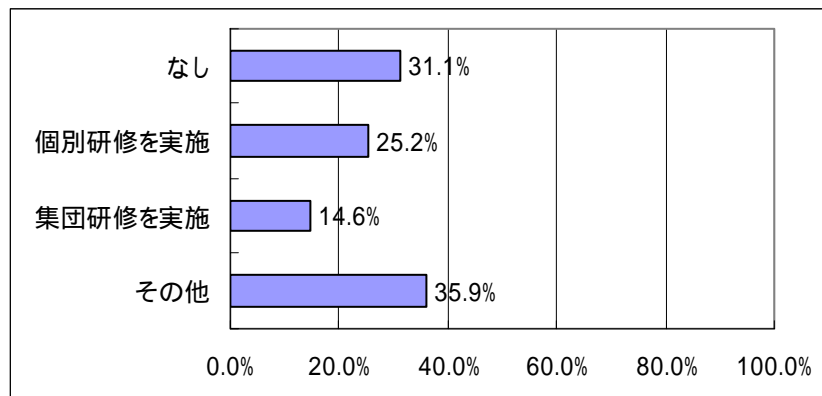
図 S-35 主要事業所における測定結果等の報告の根拠（複数回答）（水質）

## 7. 立入検査業務（問7）

### (1) ノウハウの伝承方法（複数回答可）

#### (大気)

- ・「なし」が31.1%で最も多く、「個別研修を実施」が25.2%、「集団研修を実施」が14.6%であった。
- ・「その他」(35.9%)では、OJT や先輩・ベテラン職員同行立入との回答が多く、それ以外では、業務引継、マニュアル等との回答があった。

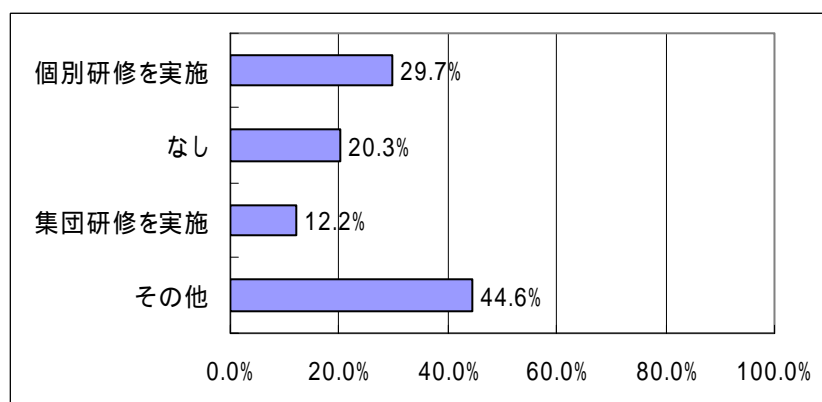


N=103 / 103 自治体

図 T-36 ノウハウの伝承方法（大気）(複数回答)

#### (水質)

- ・「個別研修を実施」が29.7%、「なし」が20.3%、「集団研修を実施」が12.2%であった。
- ・「その他」(44.6%)では、OJT や前任者やベテラン職員同行の立入検査との回答が多く、他には、説明会・都道府県が行う研修への参加、業務引継等となっている。また、検討中との回答もあった。



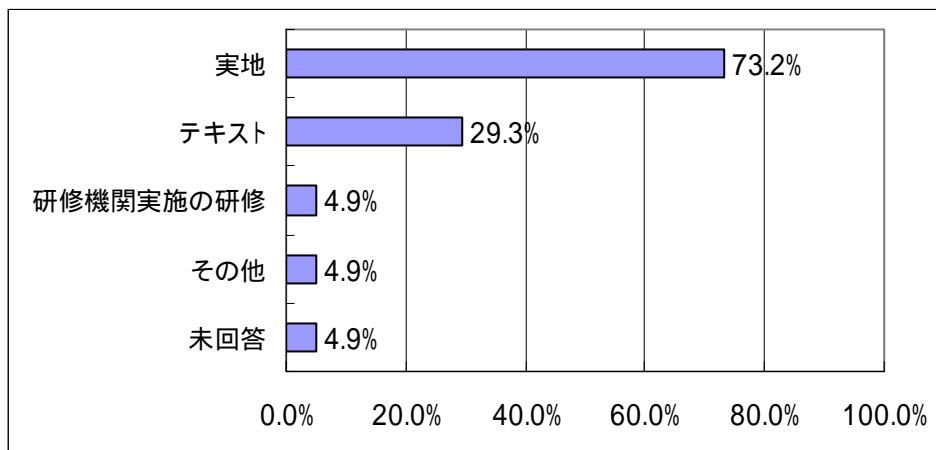
N=148 / 148 自治体

図 S-36 ノウハウの伝承方法（水質）(複数回答)

(2) 研修内容（複数回答可）

(大気)

- ・問 7(1)にて研修を実施するとの回答（「その他」も含む）をした場合の研修内容については、「熟練した職員による実地」が 73.2%で最も多く、次いで「テキストを用いた研修」が 29.3%、「自治体内の研修機関が実施する研修に参加」が 4.9%という結果であった。



N=71 / 103 自治体

図 T-37 研修内容（複数回答）(大気)

表 T-38 教育・研修の概要や課題についての意見（大気）

| (1)教育・研修の概要 |   |
|-------------|---|
| 1           | 廃棄物や公害についてテーマを設け、外部講師による講演、現地視察、事例検討などを実施     |
| 2           | 排ガス採取方法、NOx 測定機器の使用方法等の実地研修                   |
| 3           | 年に 1 回研修を行っている。内容は、法令、立入検査方法、測定技術等            |
| 4           | 届出書の見方、立入検査のポイント等                             |
| 5           | 立入現場において、チェック項目の確認の仕方等の検査方法を指導                |
| 6           | 大気汚染防止法に係る届出の受理や立入検査等について、各保健所の担当者を中心に、毎年度実施  |
| 7           | 新任職員研修（年 1 回）、測定に関する研修（講義形式：年 1 回、実地研修：年 1 回） |
| 8           | 新規採用職員や定期異動者に対し、年 2～3 回程度、課内で大気規制実務研修を実施      |
| 9           | 集団研修は、新規異動職員及び希望者を対象に法の解説書などの既存資料で熟練          |

|       |  |
|-------|--|
|       | 職員が講義  |
| 10    | 公害担当職員研修。担当職員に対し、事例や法改正について研修を実施                 |
| 11    | 経験豊かな職員かつ現地で指導内容を教える                             |
| (2)課題 |  |
| 12    | 現在は実地研修を行っているが、熟練職員に一斉異動等があった場合、対応が困難になることが考えられる |
| 13    | 画一的になる傾向があり、他自治体からの新鮮な指導方法を取り入れる必要があると考えている      |

(水質)

- ・問 7(1)にて研修を実施するとの回答(「その他」も含む)をした場合の研修内容については、「熟練した職員による実地」が71.2%で最も多く、以下、「テキストを用いた研修」が27.4%、「自治体内の研修期間が実施する研修に参加」が4.1%という結果であった。
- ・「その他」での回答では、「都道府県が実施する研修に参加」、「引き継ぎ/引き継ぎレベルの研修」というものが複数あった。また、「立入検査要領等の熟読と過去事例の熟読・質疑応答」との回答もあった。

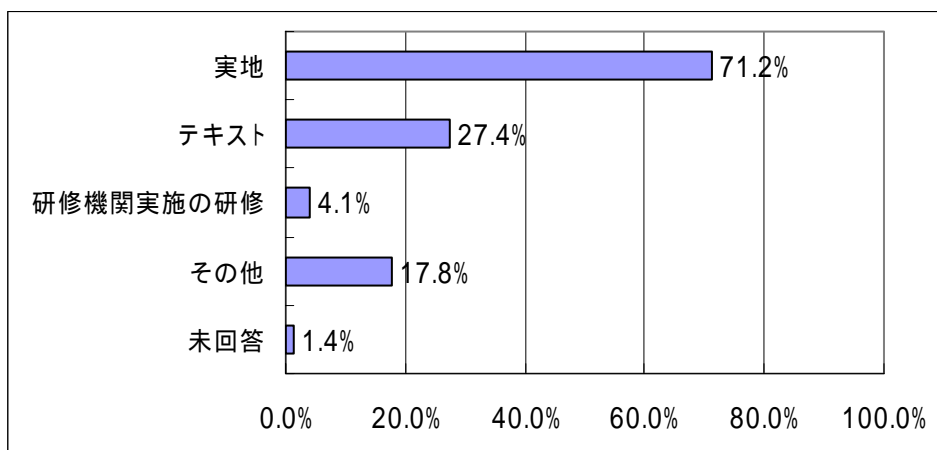
- ・教育・研修の概要や課題についての主な意見は下記のとおり。

<教育・研修>

- 年度初めに新任職員を対象にした研修を行っている。その中で、立入検査に関する講義を実務経験のある職員が実施
- 特定施設の概念や報告書の記入方法を熟知した職員と立入検査を行い、ノウハウを体得する
- 記録書類には載っていない対応の苦慮等の経験のほか、検査プロセスについて口伝

<課題>

- 研修をする時間的余裕がない
- 職員によって立入検査内容の差異がなくなるマニュアルを作成したい
- 団塊の世代退職時期を迎え、知識・技術の継承に課題あり
- マニュアルを用いて口頭説明を行う。実地研修がないため、新しく担当になった人はとまどうことが多い



N=73 / 148 自治体

図 S-37 研修内容 (複数回答)(水質)

表 S-38 教育・研修の概要や課題についての意見 (水質)

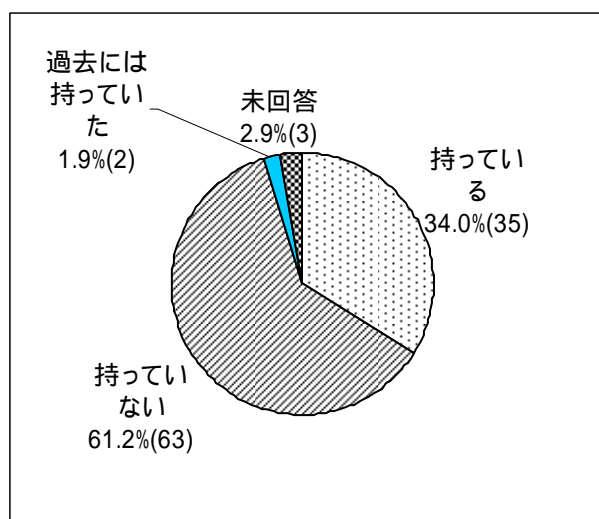
| (1)教育・研修の概要 |  |
|-------------|--|
| 1           | 毎年、年度の初めに新任職員を対象とした研修を行っている。その中で、立入検査に関する講義を、実務経験のある職員が行っている   |
| 2           | 法令関係。ノウハウ  |
| 3           | ノウハウや心得等、基礎的な内容、暗黙知的な内容の文書化、実践的なトレーニングによる研修  |
| 4           | 年度当初、水濁法担当者へ法の概要等についての説明会や採水方法等についての研修は行っているが、立入検査に重点をおいた研修は実施していない。実際の立入検査等のノウハウは、実務の中で身につけている状況である |
| 5           | 都道府県職 OB によるノウハウの伝承  |
| 6           | 特に決められた課題等はなく、副担当者(1名)は、毎回の立入検査に同行し、年間を通し一連の業務を習得する  |
| 7           | 特定施設の概念や報告書の記入方法を熟知した職員とともに立入を行いノウハウを体得する  |
| 8           | 知識の伝承は必要不可欠である   |
| 9           | 担当内研修を実施し、各担当者の業務内容や課題について、担当内で共有している  |
| 10          | 立入調査の際に重点的に確認する内容等   |
| 11          | 立入現場において、チェック項目の確認の仕方等の検査方法を指導する   |
| 12          | 立入検査には、不正を見抜く経験やノウハウが必要だが、その継承が十分になされていない  |
| 13          | 立入検査に同行し、検査方法を実地で学ばせる  |
| 14          | 立入検査時は、経験年数の長い職員と短い職員が一緒に行動するようにしている   |
| 15          | 立入検査実施要領についての内容の説明という形の研修は行っているが、実地研修などより具体的な研修は行っていない   |
| 16          | 大半は机上での個別研修であるが、経験が必要な内容もあり、必要に応じ立入検査等に同行しノウハウを伝承することになっている  |
| 17          | 水質関係では、環境省の作成したマニュアルを活用している  |

|       |  |
|-------|--|
| 18    | 新規採用及び定期異動職員に対し、年2～3回、課内で水質規制実務研修実施  |
| 19    | 熟練した職員と経験年数の浅い職員で組み、実際に立入検査を行い処理施設ごとの特徴・重点確認点・ヒヤリング方法等を学ぶ  |
| 20    | 研修と言えるほどのものではないが、毎年、年度初めに「担当者会」を開催し、簡単な説明は行っている  |
| 21    | 記録書類には載っていない対応の苦慮等の経験のほか、検査プロセスについて口伝  |
| 22    | 規制や立入検査にかかる一般事項は、県が実施する研修に参加することで学ぶ。具体的な検査内容等については、実際の立入と併せて伝えている  |
| 23    | 環境法令及び排水処理方法等について研修を実施   |
| 24    | 新たに異動してきた職員は、経験がある職員と組んで立入を行い、やり方を身に付けるようにしている   |
| 25    | OJTとして実施   |
| 26    | (人員削減による)時間的制約から、職務を行いながらの伝承となっている   |
| 27    | 経験の浅い職員は当初は経験者に同行することで経験を積む  |
| 28    | OJTによるのみ。環境省実施の水質保全研修に参加する場合もある  |
| (2)課題 |  |
| 29    | マニュアルを用いて口頭説明を行う。実地研修がないため、新しく担当になった人はとまどうことが多い  |
| 30    | 排水処理施設等についての知識については、個人差が非常に大きいと感じる、また、経験が大きく左右する部分もあることから、単純な実地研修だけで習得するのは難しいと思う。なお、自治体職員については、法律の規制優先の指導を行っていることから、その後の排水処理施設等の改善指導の方法については、机上では理解できているものの、その場その場で合った指導を行うには、時間をかけ実地にて多くの経験を積む必要があるように感じる |
| 31    | 団塊の世代の退職時期を迎え、知識・技術の継承に課題がある   |
| 32    | 水濁法の特定事業所に関する立入検査の実務内容、排水処理の維持管理に関する技術的な指導内容等、他の事例をとおして理解できる研修が必要であると考えている   |
| 33    | 職員によって立入検査内容の差異がなくなるマニュアルを作成したい  |
| 34    | 職員数が少なく、ノウハウの伝承が困難   |
| 35    | 職員数が少ない中、職員による個別実地研修によりノウハウを伝承しており、正しい指導ができていないか疑問を感じる時がよくあるため、環境調査研究所等により、職員育成のための専門的な研修を実施してほしい  |
| 36    | 課題としては複数事業場を短時間で立入検査しなければならないため、時間的制約が大きいこと  |
| 37    | 熟練した職員が異動してしまった場合のノウハウの伝承が課題   |
| 38    | 今後、立入検査時における確認、点検事項のマニュアル作成が必要と考えている   |
| 39    | 研修をする時間的余裕が少ない   |
| 40    | 研修方法及び内容については今後検討したい   |
| 41    | 具体的内容のマニュアル化   |
| 42    | 熟練した職員の減少  |
| 43    | 数多くの事業場・工場があり、それぞれ検査事項が異なり、多岐にわたるため、マニュアル化が難しい。実際に業務を行いながらノウハウを取得している  |
| 44    | 技術の伝承等は、課題であるため、環境省の積極的な協力をお願いしたい  |
| 45    | 熟練した職員が培ってきた排水規制業務に関する知識を引き続き継承していくことが課題と考えている   |
| 46    | 新たに担当する者に対する簡易で受講できる実務研修があると便利である  |

## 8. 隣接自治体との情報交換等（問8）

（大気）

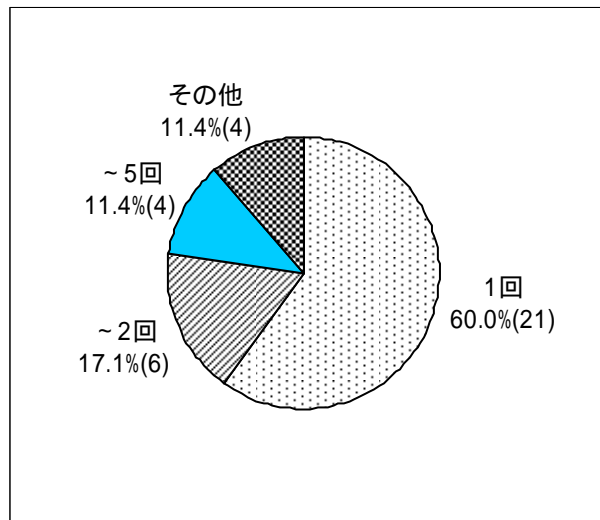
- ・隣接の自治体と公害防止管理業務の推進のための情報交換等の場について「持っている」が34.0%、「持っていない」が61.2%、「過去には持っていた」が1.9%であった。
- ・情報交換等の場を有している場合の年間の開催回数は1回が最も多かった。なお、その他は、「随時」及び「数回」との回答であった。
- 「過去には持っていた」については、なくなった理由等として、「過去年1回程度の会議を設けていたが、最近はスケジュールの折り合いがつかず会議の開催がなされていない」との回答があった。
- ・情報交換等の場を持っている場合の内容として、意見交換会・担当者会議・連絡会議・連絡協議会等で、意見交換や情報交換が行われているとするものが多かった。具体的には以下のものが挙げられる。
  - 法律改正に伴う対応の統一化、懸案事例における取り組み状況の情報交換等
  - 懸案事例等を持ち寄り協議
  - 合同での施設立入計画の策定
  - 環境行政に関する総合的な情報交換・意見交換の場として会議を開催している
  - 各県議題を持ち寄り、処理状況等について意見交換を行う



N=103 / 103 自治体

図 T-39 隣接自治体との情報交換等の場の有無（大気）



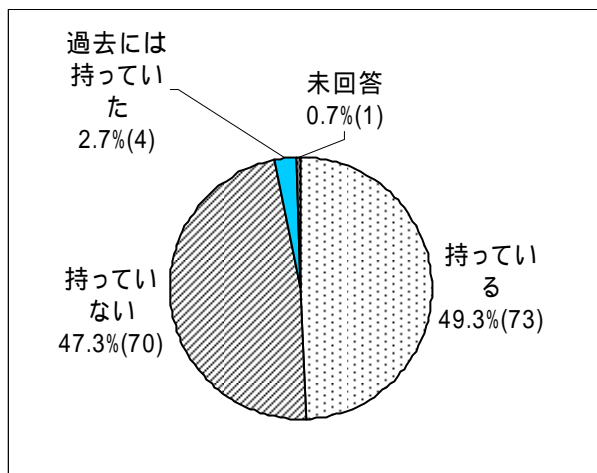


N=35 / 103 自治体

図 T-40 隣接自治体との情報交換を行っている場合の実施回数（大気）

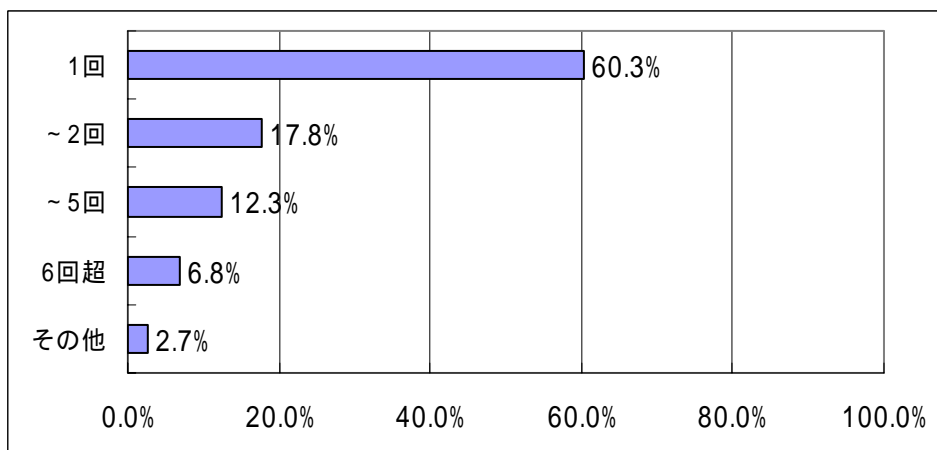
(水質)

- ・隣接の自治体と公害防止管理業務の推進のための情報交換等の場について「持っている」が 49.3%、「持っていない」が 47.3%、「過去には持っていた」が 2.7%で、情報交換の場の有無はほぼ同程度という結果であった。
- ・情報交換等の場を持っているとの回答について、その実施回数（年間）は「1回」が 60.3%であった。
- ・「過去には持っていた」に関しては、なくなった経緯等については以下の回答があった。
  - 主に財政的理由により中止
  - 十数年前までは条例の改正などもあり年に数回都道府県と政令市が集まり会議が開催されていたが、現在は、法令・条例の改正時の開催になっているようだ
  - インターネット等を活用した情報交換・提供が活発に行われるようになったため



N=148 / 148 自治体

図 S-39 隣接自治体との情報交換等の場の有無（水質）



N=73 / 148 自治体

図 S-40 隣接自治体との情報交換を行っている場合の実施回数（水質）

・場を持っている場合の内容として、担当者会議・連絡会議・連絡協議会等で、意見交換や情報交換が行われているとするものが多かった。具体的には以下のものが挙げられる。

- 公害等の対応事例を出し合って意見交換を行う
- 懸案事例等を持ち寄り協議
- 立入事務を所管する自治体で連絡会議を行う。自治体が分析を依頼する事業者  
に共通の検体を測定させ、分析の精度管理を指導している
- 実務に関する情報交換よりも、事業・政策の方向性等に関する情報交換の向き  
が強い

- 近隣市との間で職員の相互研修を行っている
- 総量規制や法規制の動向、事業者への指導状況などについて情報交換・意見交換を図っている
- 公害分析主体の意見交換を行う
- 担当者による水質土壌担当者会議として実施。なお、近年は水質汚濁より土壌汚染対策が議題のメインとなりつつある

9. 最近の不適正事案に対する原因について（問9）

意見は延べ 367 あり、不適正事案の発生の背景、要因として、事業者側（意識、体制、コスト等）、行政側それぞれに対しての意見が述べられている。主な意見は下記のとおりであった。

| 意見   | 意見数 |
|--|-----|
| (1)事業者に関する意見   |     |
| 意識の問題<br>・ 公害防止（環境管理）意識の低下、欠如<br>・ コンプライアンス意識の低下<br>・ 誤った順法精神 / 法令遵守意識が強すぎるため超過情報を出しにくい<br>・ モラルの低下<br>・ 生産や利益優先<br>・ 危機管理不足<br>・ トップや管理責任者の環境保全への意識 / 認識の不足 等 | 151 |
| 体制や体質の問題<br>・ チェック体制不備<br>・ 環境管理体制の不備<br>・ 連絡体制、相談体制の不備<br>・ 社内のチェック体制の整備 / 充実<br>・ 隠ぺい体質 等  | 43  |
| 経費削減・人員削減  | 30  |
| 設備<br>・ 施設の老朽化<br>・ 施設への費用負担<br>・ 不適切な維持管理<br>・ 過信や知識不足  | 12  |
| 人材<br>・ 知識等の継承不足、ベテランの減少等  | 8   |
| 情報公開<br>・ 環境情報公開に伴い企業イメージ低下等への杞憂   | 6   |
| その他<br>・ 環境教育不足<br>・ 現場の職員の業務への慣れによる安全管理意識の低下  | 45  |

|               |  |    |
|---------------|--|----|
|               | ・公害防止部門の発言力の低下<br>等  |    |
| (2)行政制度に関する意見 |  |    |
|               | 指導監視、立入が不十分<br>・立入頻度やチェック項目が少ない<br>・担当者多忙により監視が行き届かない<br>・職員減少<br>・予算削減<br>・環境問題の多様化による規制担当者減少など、規制指導体制の弱体化<br>等   | 39 |
|               | 法制度上の問題<br>・法施行から長期間経っており、現状の問題への対応が不十分になっている側面もあると思われる<br>・大気関係法令の取締り手法の甘さ<br>・法に測定結果の報告義務がない<br>・虚偽及び虚偽行為に対する行政対応権限の法的不備<br>・罰則の甘さ<br>・監督機関が多岐にわたっており、各機関の連携や地検の共有が重要。また監督機関の一元化について制度上の見直しを進めることが望ましい | 6  |
|               | その他<br>・性善説を前提とする行政手法の限界<br>・行政側の確認手法確立の困難さ  | 2  |
| (3)その他        |  |    |
|               | ・担当者のなれ合い<br>・一部項目の代替物質が高価<br>・一部項目の排水処理技術の未開発、未普及<br>・企業、自治体においても廃棄物・リサイクル等に力をいれており、人員等の確保が難しい<br>・事業者との信頼関係が損なわれたためと考える<br>等   | 31 |

10. 不適正事案を根絶するためにどのような措置が有効かについて（問 14）

意見は延べ 452 あり、事業者の要望・提案が多くみられた。事業者が自ら講じる措置と行政への意見・要望等別に主な意見等を整理すると下記のとおりとなる。

| 意見   | 意見数 |
|--|-----|
| ISO、環境管理体制、組織について<br>・ ISO14001 の認証システムの見直し（形式的な審査にすぎない）<br>・ 環境保全スタッフの充実<br>・ 環境部門と現場担当部門の連携<br>・ 環境管理が機能する組織の構築<br>等 | 34  |
| 監査、第三者チェック<br>・ 環境管理体制の第三者チェック<br>・ 行政、周辺住民によるチェック機能の強化<br>・ 社内監査の徹底<br>等  | 13  |
| コンプライアンス、モラルについて<br>・ コンプライアンスの徹底<br>・ 企業モラルの向上<br>等   | 16  |
| 研修、教育、普及啓発<br>・ 意識改善 / 意識レベル向上のための継続した啓発、定期的な研修<br>・ 環境問題に関する啓発、啓もう<br>・ 研修の充実<br>・ 公害に対する意識改革<br>・ 法令の周知徹底<br>等       | 51  |
| 公害防止管理者制度等<br>・ 公害防止管理者の地位・権限向上<br>・ 公害防止管理者等の職務として、不適正事案の未然防止の義務化<br>・ 公害防止管理者の責務及び罰則の強化<br>等                         | 14  |
| 罰則強化   | 55  |
| 立入・監視の強化等<br>・ 立入強化<br>・ 立入の効果的な実施（人員増含む）<br>・ 監視強化  | 91  |
| 行政指導のありかた<br>・ 定期的で適切な指導   | 9   |

|   |    |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員増によるきめ細かな指導</li> <li>・ 指導強化</li> </ul>   |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>法・条例・協定等見直し / 協定締結</li> <li>・ 改善命令の要件見直し</li> <li>・ さらなる環境改善のためには、基準を厳しくし、それに対する違反等には重く指導する</li> <li>・ 環境関連法令の強化</li> <li>・ 事業者自信の適正な環境管理体制を義務化する要綱や条例の制定等</li> </ul>                              | 25 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>企業と行政のコミュニケーション、リスクコミュニケーション</li> </ul>  | 21 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国等による支援、インセンティブ等</li> <li>・ 講習会、説明回、研修会等の開催</li> <li>・ 安価で効果的な処置技術の開発</li> <li>・ 中小企業等に対する技術的支援</li> <li>・ 優良企業へのインセンティブ</li> </ul>  | 33 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>企業情報、環境管理体制等の公開</li> </ul>   | 9  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自主測定について</li> <li>・ 報告制度の導入</li> <li>・ 計量証明書の添付義務化</li> <li>・ 第三者機関での分析義務化</li> </ul>  | 8  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>その他</li> <li>・ 公害防止設備の計画的な整備</li> <li>・ マニュアルの整備</li> <li>・ 企業の社会的責任の再認識</li> <li>・ 精度管理の義務化</li> <li>・ 環境情報の提供</li> <li>・ 内部告発制度の整備、告発者の保護</li> <li>・ 企業との情報交流を深める</li> <li>・ 監督機関の一元化</li> </ul> | 73 |

11. 効果的な公害防止取組促進策についての新たな取組、意見について（問 15）

新たな取組については立入検査、普及啓発、条例・協定に関して主に下記の意見があった。

| 意見   | 意見数 |
|--|-----|
| 立入検査について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職員の採用</li> <li>・ 立入検査を行う部署等の創設</li> <li>・ 立入の見直し（違反実績を踏まえる、随時立入の実施、時間外立入の実施等）</li> </ul> 等    | 34  |
| 条例、協定について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例見直し</li> <li>・ 協定の見直し、再締結等</li> </ul> 等  | 9   |
| 普及啓発、教育支援、職員研修について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止関係法令の講習会開催</li> <li>・ 公害担当職員のレベルアップのための研修等実施</li> <li>・ パンフレットの作成・配布</li> </ul> 等 | 14  |
| その他<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気軽に相談できる体制づくり</li> <li>・ 立入時等に自覚を促す / コミュニケーションを図る</li> <li>・ 自主測定結果の報告依頼</li> </ul> 等               | 14  |



## 12. 現行制度に関する意見（問 16）

### (1) 中小対策

- ・補助金制度、安価で維持の簡単な排水処理施設の開発

### (2) 公表制度

- ・社会的責任に基づき測定結果の公表を制度化
- ・自主的な測定結果等を公表する制度を設ける

### (3) 公害防止管理者制度

- ・専任義務のない中小企業への意識啓発
- ・ISO14001、CSR への取組を通して企業側の環境管理体制が複雑化しているため、それを踏まえて変えた方がよい
- ・形骸化している
- ・公害防止管理者の権限強化

### (4) 法律、基準値等

- ・届出値の定義・位置付けの明確化
- ・法制定から長期間が経ち、通知等の追加が膨大で現状に一致していないこともあり、それが法の抜け道になる可能性もある。
- ・製造方法や新しい業態ができているため、特定施設の見直しが必要と考えている
- ・自主測定結果の報告の義務化
- ・「当分の環適用する」、「当分の間猶予する」とされているのについて、全面的な見直しを実施して一律基準への移行を検討してほしい
- ・排水基準がかからない事業場に対する指導が困難

### (5) 自治体の体制作り

- ・相談できる組織作り、研修、技術情報の提供など

### (6) 自主的な取組

- ・自主的な管理の取組を促す仕組みが必要
- ・自主的な取組が推進されているが、事業者により環境に対する意識の差が大きくなっているのではないか
- ・自主的な取組促進のためには、取締り強化とともに、優良事業者への優遇措置も必要ではないか

### (7) 手続などの簡素化

- ・施設の更新に関する手続などの簡素化と、規制の強化を同時に実施することが必要

### (8) 民間活用

- ・行政による監視のみでは効果的な公害防止促進策をとれない

|    |  |   |   |  |  |  |  |   |
|----|--|---|---|--|--|--|--|---|
|    | 問9: 最近の不適正事案に対する原因は何に起因するとお考えですか? お聞かせ下さい。   | 問10: 環境管理に対する認識の低下や環境管理体制・仕組み問題に起因した不適正な事例を根絶するためにはどのような措置が有効とお考えですか? お聞かせ下さい | 問11: 効果的な公害防止取組促進についての貴自治体での新たな取組やご意見等をお聞かせください。      | 問12: 効果的な公害防止取組促進に関連して、現行の制度に関するご意見等をお聞かせください。 |  |  |  |   |
| 1  | 過去の公害問題の風化、操業優先の意識等企業のコンプライアンス意識の欠如  | 1. 企業の公害防止管理体制の更なる整備  | 2. 行政の立入検査体制の質的・量的確保                                  |  |  |  | 立入調査マニュアルを作成し、立入検査の質の向上を図るとともに、立入検査実施件数を追加し量の確保を図った。あわせて、公害防止管理体制についてもマニュアルに盛り込み指導の徹底を図った。   |   |
| 2  |  | 1. 立入検査の強化  |   |  |  |  |  |   |
| 3  | 事業者による公害防止意識の低下。行政による監視指導体制の弱体化。   | 1. 公害防止に関する啓発・研修の実施   | 2. 行政機関の監視指導の強化                                       |  |  |  | 公害担当職員のレベルアップのための研修等の実施(検討中)   |   |
| 4  | 公害最盛期のころから同じ職員に公害対策を担当させていた企業が多く、近年、担当職員が退職するなど代替わりしたことにより、公害対策があるそかになったのではないかと。一方で、監視する行政側も同様の問題があると思われる。 | 1. 業界サイドからの取り組み充実(企業の環境管理体制の見直し)  | 2. 立入検査充実などの規制強化                                      |  |  |  |  |   |
| 5  | ・現場の職員の業務への慣れによる安全管理意識の低下。・工場・事業場の設備の老朽化。・下請け業者への教育不徹底   | 1. 社内の連絡体制の整備   | 2. 環境管理部門への専門職員の適切な配置                                 | 3. 公害防止施設に係る計画的な整備                             |  |  |  |   |
| 6  | 環境保全意識の欠如、企業内部チェック体制の不備、内部通報制度の広がり、虚偽及び虚偽行為に対する行政対応権限の法的不備   | 1. 法改正し罰則の重科  | 2. 企業向け環境教育手法の充実                                      |  |  |  |  |   |
| 7  | 企業において、燃料費の高騰等経営の圧迫によりコンプライアンス体制があるそかになっている。   |   |   |  |  |  |  |   |
| 8  | 立入検査の頻度やチェック項目の少なさ。行政職員の減少、予算の低下   | 1. 8月に実施した製紙業界対象の立入検査のような、時間をかけ、自己監視のチャート紙まで詳細にチェックを行う。                       | 2. 年に1回の大防法の講習会をうな、事業者の意識改革を行う。                       | 3. 法令違反事業者に対する厳罰化                              |  |  |  |   |
| 9  | 環境管理に限らず、食品や工業製品に関しても隠ぺいや改ざん等の事例が多く判明していることから、現代における社会的病理と考えられる  | 1. 公害防止管理者の選任を要する工場等の対象を広げるなど、公害防止管理組織の要件を現行よりも厳しくする。                         | 2. 財団法人や独立行政法人といった中立的立場の専門家を民間企業へ派遣する制度を創設し、積極的に活用する。 |  |  |  | 条例により、法や条例に基づく規制対象工場等について公害防止責任者の選任を義務付けている(自治体への報告義務はない)。年1~2回、事業者及び県民を対象とした環境保全講習会を開催しており、環境法令の内容、公害発生の未然防止や事故時の措置等について説明を行っている。 | 排出基準のうち、既施設について「当分の間適用する」とされているものや「当分の間猶予する」とされているものについて、景気の動向等といった技術的要因と無関係である困難な事象があることは承知しているが、一部の事業者が特権的な意識を持つ要因となっているので、全面的な見直しを実施して一律基準への移行を検討してほしい |
| 10 |  |   |   |  |  |  | 排出量総合調査の結果を参考に、未測定事業者や未届事業者の指導を実施している  |   |

|    |  |                                 |                           |                             |           |             |   |   |
|----|--|---------------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------|-------------|---|---|
| 11 | 大気環境の改善に伴う公害防止に対する意識の低下(「少くとも基準を超えても環境への影響は軽微または皆無」、「隠しても環境影響はなく、問題ない」との   | 1.意識改善のための定期的な研修や講習会の実施         | 2.立入検査、報告の聴取による行政の監視      | 3.情報公開の徹底                   |           |             |   |   |
| 12 | 企業イメージを守るための組織的隠ぺい体質から担当者の法令に対する未理解等、様々な原因が考えられる   | 1.行政立入の拡充                       | 2.法令違反に対する罰則強化            | 3.法令に関する説明会や研修会の実施          |           |             | 揮発性有機化合物排出施設に関して排出抑制のために、事業者の自主取り組みを促進する規定を含めた条例の制定を予定。既存のばい煙発生施設等については、現状の立入検査体制を維持した指導の継続を行っている | 現行の大気汚染防止法では、ばい煙発生施設等届出のあった施設に関しては立入検査及び報告の徴収等ができるが、届出もせず施設を設置している事業場に対しては立入検査や報告の徴収はできない、届出されている施設に関する法令遵守を徹底する一方、無届出施設に関しても行政調査できるような仕組みが必要と考える |
| 13 | ・公害問題は終わったという社会的な風潮等により、事業者の法令遵守の意識の低下。・環境問題の多様化による規制担当者の減少など、地方自治体における規制指導体制の弱体化  | 1.CSRに基づく大規模事業所のばい煙測定結果の公表制度の導入 | 2.大気汚染防止法における罰則の適用方法等の見直し |                             |           |             | 新たな取組は特になし。意見等は問10と同様   | 問10と同様  |
| 14 | 事案は最近発生した者ではなく、内部告発が一般化したことで表面化したものと考え。そういう意味では隠ぺいを行っている企業については認識が低下したのではなく、そもそも前から意識が低いのではないか。立入検査の質がよくても、巧妙に隠ぺいされた場合はこれを発見することは困難である | 1.公益通報者保護法の制定は隠ぺいを表面化する機能として有効  | 2.自主測定結果の公表・登録制度の整備       | 3.自主測定結果に関する第三者機関による監査制度の整備 | 4.法人罰則の強化 | 5.精度管理の義務付け |   |   |
| 15 | 法令遵守意識の低下  | 1.罰則の強化                         | 2.啓発事業                    | 3.優良事業所に対する優遇措置の促進          |           |             | 毎年、排出ガスの多い工場・事業所等を中心に立入を行い、自主検査の実施等の指導を行っているが、今後、国の動向を踏まえ、事業者に対する指導を徹底していく。                       |   |
| 16 | 環境管理に対する認識が低下したこと、管理体制が不十分であること  | 1.事業者に対して環境法令の説明会・講習会を行う        |                           |                             |           |             |   |   |
| 17 | ・生産コストの縮減や効率を優先したことが原因と考える。・事業者の環境に対する順法精神が欠けている   | 1.事業者に対する啓もう活動                  |                           |                             |           |             |   |   |
| 18 | 事業者の法令遵守に対する意識の低さ  | 1.立入検査の強化                       | 2.罰則強化                    | 3.定期的な講習会や事業者同士の情報交換会の実施    |           |             | 公害防止に関する環境管理の在り方に関するパンフレットを作成し、事業者へ配布予定   |   |
| 19 | 事業者の環境に対する認識が低い  | 1.立入検査を増やす(職員の増員も必要)            |                           |                             |           |             |   |   |
| 20 | 行政が測定をしなくなったため、対応が甘くなっている  |                                 |                           |                             |           |             |   |   |

|    |   |  |   |   |  |  |   |  |
|----|---|--|---|---|--|--|---|--|
| 21 | 環境管理についての企業の意識の低下。環境面の取り組みが企業の利益に結びつきにくい。   | 1.企業モラルの向上   | 2.行政の監視強化のみならず、企業に対する、住民・消費者の環境面への意識の向上 | 3.生産品の価値に製造工程における環境管理体制等を含める                        |  |  | リスクコミュニケーションの普及   |  |
| 22 | ・事業者の公害関係法令の認識不足及びコンプライアンス意識の欠如。・危機管理体制(現場から上司への連絡、事業所から関係機関への報告)の整備不足。・行政と事業者の馴れ合い。・大気関係法令の取締り手法の甘さ                    | 1.事業者への法令コンプライアンス教育の充実   | 2.法令・協定の適宜見直し(取締りの強化)                   | 3.立入検査頻度(特に実測)の増加及び立入検査機関の労力増強                      | 4.事業者、住民、行政の相互情報交換(プラス面、マイナス面の両方からの相互評価) |  | ・対応の悪い業者には、許可権限等を有する他部門と連携強化で厳格な対応を行いたい。・ホームページ等で、悪質な法令違反をした事業者を公表する制度を設けたらどうか。・EMS等の導入に消極的な中小企業についてもメリット(企業イメージアップ、コスト削減等)を広報し、導入を進めたい | ・今回の大気汚染防止法関係の報道でも問題になっていたが、届出値の定義・位置付けについて明確に示してほしい。・ダイオキシン法のように自主測定データの報告を義務付ける。・届出義務違反の罰則強化。・大規模事業場については施設に関する規制だけでなく、事業場全体としての総量規制も導入したらどうか(現在の総量規制地域以外にも)。・家庭からの負荷も見逃せない点から、より高性能(環境負荷の低い)家電の開発推進 |
| 23 | ・公害問題に対する意識の低下。・公害対策に係る投資が利益に結びつかない。・社内の相談体制が十分でない。   | 1.社内における公害に対する意識改革   | 2.社内における公害部署の位置付けを格上げる                  |   |  |  | 県事務所職員が中心となった「立入検査等プロジェクト検討会」を立ち上げ、「立入時業」「公害防止体制」「立入項目」「職員研修」について検討した。  |  |
| 24 | 不適正事案は以前から存在していたが、企業に対して求められるコンプライアンスのレベルが年々高まっているため、内部告発などで明らかにされる機会が増加したのではと考える                                       | 1.自主測定時の違反・データ改善について、その事を知り得た者は公害防止統括者に申告し、公害防止統括者は行政に報告する義務を法で規定する。また、自社測定結果等の公表を義務付ける。 | 2.公害防止管理者等の職務として、不適正事案の未然防止を義務付ける。      | 3.罰則を強化する。自主測定をしていないことや改ざんすることに罰則を規定する。             |  |  | 大規模な工場には担当者だけではなく管理職の職員も立入検査を行うこと等によって、日頃から事業者とコミュニケーションを図ることを重要視することになっている。  | 現行の公害防止管理者制度は形骸化してしまっている。工場側は公害防止組織を築くために資格者を配置しているというよりは、法律で選任の規定があるために仕方なく資格者を確保しているイメージが強い  |
| 25 | 環境に関する事務の増大にともない、工場の環境担当が所管する事務が幅広くなってきており、細かいところまで行き届かなくなっているのではないかと、これは行政側も同様であり、立入検査でデータ改ざんを確認できるような詳細な検査をする余裕はあまりない | 1.管理職の環境公害に対する認識の啓発  | 2.適正な人員配置                               |   |  |  | 19年度から「環境汚染防止専門技術員」を嘱託職員として2名雇用し、工場立入も強化を図っている。   |  |
| 26 | ヒューマンエラー対策等、事業者の管理・教育体制、組織(会社)の隠ぺい体質  | 1.会社のトップの意識改革、社内教育の徹底  | 2.内部監査、社内教育、CSR等を担当する環境管理専門部署の設置        | 3.自主的にPDCAサイクルによるスパイラルアップを図る仕組みの定着                  |  |  |   |  |
| 27 | 本府内では近年不適正事案は発生していないため、原因についての記述は困難   | 1.罰則強化、違反は積極的に公表、ISO認証取消など社会的、事業面での制裁  | 2.社会全体として環境犯罪に対する認識を深め、規制する行政の立場も強化する   | 3.規制内容を合理的なものとするとともに、規制の意義を十分説明し、事業者に法令遵守の意味を再確認させる |  |  | 公害防止組織整備法対象の事業所に対し、環境コンプライアンスの推進について文書により要請し、社内の管理体制について回答を求めるとともに、立入検査を実施し、これらの点についての聞き取りを行った。   | 公害防止管理者などの資格試験において、必ずしも実態に即した内容が問われてない現状に鑑み、資格取得が現場における公害防止に役立つ知識を得ることにつながるような制度に改める   |

|    |   |   |                                |  |  |  |  |  |  |
|----|---|---|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 28 | ・公害防止に関する重要性の認識の低下。・環境管理体制の問題   | 1.従業員教育   | 2.異常発生時の対応の整備                  |  |  |  |  | ・公害機動隊の設置。・協定の改定強化   |  |
| 29 | 規制基準等が複雑で、かつ職員が3年程度で人事異動してしまいうため、法に明るい人材が醸成されにくい。それが事業者への指導力の不足を招き、結果、事業者の意識向上が図られない                                    | 1.立入検査時の行政による測定   | 2.一般住民の意識・知識の向上による「ご近所の子カラ」の活用 |  |  |  |  |  | 中小零細企業でも導入しやすい、安価で簡便な排ガス等処理技術の開発が、国・地方を問わず強く推進される体制が望まれる |
| 30 | 企業モラルの低下  |   |                                |  |  |  |  |  |  |
| 31 | 事業者の認識の低さや環境管理体制の不備   |   |                                |  |  |  |  | 施設の規模、使用燃料等を考慮し、立入検査頻度等について見直し中  | 自主測定義務違反についての罰則規定の設定                                     |
| 32 | 企業倫理の問題   | 1.立入検査の強化が当面必要だと思われる  |                                |  |  |  |  |  |  |
| 33 | 最近、企業の社会的責任が重要視されており、周辺の環境問題に対する関心が高まっていることが逆に仇となって隠ぺい工作が生じやすい状況が作り出されていると考えられる。また、内部告発者保護制度の整備により、不適正事案が発覚しやすくなってきている。 | 1.公害防止管理者等の工場内部における地位・権限の向上   |                                |  |  |  |  |  |  |
| 34 | 利益至上主義などによる企業の環境に対する意識の低下及び大気環境向上により大気環境監視行政体制の弱体化  | 1.不適正な事例の積極的な公表   | 2.地道な立入指導及び企業への環境法令に関する啓発      | 3.ISO14001の認証システムの見直し(形式的な審査にすぎない)                       |  |  |  |  |  |
| 35 | 法令遵守に対する意識の欠如   | 1.企業におけるコンプライアンス意識の徹底を図ることが必須であり、業界団体を通じた指導の強化もひとつの方法                                 | 2.自治体における立入頻度の増加や検査内容の強化       |  |  |  |  | 講習会等の機会を利用して、法令遵守の徹底を指導している  |  |
| 36 | 事業者の大気汚染防止に関する意識の低さ、事業者内部の意思統一(連携)の不足、行政側の確認手法確立の困難さ等   | 1.事業者内部の連携強化(環境部門と現場担当部門との連携、意思統一)  | 2.行政等による効果的な立入手法の確立            | 3.一定規模以上のばい煙発生施設(1万m <sup>3</sup> /h以上等)に対し、測定結果の報告制度を導入 |  |  |  |  |  |
| 37 | 事業者のモラル、環境管理に対する意識不足(そもそも大防法では、事業者がデータを改ざんするなどの行為までは想定されていない)   | 1.データ改ざん等を行った事業所は、今回のように名前を公表し、問題を明らかにする(今回の一連の報道により、県内でも、事業者の環境管理の認識が少しは良くなったように感じる) |                                |  |  |  |  | 最近の不適正事案の報道等を受けて、大気汚染防止法の届出事業者に対し、自主測定結果を県へ報告するよう文書を送付した(報告徴収対象施設:排出基準の適用を受けない小型ボイラーや非常用の施設を除く全ての施設で、県内の824施設、312工場) | ダイオキシン法のように、ばい煙発生施設についても自主測定結果の報告を義務付ければよいのではないかと。       |

|    |   |                                 |                                 |                               |  |  |   |   |
|----|---|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|--|--|---|---|
| 38 | 事業者の遵法意識の低下及び人員削減や経費削減に起因する環境保全対策の低下。行政側において、人員削減や経費削減による監視体制の縮小化   | 1.過去の測定記録についても詳細に確認するなど、立入検査の強化 | 2.法令遵守と環境保全意識の啓発のために、法令研修会等を開催  |                               |  |  | ・県内の全製紙55工場に対して、過去3年間の自主測定結果を報告させる。・全製紙工場の経営者及び公害防止管理者を対象に環境法令研究会を開催した。・大規模(排ガス量10万Nm <sup>3</sup> /時以上)事業場(製紙以外も含む)に対して、毎月、自主測定結果を報告させる。・毎月報告させる測定結果が、継続して届出値を超過する場合は、立入検査を実施し、改善対策を指示する。・全事業場に対して、測定結果が排出基準値を超過したことを確認した場合は、速やかに報告させるとともに、立入検査を実施し、改善対策を指示する。・全事業場の立入検査において、過去の測定記録についても詳細に(生データ)確認する |   |
| 39 | 施設管理のベテランが少なくなったため、施設稼働に問題が生じた時の対応能力が低下し、基準超過などが発生するようになった。また、効率主義・成果主義が優先されるあまり、問題が発生したときに隠ぺいや改ざんを行うようになった。  | 1.組織全体で環境管理に対する取り組み・意識改善を行わせる   |                                 |                               |  |  |   | 基準超過に関して、隠ぺいや改ざんが確認された時は、罰則若しくは改善命令の規定を設ける                |
| 40 | 大気に係る不適正事業施設は、電気事業法に係る施設である場合が多い。大気の電気事業法対象施設は、申請が経済産業省、排出基準監視が都道府県、協定等があれば関係自治体と、監督機関が多岐に亘っており、各機関の連携や知見の共有が重要であると考え。また、監督機関の一元化について、制度上の見直しを進めることが望ましい(水質汚濁防止法の電気事業法対象施設は、届出受理業務と排出基準監視業務の実施機関が一元化されている)。 | 1.大規模施設への指導(立入検査・報告)の強化         | 2.各監督機関の連携の強化                   | 3.監督機関の一元化                    |  |  |   |   |
| 41 | 事業者の法令遵守意識の低下   | 1.罰則の強化                         |                                 |                               |  |  |   |   |
| 42 | ・環境保全、公害防止に関する現場担当者の遵法意識の低下。・経営者等の環境保全に対する認識不足  | 1.環境管理に関する外部監査制度の導入、義務化         |                                 |                               |  |  |   |   |
| 43 | 未だ法令遵守意識が希薄であることとともに、各自治体の人員削減等による担当者の多忙化により、監視が行き届かなくなっていると考えられる。  | 1.法令遵守意識の啓発                     | 2.改善命令の要件見直し(健康被害や周辺への影響の部分を削除) | 3.立入検査時の測定方法(測定中に調整されないための手段) |  |  | 担当者による立入検査数が増加すれば、事業者の意識も変わってくるのではないかとと思われるが、業務量等から助案壱すると簡単には増加できない   | 電気事業法等に係る施設については、事故時の報告等が規定されていないため、何らかの報告義務は必要ではないと思われる。 |
| 44 | 自治体の立入件数の減少。事業者の法令遵守の意識が欠如  | 1.立入検査による指導                     | 2.測定の実施                         |                               |  |  |   |   |

|    |   |  |                                   |                                       |  |  |   |  |
|----|---|--|-----------------------------------|---------------------------------------|--|--|---|--|
| 45 | ・利益の追求による環境への配慮の欠如。・公害防止管理業務の知識の伝承がうまくいっていない                                  | 1.社内教育の徹底  | 2.立入検査の徹底                         |                                       |  |  |   |  |
| 46 | 事業場の公害に対する意識の欠如や管理ミス等   | 1.事業場の管理体制の確立  | 2.チェック表など記入による確認                  |                                       |  |  |   |  |
| 47 | 法令及び条例の認識不足   | 1.監視の強化  | 2.不適正事例に対する指導の強化                  | 3.関係法令等の周知の徹底                         |  |  |   |  |
| 48 |   | 1.公害防止関連法の存在は知っているが具体的な内容は知らない、という事業者が多いので、法の仕組みや内容の周知を継続していくことが有効だと思う |                                   |                                       |  |  |   |  |
| 50 | 環境保全(公害防止)に対する認識、コンプライアンス意識レベルの低下   | 1.意識レベルの向上のための継続した啓発や立入検査の強化   |                                   |                                       |  |  |   |  |
| 51 | ・「公害」の概念について事業者の意識低下。・コスト削減による公害対策費へのしわ寄せ                                     | 1.自主測定の第三者機関での分析を義務付け  |                                   |                                       |  |  |   |  |
| 52 | 環境管理に対する認識の低さ。環境管理よりもコスト優先の考え方。   | 1.悪質な不適正事例に対し、事業所の営業停止命令をかけられるようにする                                    |                                   |                                       |  |  |   | ボイラーの小型高性能化が進んでいるので、小型ボイラーについて、自主測定を義務化し、排出基準の適用猶予をなくす |
| 53 | 効率化、高利益等を追求するあまり排ガス、排水等の直接利益を生み出さないものを軽視すること。また、ゼロエミッションやISOの本質を見失い業務を行っていること | 1.直接利益を生み出さない分野の評価方法の確立  | 2.リスク評価を理解しやすくし、劇場型報道に踊らされないような措置 |                                       |  |  |   | 他法令(特に電事法、鉱安法、廃掃法)との関係の明確化                             |
| 54 | ・企業に対するモラルの問題。・立入検査等の行政の監視頻度等の低下  | 1.事業所への定期立入調査及び監視体制の拡充   |                                   |                                       |  |  |   |  |
| 57 | 組織における責任と役割の不明瞭さ。環境管理に対する認識の低下。本社と工場間でのコミュニケーション不足                            | 1.公害防止管理者等の法定資格取得及び然るべき役職への設置  | 2.従業員へのコンプライアンス教育の徹底              | 3.分析装置より、人的な介入を省き、自動的に報告書を出力する等のシステム改 |  |  | 報告徴収・立入検査等で、データ改ざんを見抜くのは困難であると言わざるを得ない。企業の社会的責任を認識して頂き、ガイドライン等の実践を促すような普及、啓発が重要であると認識している |  |
| 58 | 事業者や作業者の環境管理に対する意識  |  |                                   |                                       |  |  |   | 事業者測定について測定結果の提出を義務付ける等、厳格化したほうがよい                     |
| 59 | 法律の解釈を事業者が勝手に行うこと   |  |                                   |                                       |  |  |   |  |
| 61 | 利益最優先の企業姿勢と環境に対する意識の低下が起因していると考えられる   | 1.罰則の強化(規制を厳しくする法律の改正)   | 2.事業者意識の向上(頻繁な行政による立入検査の実施)       |                                       |  |  | もっとも効果的な促進策は規制の強化と考える。併せて事業者への指導の徹底や企業と行政、両方向の情報交換の場を数多く設けることも必要と考える                      | 更なる規制強化と環境に対する企業努力が必要であると考えられる                         |

|    |   |                                      |                                     |                 |  |  |   |   |
|----|---|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------|--|--|---|---|
| 62 | 高濃度になった時の対処方法(処理措置、施設停止)、高濃度データの取扱(内部での報告体制、自治体への報告体制)、基準超過未然防止の運転管理マニュアル類・体制の整備が不十分である                         | 1.行政の監視体制を強化し、事業者側の規制基準を遵守する意識を向上させる | 2.事業者とのコミュニケーションの機会を増やし、相談しやすい状況にする |                 |  |  | 企業に対して的確な指導を行うにあたり、マニュアル類の整備、研修等を通じて、立入検査に携わる職員の監視・指導能力の向上・維持が必要である |   |
| 64 | ・環境対策に関する予算の削減、設備等に対する過剰な信頼。・担当業務の専門化により全体が見えない   | 1.第3者機関によるチェック                       | 2.罰則の強化                             | 3.事業場の従事者に対する啓発 |  |  | 事業場の立入時や相談等での来庁時に事故事例や最近の話題を提供し、自覚を促している。                           | 規制緩和により自主的な取り組みが推進されているが事業者により環境面に対する意識の差が大きくなっているのではないか                            |
| 65 | ・立入件数の減少。・専門知識、技術、経験等を持った職員の減少。   | 1.悪質な事例に対する強い罰則や社会的制裁(ISO剥奪等)        | 2.事業所監視の強化                          | 3.職員の技術の向上      |  |  |   |   |
| 66 | 工場の法律遵守に対する意識の低さ  | 1.頻繁に工場に立入を行う(自主測定の確認や測定、施設の稼働状況など)  |                                     |                 |  |  |   | 立入方法等について、マニュアル等がないため、担当者が変わることに対応が変わってしまい、一貫した対応ができない。また、経験年数が少ない場合、工場へ効果的な指導ができない |
| 68 | ・立入検査件数の減少による周知不足。・法に測定結果の報告義務がない   | 1.環境管理の不適正事項に対する罰則の強化                | 2.法に測定結果の報告義務を追加                    |                 |  |  |   |   |
| 69 |   | 1.罰則規定を強化する                          |                                     |                 |  |  |   |   |
| 70 | 営利のために多少の違反はやむを得ないという風潮   | 1.担当職員の研修を充実させる                      | 2.測定結果と生データの照合を行う                   |                 |  |  |   |   |
| 71 | 法令遵守の意識が強すぎるため、規制値をオーバーした場合、外部に情報を出し難くなったため   | 1.現場従事者の研修(社外での研修、外部講師)              |                                     |                 |  |  |   |   |
| 72 | ・環境意識の低下。・無理なリストラによる人員不足  | 1.行政及び周辺住民によるチェック機能の強化               |                                     |                 |  |  |   |   |
| 73 | ・人員削減による人材不足。・担当者の代替わりによる意識の低下。・古くからの担当者の馴れ合い。・行政の力不足   | 1.定期的な講習の実施                          |                                     |                 |  |  |   |   |
| 74 | 企業のコンプライアンス遵守、環境問題に対する意識の慣れ   | 1.企業における環境管理を第3者的機関によりチェックを行う        | 2.ISO14001では不十分                     |                 |  |  |   |   |
| 75 | ・公害防止管理業務に対する事業者の意識の低下。・企業側担当者の多忙さ。・近年CSRが強調され、内部的に不適正事案が発見されやすく、公表で処理しようとする企業内環境が形成され、過去なら表に出なかった部分が現れるようになった。 |                                      |                                     |                 |  |  |   | ISO14001、CSRなどの取り組みを通して企業側の環境管理体制は複雑化しており、公害防止管理者制度に関してもそれを踏まえて変えた方がよい              |



|    |   |                              |                              |  |                |  |  |  |
|----|---|------------------------------|------------------------------|--|----------------|--|--|--|
| 76 | ・公表による企業イメージの低下のおそれ、・施設管理者の知識不足、人数不足及び高齢化(後継者不足)  | 1.自治体職員を増やし、立入を強化する          | 2.企業との情報交流を深める               | 3.環境調査研修所での研修に具体的事案(企業の管理方法等)を取り入れ、内容を強化する |                |  | 環境法令届出台帳統合システムを導入し、過去の指導履歴状況や他法令の届出情報などを把握し、立入には包括的な指導を行うことができるようにした |  |
| 77 |   | 1.ガイドライン(国)の作                |                              |  |                |  |  |  |
| 78 | 環境管理が企業に浸透しつつあるが、形だけのシステムになり、形骸化、形式化しているため今回のような事案が生じたと考え   | 1.企業・自治体・近隣住民間のコミュニケーションの活性化 | 2.環境に関する優良企業の表彰といった支援制度の確立   |  |                |  | 効果的かどうか分からないが、環境保全協定(公害防止協定)の見直しを行っている                               |  |
| 79 |   | 1.公害防止管理者の責務及び罰則の強化          |                              |  |                |  |  |  |
| 80 |   | 1.法令遵守の普及及び啓発                |                              |  |                |  |  |  |
| 81 | 工場・事業場の担当者の法の遵守意識の低下  | 1.法遵守の徹底                     |                              |  |                |  |  |  |
| 82 | 最近の不適正事案に係る事業場の多くは、民間の審査機関から環境管理体制・仕組みについて監査等を受けており、またこうした監査等にクリアしているにもかかわらず、不適正事案が発生している。各事業所の環境管理体制・仕組みを隅から隅までチェックすることは膨大な労力、知識を要するものである。企業のコストダウン、行政側の経費削減と不適正事案の解消とは互いに衝突する問題であると思われる | 1.公害対策設備機器に係る補助金の交付          | 2.立入等を通じての事業者との密着(情報交換を密にする) | 3.法律等以外の各事業者との協定等の締結                       | 4.厳罰に処し、会社名を公表 |  | 事業者が気軽に相談できる体制づくり。随時立入等を実施する。  | 現行の法制度を運用することにより、大気汚染等の公害面については環境基準の達成等大きな効果を得てきた。今後も着実に継続することが大切であり、特に、届出等の内容の確認については実際に現場確認する以外、最適な方法はないものと経験的に感じられる。また、事業者への法的な締め付け強化を望まず、自主努力、技術革新等による解決を望むのであれば、規制基準値の遵守以外、つまり数値的な規制以外の最低限の役割(責任)を法的に明確にしてみてもどうか。 |
| 84 | 事業者の環境管理に関して、理解を深めるための環境教育の充実や、法律遵守の姿勢が必要である  | 1.事業者の法令遵守の姿勢が必要             | 2.行政の立入検査の強化                 | 3.事業者の環境教育の充実                              |                |  | 今まで以上の立入検査等に時間をかけ、届出内容等に相違がないかを確認する                                  |  |
| 85 | ・企業における環境問題(公害)に係る意識の低下、・企業、自治体においても廃棄物、リサイクル等に力をいれており、人員等の確保が難しい   |                              |                              |  |                |  |  |  |

|    |  |                                    |                                |                           |                           |  |  |  |
|----|--|------------------------------------|--------------------------------|---------------------------|---------------------------|--|--|--|
| 86 | パブル崩壊後の不景気によって、企業は環境管理の意識より、利益を最重要視する傾向になっていたのではないかと考える。近年景気が回復しつつある中、環境に対する意識は低下したままであったため、生産量の増加等に処理施設が対応しきれなかった、もしくは利益には相反する環境設備への投資に消極的になっているのではないかと考える。また、行政側は「公害」の時代から「環境」の時代になったという認識のもと、企業を信用しすぎていたのではないかと考える。そのため企業は安易に隠ぺいやデータ改ざんを行うようになったのではないかと考える。 | 1.行政による定期的な立入検査の徹底                 | 2.不適正事業者に対する厳しい行政措置の実施         |                           |                           |  | 今年度から来年度にかけ、主要事業所との協定見直し作業を実施。環境管理体制を引き締める内容を盛り込みたいと考えている  | 現行の法律上、事業者自主測定義務は課せられているが、その義務違反に対する罰則がない。自主的な取り組みを促進していくためには、罰則等取締りの強化とともに、優良事業者への優遇措置等をあわせて行っていく必要があるのではないかと考える。   |
| 87 | ・コンプライアンスの欠如。・営利優先による環境への影響の無視   | 1.内部告発制度の整備、告発者の保護                 | 2.事業所と環境測定会社の癒着の禁止             | 3.環境法令の罰則の強化              | 4.不適正を発見しやすい効果的な立入調査方法の確立 |  | 立入頻度を増やす、測定回数を増やす、抜き打ち検査   |  |
| 88 | 環境管理体制の不備  | 1.目標管理値の改善                         | 2.社内監査の徹底                      |                           |                           |  |  |  |
| 90 | ・法令等の違反に関する事例の公表による企業イメージの低下。・環境対策施設に係る費用負担  |                                    |                                |                           |                           |  |  | 施設の更新に関する手続きなどの簡素化などの規制緩和  |
| 91 | 事業者の法令遵守意識の欠如  | 1.故意のデータ改ざん等に対する厳罰化。報道等による社会的制裁等   | 2.国、自治体による事業者の環境情報開示等に関する施策の推進 |                           |                           |  |  | 公害防止の観点から環境管理の観点への移行が必要である。事業者が積極的に環境データを周辺住民等に公開するなどの行為を推進するための施策(環境関連法規の整備や税制上の優遇措置など)が必要と考  |
| 92 | ・企業モラル(企業内での環境意識の欠如、環境管理体制の不備)。・行政のチェック体制の不備   | 1.罰則の強化                            | 2.行政のチェック体制の強化                 | 3.法令遵守意識の啓発               |                           |  |  |  |
| 93 | 1970年代当時と現在とを比較すると、環境問題への社会的な関心が、いわゆる産業型公害から都市生活型公害、化学物質管理、循環型社会への対応、地球温暖化対策へと広がりを見せる中、事業者の環境管理活動全体における「公害防止に対する重要性の認識」が相対的に低下していると考えられる   | 1.実効性の高い環境管理のための「全社的環境コンプライアンス」の実践 | 2.各主体のあるべき役割分担                 | 3.公害防止統括者、公害防止管理者等の役割の再認識 | 4.環境管理における実質的PDCAサイクルの実践  |  | 工場において公害防止管理者等が果たすべき役割を再認識し、また、公害防止組織整備法に規定されている地方自治体の役割を再認識した上で、工場における公害防止業務の履行状況等を適切に把握するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法その他の公害関連法令と相まって、工場に対し適時適切な公害防止の取り組みを促すことが重要と考える | 法令を遵守することは当然重要であるが、一方で事業者課される環境規制が数多く存在し、特に小規模な事業者などではこれらの法令等に対応するのが困難な状況にあり、経費削減の影響で環境管理業務の人員が減少した結果、組織的な公害防止業務ができず特定の担当者に業務が集中してしまうという問題も生じているのではないかと考える |
| 95 | 事業者の方の不認知及び法令遵守意識の欠落に起因すると考える  | 1.法の周知・徹底                          | 2.法令遵守意識の啓発                    |                           |                           |  |  |  |

|     |  |   |                        |                     |  |  |   |  |
|-----|--|---|------------------------|---------------------|--|--|---|--|
| 97  | 1970年頃の公害がひどかった頃に比べ環境改善が進み、事業者、特に経営層の公害防止に関する意識が相対的に低下している。これに伴い環境部門の人員削減や組織の弱体化が進み、さらに熟練者の退職などによりノウハウの伝承が途絶え、施設も老朽化している。このため、環境面での問題があっても、企業内での精算優先の方針に抗しきれず、測定データの改ざんなどにより、帳尻を合わせるような対応になっているものと考えている。 | 1.企業における環境部門の人員や権限の充実、測定データの多重チェック体制の整備 | 2.効率的かつ、効果的な立入検査の実施    |                     |  |  | 環境監視機能を強化・充実するため、公害部門に加え産廃に関する立入検査を総合的に行う監視指導課を平成17年度から設けている。また、環境保全意識の向上を図るため、市内企業を対象に講習会を実施している(実施:平成19年2月、参加:約113社、150人) | 今回の一連の不祥事については、企業のトップとなる公害防止統括者の責任が重い。企業がより真摯に公害防止に取り組むには、彼らの意識改革が必要である。については、資格試験を課すほどではないが、何らかの教育制度を導入すべきではないか |
| 98  | 公害行政の社会的注目度の低下及び企業の利益追求の最優先主義  | 1.届出・規制基準等に関する啓発                        | 2.立入指導の強化              |                     |  |  |   |  |
| 99  | 測定結果等の確認体制が不十分であった   | 1.事業者への立入検査業務を強化する                      | 2.測定結果等を複数でチェックする体制を整え | 3.立入検査業務のマニュアルを作成する |  |  |   |  |
| 100 | 経営者や役員等の関心が流行のISO取得にばかり向けられ、地道な現場の業務や担当者に対して無関心または無知である  |   |                        |                     |  |  |   |  |
| 101 | 人員削減によるチェック機能及び公害に対する問題意識の低下   | 1.企業が測定している生データをテレメータシステムにより受信する        |                        |                     |  |  |   |  |
| 102 |  | 1.定期的な立入検査の継続                           |                        |                     |  |  |   |  |
| 103 |  | 1.自主測定の実施の義務化                           | 2.立入検査の頻度を増やす          |                     |  |  |   |  |

|   |  |  |   |                        |   |  |
|---|--|--|---|------------------------|---|--|
|   | 問9: 最近の不適正事案に対する原因は何に起因するとお考えですか? お聞かせ下さい。   | 問10: 環境管理に対する認識の低下や環境管理体制・仕組み問題に起因した不適正な事例を根絶するためにはどのような措置が有効とお考えですか? お聞かせ下さい                        |   |                        | 問11: 効果的な公害防止取組促進についての貴自治体での新たな取組やご意見等をお聞かせください。  | 問12: 効果的な公害防止取組促進に関連して、現行の制度に関するご意見等をお聞かせください。   |
| 1 | 本都道府県においては水質関係では該当事案がないが、大気関係の不適正事案については、生産優先意識が根本原因と考えている。基準値遵守に対する意識の欠如、緊急事態等に対する対応手順書の不備、社員に対する環境教育の不足等も要因と考えられる。 | 1. 事業者自らが環境最優先の社内意識の徹底を図り、必要な管理体制等を構築することが基本となるが、その取り組み等が確実かつ継続して行われるよう、立入検査の充実等による監視指導の一層の強化が必要である。 |   |                        | 大気関係とあわせ、水質についても立入マニュアルを策定し、より効果的な立入検査などを実施することとしている。   | 制度的な問題ではないが、出先組織では、通報や苦情対応等もあり、通常立入等に十分な時間がとれないのが実情である。マニュアルを策定するなど業務の効率化を図っているが、限界はある。また、都道府県の財源上の問題ではあるが、立入検査関係の予算についても大幅に削減されており、特に、採水検査については、最低限の事業場に限定せざるを得ない状況にある。 |
| 2 | ・企業の経費削減。・企業トップと現場との認識のズレ。・企業の環境保全対策に対する意識の後退。   | 1. 企業が一丸となって環境保全に取り組む風土を醸成する。  | 2. 県や市による定期調査の徹底及び調査手法の向上                     |                        |   | 不適正事案を行った企業に対する罰則を強化してはどうか。  |
| 3 | ・事業者の公害防止意識の低下。・人員削減等による行政の監視指導体制の弱体化。   | 1. 事業者への公害防止に関する啓発・研修の実施   | 2. 行政機関の監視指導の強化                               |                        | 公害担当職員のレベルアップのための研修等の実施(検討中)  |  |
| 4 | ・基準超過等の不利益な情報の隠ぺい体質。・水質汚濁防止法に対する認識不足。  | 1. 罰則の強化   | 2. 不正を行った事業所名の積極的な公表                          |                        | 基準超過があった場合に文書による指導を行ってきたが、一週間おきに自主検査を行わせるなどのペナルティを課した方がよいのではないかと考えている。                          |  |
| 5 | ・工場・事業場の人員削減による操業上の安全管理の不徹底。・工場・事業場の設備の老朽化。・現場管理の職員の公害関係設備への慣れによる認識低下。   | 1. 社内の報告及び連絡・通報体制の確立   | 2. 環境管理部門への専門職員の重点配置                          | 3. 企業トップへの環境管理情報の迅速な提供 |   |  |
| 6 | ・企業トップの環境保全意識の欠如。・企業内部のチェック体制の不備。・行政の監視率の低下。   | 1. 悪質な場合、違反した水量に応じて賦課金を徴収できるシステムの導入  |   |                        |   | 公共下水道エリアに立地しながら接続していない事業場対策が課題ではないか。自社処理施設の整備費用及びランニングコスト以下で公共下水道に接続できるシステムが必要でないか。  |
| 7 | 事業者の法認識(環境管理認識)の誤り、社内の管理体制(チェック機能等)の低下等  | 1. 自治体による法(環境管理も含む)認識の誤りの指摘、適切な指導等(ISO取得の推進等)  |   |                        | 新たな取り組みはない  |  |
| 8 | 企業の人員削減  | 1. 環境管理部門を増強した企業について、優遇税制を導入する   | 2. 自治体の立入検査を強化するため、職員雇用に対する交付税または補助金等の措置を国が行う |                        |   |  |
| 9 | 判明したのが最近なのであって、相当以前から続いているものと思われる。社会に、そのような不正を許さない風潮が形成されたことが、判明した主な要因と思われる。   | 1. 公害防止管理者の選任対象工場の拡大や、管理者の資格更新制  | 2. 財団法人や独立行政法人などの中立的な立場の専門家を民間企業へ派遣する制度       |                        | 「環境保全講習会」というタイトルで、事業者を対象に公害関係法令の講習会を開催している。また、条例で、特定施設を設置する工場においては公害防止責任者を選任するよう求めている(報告義務はなし)。 | 最近では温暖化対策が環境施策のメインになってきている。公害は過去のものという印象が浸透してきており、施行後約40年が経過するものもある公害関係法令は、管理的な側面が強くなってきているように思う。  |

|    |  |   |                                 |             |           |                                 |   |   |
|----|--|---|---------------------------------|-------------|-----------|---------------------------------|---|---|
| 10 | コスト削減。環境管理体制の空洞化。  | 1.公害防止管理者等の業務の位置づけ強化と再教育(研修の義務化等)   | 2.中小企業等に対する技術的支援(例:アドバイザー制度の導入) |             |           |                                 |   |   |
| 11 | 経験豊富な担当職員の退職及び人手不足や業務量の増加により、公害防止対策に費やすことができる労力が減少していること   | 1.事業所及び行政の担当職員研修の充実   | 2.立入検査の強化                       | 3.罰則の強化     |           |                                 |   | ・企業の社会的責任に基づき、排水分析結果を自ら公表させることを制度化する。・経済的な理由により、排水基準を遵守できない事業者も少なくないため、問10の措置では対応しきれない場合も考えられる。補助金等の制度や、安価で維持の簡単な排水処理施設の開発などにも力をいれてほしい              |
| 12 | 事業所内部の環境部門の縮小・統合等、熟練技術者の退職等により水質保全対策を専門としている人材の減少が、事業者の法令遵守意識の欠如を引き起こしている。   | 1.環境基本法では第8条で事業者の責務を規定しているが、水質汚濁防止法でも同様に事業者の責務として、水質の管理に対する規定を盛り込んでどうか(水質汚濁防止法では、届出、排水基準の遵守等の責務はあるものの、総括的な「事業者の責務」を明確にしていない)。 |                                 |             |           |                                 | 事業者が加入している協議会等の研修会を活用した啓発事業の実施。   | 問10と同じ  |
| 13 | ・公害規制が厳しかった頃に比べ、行政側の組織縮小化、人員削減、熟練職員の減少により、行政側のチェックが甘くなった。・事業者側が発覚しないだろうと思いはじめている。  | 1.定期測定及び報告の義務付け。DXNのような行政側による測定データの公開   |                                 |             |           |                                 | 短期間での職場異動、人員削減等により、事業場の不正を見抜くに足る知識・経験を持った職員が少なくなっているのが現状である。組織体制の整備や、実務に携わる職員の教育・育成が必要である |   |
| 14 | 事案は最近発生したものではなく、内部告発が一般化したことで表面化したものと考え。そういう意味では隠ぺいを行っている企業については認識が低下したのではなく、そもそも以前から意識が低いのではないか。立入検査の質がよくても、巧妙に隠ぺいされた場合はこれを発見することは不可能である。 | 1.一定規模以上の企業に対する公害防止組織の設置義務付け  | 2.自主測定の頻度の明文化及び測定結果の公表の義務付け     | 3.精度管理の義務付け | 4.法人罰則の強化 | 5.公益通報者保護法の制定は隠ぺいを表面化する機能としては有効 | 市町村と環境保全担当職員事例研究会を開催することとした   | 公害防止管理者の権限強化  |
| 15 | ・経済優先の経営風潮、環境保全に対する意識の低下。・環境保全部門の縮小、現実化によるチェック・責任体制の弱体化。・基準超過に対するマスコミや社会の過剰反応のため、事業者が正直な対応をしにくくなった。  | 1.環境対策・保安に係るコストが「必要」という認識の確立と体制の再構築   | 2.行政側の人員増によるきめ細かな指導(行政側にも余裕がない) |             |           |                                 | 行政が動くよりも業界単位で公害防止の取り組みを促進するような仕組みづくりが必要(研修、技術的な情報の共有など)。                                  | ・事業者にとっての良き相談者が必要。行政に相談しづらいケースもあり、公害防止について全般的に相談できる組織を作り、研修、技術情報の提供を行うなど、事業者・業界の取り組みが促進されるような仕組みづくりはできないか。・環境保全対策に要する経費に対する税制度の改善など経済的な誘導策を強化できないか。 |

|    |   |                                     |                                 |                           |  |  |  |   |
|----|---|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|--|--|--|---|
| 16 | ・経済優先の経営風潮、環境保全に対する意識の低下。・環境保全部門の縮小、現業化によるチェック・責任体制の弱体化。・基準超過に対するマスコミや社会の過剰反応のため、事業者が正直な対応をしにくくなった。 | 1.環境対策・保安に係るコストが「必要」という認識の確立と体制の再構築 | 2.行政側の人員増によるきめ細かな指導(行政側にも余裕がない) |                           |  |  | 行政が動くよりも業界単位で公害防止の取り組みを促進するような仕組みづくりが必要(研修、技術的な情報の共有など)。   | 事業者にとっての良き相談者が必要。行政に相談しづらいケースもあり、公害防止について全般的に相談できる組織を作り、研修、技術情報の提供を行うなど、事業者・業界の取り組みが促進されるような仕組みづくりはできないか。環境保全対策に要する経費に対する税制度の改善など経済的な誘導策を強化できないか。   |
| 17 | 公害防止管理体制が機能していないことに起因する。  | 1.公害防止管理体制やコンプライアンスに係る事業場への注意喚起     | 2.立入調査時における公害防止管理体制の確認          |                           |  |  | 熟練労働者の大量退職に伴う、技術の伝承問題に対応するため、事業者及び行政において、環境汚染事故の未然防止策や事故時の被害拡大防止措置等について意見を行う「環境リスク対策推進事業」を行っている。 |   |
| 19 | 事業者の法令遵守に対する意識の低さ   | 1.立入検査の強化                           | 2.罰則強化                          | 3.定期的な講習会や、事業者同士の情報交換会の実施 |  |  | 公害防止に関する環境管理の在り方に関するパンフレットを作成し、事業者へ配布予定  |   |
| 20 | ・隠ぺい体質。・経年的に行う定常業務(水質測定)に対するなれ合い。   | 1.立入検査の強化                           | 2.企業による、より積極的な情報公開の推進           |                           |  |  |  |   |
| 21 | 事業の経営状態の悪化と経営者幹部の環境保全意識の欠如。   | 1.法による規制強化                          | 2.行政による指導                       | 3.業界団体の内部研修、内部規律          |  |  |  |   |
| 22 | 企業のモラルの低下の一方で、ISO等で環境管理遵守状況を問われている。   |                                     |                                 |                           |  |  |  |   |
| 23 | 企業のモラルの低下の一方で、ISO等で環境管理遵守状況を問われている。   | 1.立入検査時の確認強化                        | 2.不正判明時の公表                      |                           |  |  |  |   |
| 24 | 原因は公害防止意識の欠如、処理施設の知識不足による。  | 1.企業内情報の積極的な開示                      | 2.小規模事業場の環境管理意識を高めるための研修などの実施   | 3.違反事業場に対する厳格な行政処分と公表     |  |  | 公害防止管理者等の再研修を実施しているが、公害防止管理者等の選任義務のない中小企業者への意識啓発のための制度づくりが必要である。                                 | ・公害防止管理者等の再研修を実施しているが、公害防止管理者等の選任義務のない中小企業者への意識啓発のための制度づくりが必要である。・現状では、特定施設を有していない事業場や排水基準対象外の事業場からの排水が、公共用水域を汚染している事例が目立つ。現行の制度では多様化する産業形態に対応することが困難になっているため、抜本的な法改正を検討すべきである。そのために、以下の2点を提案する。1.規制対象外・届出対象外の事業場についても規制をかける。2.規制や届出は、特定施設を設置している事業場ではなく、特定の業種について行う。 |

|    |  |   |   |  |  |  |   |   |
|----|--|---|---|--|--|--|---|---|
| 25 | 原因は公害防止意識の欠如、処理施設の知識不足による。   | 1.企業内情報の積極的な開示  | 2.小規模事業場の環境管理意識を高めるための研修などの実施   | 3.違反事業場に対する厳格な行政処分と公表                    |  |  | 公害防止管理者等の再研修を実施しているが、公害防止管理者等の選任義務のない中小企業者への意識啓発のための制度づくりが必要である。      | ・公害防止管理者等の再研修を実施しているが、公害防止管理者等の選任義務のない中小企業者への意識啓発のための制度づくりが必要である。・現状では、特定施設を有していない事業場や排水基準対象外の事業場からの排水が、公共用水域を汚染している事例が目立つ。現行の制度では多様化する産業形態に対応することが困難になっているため、抜本的な法改正を検討すべきである。そのために、以下の2点を提案する。1.規制対象外・届出対象外の事業場についても規制をかける。2.規制や届出は、特定施設を設置している事業場ではなく、特定の業種について行う。 |
| 26 | 事業者のコンプライアンス管理能力のなさや行政の指導力低下(所管法の数は増加しているが、人は増えないことの弊害)。   | 1.廃棄物処理法や道路交通法のように、罰金、罰則の強化                                   | 2.行政職員の増員または立入権限を民間へ移管できる仕組みの創設   |  |  |  |   |   |
| 27 | 企業の組織としての管理能力の低下。企業の経営幹部の利益追求主義。行政のチェック体制の   | 1.積極的な情報公開  |   |  |  |  | ・企業ISO取得の推進。・水質汚濁防止法の事務に必要な情報の整理と活用。                                  |   |
| 28 | ・企業の公害防止意識の低下。・企業のチェック体制の不備(複数の職員を配置できない。・ベテラン職員の目が届かないなど)。・行政には改ざんを見抜けないと甘く見ている。・システムが大きくなりすぎ、仮に問題があっても対応できなくなっている。 | 1.企業の体質の問題が大きい。改善策を提出させるに当たっては、単に環境に特化せず、企業の社会的な存在意義まで問うことが必要 | 2.こうした不適正事例の顕在化は、指導する行政側の問題が映し出されていると考えべき。企業の問題ではなく、行政の問題と捉えて、十分な学習と訓練が必要である。 |  |  |  | 通常操業時の立入検査の質と量のレベルアップのため、今年度より技術専門員(都道府県、企業OB)とともに工場への立入調査を実施。        | かつては問題が起こっている工場に対する指導が主体であったが、今は問題を起こさないための対応が求められている。そのためには、従来の規制的手法をきちんと適用することはもちろんであるが、工場の自主的な管理の取り組みを促す仕組みが必要である。   |
| 29 |  | 1.環境管理マネジメントシステムの普及   | 2.優れた環境管理を実施している事業所を表彰または都道府県のホームページで紹介                                       |  |  |  |   |   |
| 30 | ヒューマンエラー対策等、事業者の管理体制   | 1.社内教育  | 2.内部監査、社内教育、CSR等を担当する環境管理専門部署の設置  | 3.自主的にPDCAサイクルによるスパイラルアップを図る仕組みの定着       |  |  |   |   |
| 31 | ・事業場においては、経済優先による環境管理体制の弱体化。・都道府県においては業務の効率化により、工場等への立入等が減少。   | 1.法・条例に基づく立入において、管理の強化等の指導を実施する。                              | 2.法規制と事業場による自主的取組のバランスが必要。  | 3.環境問題意識は一般には広がっているが、継続してコンプライアンスの徹底が必要。 |  |  | 公害防止組織整備法(水質公害防止管理者)対象の事業場に対し、環境コンプライアンスの推進について要請文書を送付し回答を求め、立入検査を実施。 | ITを活用して、環境情報の管理と共有化(代表者、工場責任者も含む)   |

|    |  |                                 |                             |   |   |  |  |  |
|----|--|---------------------------------|-----------------------------|---|---|--|--|--|
| 32 | 事業場における環境保全専門スタッフの不在または減少。   | 1.事業場における環境保全専門スタッフの充実          | 2.生産工程、処理工程を熟知した自治体職員の育成    | 3.自治体の立入検査の強化   |   |  | 都道府県、出先機関、地元市町と合同で、1工場に対し丸1日をかけて、大気、水、廃棄物の一斉立入を行っている(公害機動隊と命名)。経験の少ない職員と熟練した職員が混合で立入検査を実施するため、研修効果もある。 | 組織法の適正な運用が必要である。   |
| 33 | 行政による情報公開が一般的となり、公表や報道発表が通例となることによって、事業者自身が不利益を被るために改ざんが行われていると考えられる。  | 1.事業者自身の適正な環境管理体制を義務化する要綱や条例の制定 | 2.行政側による環境管理に関する定期的な立入調査の強化 |   |   |  |  |  |
| 34 | ・企業モラルの低下。・環境監視体制のゆるみ。   | 1.環境行政専門の職員を育成する                |                             |   |   |  |  |  |
| 35 | 企業の古い体質、古い倫理観。慣れ。  | 1.行政指導を継続的に行うこと                 | 2.リスクコミュニケーションの実            |   |   |  |  |  |
| 36 | 最近、企業の社会的責任が重要視されており、周辺の問題に対する関心が高すぎていることが逆に仇となって隠ぺい工作が生じやすい状況が作り出されていると考える。また、内部告発者保護制度の整備により、不適正事案が発覚しやすくなってきている | 1.公害防止管理者等の工場等内部における地位・権限の向上    |                             |   |   |  |  |  |
| 37 | 企業の環境に対する意識の低下、利益至上主義の弊害、知識伝承の断絶等、根源的な問題である。また、法律としても水質汚濁防止法は施行から37年が経過し、現状の問題への対応が不十分になっている側面もあると思われる。            | 1.毅然とした態度による公平な行政指導・処分の徹底       | 2.企業への環境法令に関する講習の充実         | 3.ISO14001の認証システムを見直し、更新時に法令違反があった企業の更新を認めない等、ISO14001の本来の趣旨どおりの運用を目指した改善 | 4.水質汚濁防止法改正によって、非特定事業場に対する排水基準の適用を可能にし、環境に対する意識を全国的に高め、データの改ざんや隠ぺいに対するペナルティを課すことのできる内容に改善 |  | 公害防止協定により、大規模排出事業者に対して一定の指導をしていくようにしている  | 現在の法体系では、運用の仕方が各県ごとに温度差があり、運用も解釈もまちまちである。それでは基準や運用のゆるい県が企業誘致に有利ということになり、環境行政を厳しく運用するインセンティブが失われやすい。元々水質汚濁防止法は全国一律の運用という理念であったのだから、そこに立ち返り、法律の規制をもっと厳しくしなくてはならないのではないか。また、環境省と自治体の会議を定期的に関催する等しないと、国が自治体の意見に接する機会がない。アンケート等では把握できないのではないかと。 |
| 38 | 法令遵守を含む企業の果たすべき責任について、多くの企業がCSR活動により取り組んでいるが、末端の現場までその理念が浸透していないため。  | 1.内部管理体制の抜本的な見直しの指導             | 2.定期的な抜き打ち検査                |   |   |  | 都道府県内における、大手企業の不祥事を受け、大規模事業場に対し、緊急立入検査を実施している。   |  |
| 39 | ・モラルの低下。・罰則の甘さ(消防保安関係法規のように人の生命に直接関わるような違反ではないため、法律自体をなめている)   | 1.罰則の強化及びその事についての周知徹底           | 2.普段の環境法令についての周知活動          |   |   |  |  |  |



|    |  |   |                                     |                                 |  |  |  |  |
|----|--|---|-------------------------------------|---------------------------------|--|--|--|--|
| 40 | 行政の監視が十分に行えていないことも原因であると考えられる(ただし、不適正事案を見抜くには、限界もあるかと思われる)。  | 1.行政のより厳しい監視体制                            |                                     |                                 |  |  |  |  |
| 41 | 行政側:財政難や公害監視補助金の廃止による予算縮小。環境業務全般において、環境保全分野が増加していることにより、公害監視分野が縮小傾向にある。工場・事業者側:環境分野のスペシャリストが退職する中、そのノウハウ伝承が不十分となっている。また、公害全盛時代に整備した処理施設の老朽化が進む中、設備の運転維持管理のノウハウ不足や経費削減により改修・建て替えが困難となっている。さらにISO制度において、公害防止の監視等が十分に機能していない。 | 1.過去の測定記録についても詳細に確認するなど、立入検査の強化           | 2.法令遵守と環境保全意識の啓発のために、法令研修会等を開催      |                                 |  |  | ・都道府県内の全製紙55工場に対して、過去3年間の大気・水質等の測定結果を報告させる。・全製紙工場の公害防止の責任者等を対象に環境関係法令の研修会を開催した。・大規模(大気関係:排ガス量10万Nm3/時以上、水質関係:排水量1万m3/日以上)事業場(製紙以外も含む)に対して、大気・水質等の測定結果を毎月報告させる。・当該事業場に対し、測定結果が排出基準値を超過したことを確認した場合は、直ちにその旨を報告させる。当該事業場への立入検査について、過去の測定記録についても詳細に確認する。また、毎月報告させる測定結果が、継続して届出値を超過する場合は、立入検査を実施し、改善対策を指導する。さらに基準値超過の報告があった場合は、立入検査を実施し、改善対策を指示する。 |  |
| 42 | 事業者の効率主義・成果主義が優先されるあまり、問題が生じたときに隠蔽や改ざんを行うように   | 1.組織全体で環境管理に対する取組・意識改革を行わせる               |                                     |                                 |  |  |  | 基準超過に関して、隠蔽や改ざんが確認されたときは、罰則若しくは改善命令の規定を設ける   |
| 43 | 事業者の公害防止についての意識の低下や自治体の事業者に対する監督・指導の不足。  |   |                                     |                                 |  |  |  |  |
| 44 | 社内の環境保全に対する認識の甘さが原因と考える。   | 1.社内での環境管理体制等について毎年公表するような制度を整備する。        | 2.立入検査を十分に効果的に実施できるように、人的配置等を行う。    |                                 |  |  | 限られた人員、予算の中、効率的・効果的な立入検査等がますます求められると思われる。  | 事業者による測定の頻度、項目等を法令で明確にする、また、その結果の報告を義務付けることなどが必要と思われる。   |
| 45 | 安全管理体制や企業としてのコンプライアンスの欠如に起因すると考える。   | 1.企業のトップがコンプライアンスに反する行為を監視し、防止する企業体制をつくる。 | 2.企業が自主検査及び排水処理の管理を別会社に委託する。        | 3.企業と行政のコミュニケーションを取り合って情報交換を行う。 |  |  | 水濁法に係る不適正な事例が発生していないため、新たな取組等を行う予定はないが、全国的にデータ改ざん等の不適正な事例が発生していることを確認し、特定事業場の立入の際は慎重に調査を行いたいと考えている。  | 一部の事業場で不適正な事例が発生しているが、行政で立入検査をする事業場数や頻度を増やすことには限界があるため、各事業場の自主検査結果のチェックを厳密に行うとともに、事業場の責任者に法令遵守を徹底させることが重要と考える。 |
| 46 | ・事業者の意識が低い、・専門的知識等が必要な場合が多いため、人間的に現状の体制では十分な監視、指導が行えない   | 1.立入検査等の監視体制の強化                           | 2.計量証明機関に異常値を検出した場合の通報義務付け(不可能であるが) |                                 |  |  | 採水回数再検討を行い、排水基準違反実績のある事業場について、立入検査の強化を検討している   | ・計量証明機関の登録について試験制にし、資質向上を図る。・計量証明機関に不正が発覚した場合の登録取り消し、・技術退職者等の期限付き再雇用を促進し、立入検査等の強化を行う                           |
| 47 | 不適正事案が表沙汰になった場合、事業場等のイメージダウンにつながる。   | 1.社内教育を徹底させる                              |                                     |                                 |  |  |  |  |
| 48 | 事業場の管理ミス   | 1.事業場の管理体制の確立                             | 2.チェック表など記入による確認                    |                                 |  |  |  | 排水基準がかからない事業場に対する指導が困難である(特定施設がない、排水量が少ない)   |

|    |  |   |   |   |  |  |  |  |
|----|--|---|---|---|--|--|--|--|
| 49 | ・規範意識の低下。・事業者の法の規制についての認識不足。   | 1.悪質な事業者についてはマスコミも利用した積極的な公表等   | 2.監視の強化及び厳格な罰則の適用   | 3.事業者に対する啓もう活動  |  |  | 現在、条例の見直しを行っており、水質に関する規制基準適用外の小規模等事業所への取り組みについて現在検討中 |  |
| 50 | 管理責任者の意識の低さだと考える。  | 1.行政検査で不適正を見逃さないこと。   | 2.適正な頻度の立入と指導。  |   |  |  | 現状に問題ないと考えているため、新たな取り組みは行ってない。                       |  |
| 51 | ・環境保全に対する意識の低下に伴う、危機感の欠如。・人員削減に伴い、後継者への知識の継承がうまく行われていない。   | 1.監視体制の強化による、環境管理に対する意識の向上  | 2.立入時のパンフレットの配布による法令遵守の啓発                                     |   |  |  |  |  |
| 52 | 利益を追求するあまり、設備管理費の支出や排出基準超過時の改善に伴う作業効率の低下を嫌うという考えが事業者側にあると考える。  | 1.外部分析機関による測定を義務化し、分析機関から行政に直接報告されるシステムとする  | 2.公害防止管理者の免許更新制   | 3.罰則強化  |  |  |  |  |
| 53 | 職員や予算の削減から、事業所を監視できなくなったため   | 1.罰則の強化   | 2.担当する職員の増員とその職員の教育   |   |  |  |  | ・排水の水質基準が甘い。・排出量の少ない事業者にも、ある程度の排水の基準を設けてほしい  |
| 54 | 社会的に大きな公害問題が減少したことによる事業者の環境管理に対する意識の低下や、後継者が十分に育成されていないことによると思われる。   | 1.事業者測定データや指導状況等の公表   | 2.不適正事例が判明した事業場に対する操業一時停止等の罰則措置                               |   |  |  |  |  |
| 55 |  | 1.行政による定期的で適切な指導  |   |   |  |  |  |  |
| 56 | ・企業利益重視の社会的風潮により、社会的に宣伝効果のあるISO14001認証に主眼がおかれ、宣伝効果がなくお金と手間がかかる水濁法などの法令遵守が認証のためのひとつの手段としか認識されていないこと。また、違反行為は犯罪であるという認識が薄いこと。・多くの地方企業の業績改善されず公害防止対策に向けた資金的余裕がないことと、地元へ愛着がない中央企業が進出し、利益を生まない公害防止等の費用負担を嫌うため、・企業上層部の環境担当者が名目だけで環境に関する実務にほとんど携わらないこと。 | 1.環境軽視企業に対しては、国民が厳しい目を向けるような世論を形成すること。  | 2.警察に専門家を配置し、自治体と協力して違反事業者を積極的に摘発すること。                        | 3.公害防止管理統括者の要件として、資格取得または定期的な講習受講を義務付け、公害防止管理者について、有害物質使用及び排水量50m3 / 日以上全ての事業場に配置を義務付け、未設置事業場には罰則を適用する。 |  |  |  | 特に生活環境項目については、基準超過した際にも指導に従って改善すれば、直罰を適用することが少なく、指摘された後に改善すればよいという考え方をする事業場もある。これは告発の手続が煩雑であることや、警察に専門的な知識を有する職員がいないなどの理由により、極端、悪質な事例はともかく、即座に環境に影響を与えない違反に対して直罰の適用を自治体がためらうためである。そのため直罰が違反の抑止力として効果的に働いていないので、特に軽微な違反について、直罰ではなく手続が容易で企業活動に不利が生じるような罰則を法律で定め、事業者の自覚を促すようにしてほしい。 |
| 57 | 事業者の環境配慮に関する意識は向上してきたものの、企業イメージの低下を招く事を嫌う企業体質に問題があるのではと考える。  | 1.企業のISO等への取り組みでは、環境管理に対する意識の向上や環境に対する配慮等企業努力を感じることは多く、自主的な取り組みの他企業への拡大促進が重要と考える。 | 2.地域と企業とのつながりから、環境の改善と情報の共有化が図られるなど地域連携の促進が環境意識の向上につながると思われる。 |   |  |  |  |  |

|    |  |                            |                                   |                        |  |  |  |   |
|----|--|----------------------------|-----------------------------------|------------------------|--|--|--|---|
| 58 | 排水処理施設の維持管理の担当者がひとりである場合が多く、自主測定結果のデータを部内での回覧をしていないことがある。  | 1.排水処理施設の維持管理担当者の研修会を開催する。 | 2.他社の排水処理施設の見学会を実施し、従業員の意識の高揚を図る。 | 3.積極的に情報公開を実施する。       |  |  | 誘致企業間での連絡会議を設けているが、各部署・担当者レベルでの会議はない。                            |   |
| 59 | ・事業場の隠ぺい体質。・国民の環境問題への関心の向上。・基準の厳格化。・一部項目の排水処理技術の未開発未普及。・一部項目の代替物質が高価である  | 1.環境問題の啓もう啓発               | 2.罰則の強化                           | 3.安価で効果的な処理技術の開発       |  |  | 立入調査時等に個別指導  | 事業場側の善意に頼ったものや努力目標的なものではなく、強制力のあるものでないと効果が期待できない。規制強化等の際は、中小企業でも適用可能な処理技術の開発普及が不可欠である   |
| 60 | 性善説を前提とする行政手法の限界   | 1.事業所と行政のネットワークを強化する       | 2.事業所からの報告等に対し、きちんとした裏付けを求める      |                        |  |  | 特に新しい取り組みはしていない  |   |
| 61 | 大規模な工場・事業所ほど、社会的責任が重く、発覚時の社会的影響も大きい  | 1.立入検査頻度の増加                | 2.立入検査内容の充実                       |                        |  |  | 小規模な工場・事業所がほとんどであるが、一定量の排水がある事業所には、1～3年のうちに1回は、立入検査を行うよう計画していきたい | 事業規模の大小や、業種(特定施設の種類)に応じた、規制、立入検査等の対応方針が必要である  |
| 62 | 企業コンプライアンスの末端までの不浸透  | 1.国等による社内管理体制徹底の指導         |                                   |                        |  |  | 県との共催での環境保全研修会による意識の醸成を図っている                                     | インセンティブの導入  |
| 63 | 地方では、中小企業の事業者が多く、資金的な問題等による公害装置等の維持管理や更新等ができていない事業者もいる。また、人件費等もかけられないことから、排水処理等について兼務兼任で行っていることもひとつの要因と考える。なお、大手企業については、法律の規制やISO等による社内規定等が法律より厳しい状況となっていることから、環境関係担当者等へのプレッシャーもひとつの要因ではないかと考えられる。 | 1.法律規制の強化だけでなく、自治体の柔軟な対応   | 2.企業と自治体の信頼関係                     |                        |  |  |  | 規制の強化については、時代の流れで致し方ない部部であると考え、自治体が指導している企業は大企業だけではなく、ほとんどが中小企業であることが多く、施設の改善や更新については、金銭的な問題等が非常に重くのしかかっているケースが多いと感じている。また、指導等についても苦慮しているのが現実である。 |
| 64 | 事業者の安易な姿勢  | 1.環境問題に対する啓発               |                                   |                        |  |  |  |   |
| 65 | 想像だが、企業経営を行う上で、環境管理体制やそれに係る経費に対して優先順位が低いのが現状だと思う。個人で管理を任されており、組織としてチェック機能が果たされていないのだと思う。   | 1.組織(組織全体での環境管理)           | 2.担当(有資格者等、専門知識を有する人材を含めた担当編成)    | 3.予算(維持管理、修繕に必要な経費の確保) |  |  | 事業者に法令遵守の徹底を図り、啓発活動を継続することで、環境管理に対する意識を高いまま維持し続けてほしいと思う。         |   |
| 66 | ・環境に対する市民意識の高揚。・環境にやさしい企業 = 良い企業というイメージ  | 1.行政の積極的な情報提供              | 2.罰則の強化                           |                        |  |  |  |   |
| 67 | 事業者側の認識不足、維持管理ミス   | 1.自治体への報告義務                | 2.徹底した自主管理(チェック体制)                | 3.事業者対象研修の実施           |  |  | 基準超過を繰り返す事業者に対して、立入頻度を増やして指導をしている。                               |   |

|    |   |  |   |                             |  |  |  |  |
|----|---|--|---|-----------------------------|--|--|--|--|
| 68 | 市民の環境への関心の高まり、社会全体から事業者に対する監視の目が厳しくなっていることを事業者が認識していない。   | 1.環境管理の不徹底さを報道機関が取り上げることは、さらに社会的な関心の高まりを醸成し、企業経営者が、環境に高いウエイトをおくきっかけになると思われ | 2.特定工場公害防止組織整備法の充実  |                             |  |  |  |  |
| 69 | 全てにおいて、辻褄合わせを重視しているから。  |  |   |                             |  |  |  |  |
| 70 | ・現場の状況の伝達不備(責任者(企業トップ・管理者)が現場状況を把握できていない)。<br>・環境管理部門の人的・財務的な縮小傾向。<br>・環境管理業務機能の低減及び環境保全意識の低下。  | 1.現場とトップをつなぐ中間層の教育   | 2.異常時・緊急時等の対応マニュアルの整備   | 3.環境管理部門の権限強化               |  |  | 公害防止主任管理者との定期的な協議会の開催等   | ・公害防止管理者制度についての更なる制度整備(立場と権限の強化)。<br>・自主測定結果の項目、頻度、報告の義務付け。  |
| 71 | 環境問題への社会的な関心が工場に起因するものから、近隣の生活環境や地球温暖化、並びに注目が移り変わってゆく化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン、アスベスト)へと変化しており、発生源に係る公害防止の重要性に関する認識が低下していると考えらる。   | 1.社内監査や外部監査によるチェック機構の構築  | 2.社内管理体制の構築と社内コミュニケーションの充実  | 3.行政による立入検査による指導強化          |  |  | 環境保全協定の事業者との締結により、環境への負荷軽減への行動計画などを通し環境管理意識の向上を図っている。  |  |
| 72 | ・コスト削減が環境部門にも追求されたため。<br>・不正は以前からあったが、内部告発により明らかになった。   | 1.企業の経営者・環境部門でのさらなる法令遵守の社会的責任を明確にする。                                       | 2.工場・現場での環境管理が十分に機能するような組織を構築する。  | 3.不正行為が明らかになった場合のリスクを認識させる。 |  |  | 公害防止に係る経費について、減税等の優遇税制の創設。   | 工場等が実施した自主的な測定結果等を公表する制度を設ける。  |
| 73 | 経済的に余裕がなく、環境に関する設備にまで費用をかけることができない。   | 1.環境と経済の整合性をとる。  | 2.認識の低い企業に対し、毅然とした措置をと  |                             |  |  |  | 特定施設の見直しが必要と思われる。  |
| 74 | 企業の環境管理部門は、大幅な人員削減の対象となっていることが多く、1,2人で業務を担当していることがかなりある。行政についても、昔の公害問題時代に比べ人員削減により、工場に対する指導・監視の目が行き届かない現状がある。企業側としては、基準超過等について行政への報告等が厳しく求められることを煩わしく感じたり、重大な問題に発展することをおそれるあまり、安易な記録改ざん等に着手してしまっているのではないかと、また、人員削減の結果、そのようなことに気づくことが難しくなっている。 | 1.監視の強化(ただし、行政側の人員不足もあるので、現実的で合理的な方法で)                                     | 2.講習会の実施(2007年問題は、環境部門についてもいえることで、若い社員に対して法令等についての知識を身につけてもらうため、講習会を実施する。また、管理職社員についても環境問題に対する認識を持ってもらうため、講習会を効果的に開催することが不適正事案の防止に役立つのではないかと) |                             |  |  | 本市においては、不適正事案が発生したことを受けて立入検査実施要領を改正し、排水検査だけでなく、記録や測定機器の維持管理状況等についても検査対象とし、法令違反とまでいかなくとも、改善を要する事案については改善指導を行うこととした。 | 現行制度においては、違反時の罰則適用が全国的に見ても少ないように思う。法では直罰規定になっているが、実際には運用がほとんどなされていない。また、安易な違反を防止するためにも罰則を強化する必要もあるのではないかと。 |

|    |   |   |  |                               |  |  |   |  |
|----|---|---|--|-------------------------------|--|--|---|--|
| 75 |   | 1.水質汚濁防止法等を一般にPRしていく                          | 2.立入検査の強化  |                               |  |  |   | 立入検査についての研修を行ってほしい。  |
| 76 | 環境問題に対する意識が市民に広く浸透してきたため、問題が発覚した際の企業活動への影響が増し、間違った危機意識が働いた結果、隠べいや改ざんといった問題となっていると考えられ   | 1.重点事業場について立入頻度を増やし、書面審査だけでなく実際の管理体制を現場で確認する。 |  |                               |  |  | 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントについて、無排水施設であっても地下水汚染の防止の観点から循環水の水質測定を行うこととした。  | 零細事業者が公害発生時及び発生するおそれのある場合に行う対策について経済的に支援する制度の創設。                               |
| 77 | 環境監査の導入以降、公害規制が自主規制の流れになってきており、内部監査、民間の外部監査を利用する仕組みができていく。しかし、第三者の技術力のある目で厳しく監査されているのか。監査員と行政の連携などがあるといいと思う。また、自治体は、予算削減や機構の見直しが進み、水質規制を専門的にできる部署が縮小してきている。そのため、監視の目が行き届かない傾向にある。 | 1.自治体等第三者機関の立入調査、行政指導の充実が必要と考える。              | 2.環境監査制度を抜本的に考え直す。監査員と行政の連携など。                         |                               |  |  | 立入調査のやり方について、工夫をするように考えている。1)採水重点、2)施設確認重点、3)管理状況重点の区分で立入調査を考え、2)、3)区分の立入調査の比率を増やしてゆく考えである。そうすることにより、行政側も事業場側も、お互いに勉強となる。 | 1.個別水域(狭い範囲を含めて)の汚濁実態に合わせた排水規制の権限を市まで下ろす。2.常時監視の記録の取扱いの共通仕様。改ざんできないような記録方法の開発。 |
| 78 | 現場での調査・状況確認が不十分。  | 1.現場調査  |  |                               |  |  | 事業者対象の排水処理施設見学会の実施。   | 製造方法や新しい業態がでてきているため、特定施設の見直しが必要と考えてい   |
| 79 | 汚水等が環境に及ぼす影響や現在の公共用水域等の状況を知らないこと。   | 1.環境管理体制について第3者がチェックする。                       | 2.事件事例等について事業者の情報提供する。                                 |                               |  |  | 事業者と日常的に連絡をとるように心がけ、事業場の稼働状況や職員数、製造品等について把握しておくこと。  |  |
| 80 | ・環境に対する予算の減少、設備等に対する過剰な過信。・担当業務の細分化により全体が見られない。   | 1.第三者機関によるチェック                                | 2.罰則の強化  | 3.事業場従事者に対する啓発                |  |  | 事業場立入時や相談等での来庁時に事件事例や最近の話題を提示し、自覚を促している。  | 規制緩和により自主的な取り組みが推進されているが事業者により環境に対する意識の差が大きくなっているのではないかと                       |
| 81 | ・事業所における法令遵守の意識不足。・測定データ等の組織的な管理体制がなされていない点。  | 1.環境管理に対する認識の低下を防ぐために効果的な立入検査を計画・実施する。        | 2.排水規制対象等の事業所については特定施設届出提出時に環境管理体制についての書類を添付するよう義務付ける。 |                               |  |  | 立入検査時に環境管理体制について確認し、体制不足の場合は改善するように促す。近年立入検査を行っていない水質関係の事業所について立入検査を実施している。   |  |
| 82 |   | 1.行政検査の充実                                     | 2.罰則規定の強化  | 3.会社幹部を交えてのヒアリングを実施する         |  |  |   | 環境対策においても格差が著しく生じている。新規規制項目に対しての技術指導・支援などを充実させてほしい。                            |
| 83 | 環境管理に対する認識低下と環境管理体制の不足  | 1.経営者は環境管理総責任者とし、幹部を含めた全社員に対し環境管理を徹底させる       | 2.社内の環境管理部門は分業化を基本とし、経営者の直轄とし、トップダウンで指示                | 3.工場見学などで周辺住民や自治体との信頼関係を構築させる |  |  |   |  |
| 84 | 環境の規制基準に対する認識の甘さや経営の厳しさ(金銭面)から公害防止のための設備費用、測定費用が出せないため、   | 1.測定義務のあるものは必ず自治体に報告する制度とする。                  |  |                               |  |  | 日頃のパトロールで市内の変化の状況を把握しておく。   |  |

|    |   |                              |   |  |  |  |   |   |
|----|---|------------------------------|---|--|--|--|---|---|
| 85 | ・事業所当たりに対する施設確認のための立入検査件数の減少。<br>・データ改ざんを見抜くために必要となる専門知識、技術、経験等を持った職員の減少。   | 1.事業所監視の強化                   | 2.職員の専門知識、技術の向上                         |  |  |  | 市内工業団地共同組合に対し、河川水質汚濁防止の啓発を目的とした立入調査を実施、その中で組合員への河川水質汚濁防止の周知を依頼した。 |   |
| 86 | 法令の遵守は、当然の事ながら事象所に課された義務であるが、自主的な調査の結果、基準超過が見られた場合に、公表することに対しての社会的制裁が大きすぎると考える。経営者にとって、芳しくない調査結果を公表するメリットが実感できないことが原因ではないか。 |                              |   |  |  |  |   |   |
| 87 | ・事業者の公害防止に関する認識や意識の低下。<br>・事業所内の専門担当の不在や教育不足。   | 1.自治体による立入回数を増やす。            | 2.普段から事業所とコミュニケーションをとっておく。              |  |  |  | 年に1回、市内事業者に呼びかけて、公害防止講演会を実施している。                                  |   |
| 88 | ・排水処理設備の不適正な維持管理により基準超過が多い。<br>・特定施設の使用が悪い。   | 1.排水処理設備の維持管理の徹底             | 2.従業員に環境管理に対する意識向上                      |  |  |  |   |   |
| 89 | 環境管理に関する意識の欠如及び体制の不備  | 1.事業所立入検査の徹底                 |   |  |  |  |   |   |
| 90 | ・水質管理費等の環境面に対する投資を控えざるを得ない企業の厳しい財政状況。<br>・企業としての社会的責任の自覚の不足。<br>・不適正な事例が発覚した場合、事業所の存続に関わるという危機管理意識の不足                       | 1.企業としての社会的責任の自覚を促す。         | 2.不適正な事例が発覚した場合、事業所の存続に関わるという危機管理意識の徹底。 |  |  |  |   |   |
| 91 | 事業所側の危機管理意識の低下。   | 1.日頃から事業者との連絡を密に行い、情報交換しておく。 |   |  |  |  |   | ・水質汚濁防止法に基づく届出内容だけでは、把握できない部分(特定有害物質の使用状況など)もある。自主検査の頻度や提出等の規定がないため、自主検査を実施しない事業所に対して指導根拠がない。 |
| 92 |   | 1.引き続き立入検査の実施、指導を行う          |   |  |  |  |   |   |
| 93 | 基準を遵守していないデータをそのまま公表した場合、不利益が生ずるのではないかと意識(ISO14001、近隣との公害防止協定等)が影響していると思われる。  | 1.立入検査における測定データ(生データ)の確認の徹底  | 2.法的措置に入る前の行政指導の実施                      |  |  |  | 立入検査等を通じて事業所担当者とコミュニケーションを図り、公害防止に関する情報交換に努める。                    | 水質汚濁防止法事務は他の公害関係法令と比較して立入検査を始め事務量が多いため、限られた人員、時間の中では効率的かつ効果的な事務が求められている。                      |
| 94 | 環境に配慮した事業者に対するメリットが少なく、営利のためには多少の違反はやむを得ないという風潮。  |                              |   |  |  |  | 立入件数を増やす。   | 特定施設のない事業場からの汚水に対する指導方法が必要である。排水量50m3/日未満の事業場にも排水基準の適用が望まれる。                                  |
| 95 | 事業者における体質等の問題もあるが、行政におけるチェック体制の甘さも一因と考えられる。   | 1.立入調査の強化                    | 2.自主調査結果に対し、環境計量証明書の添付義務付け              |  |  |  |   |   |

|     |   |   |                            |  |  |  |                                |   |
|-----|---|---|----------------------------|--|--|--|--------------------------------|---|
| 96  | 環境管理に対する意識の低下。  | 1.行政及び周辺住民によるチェック機能の強化  |                            |  |  |  |                                |   |
| 97  | ・人員削減による人材不足。・担当者の代替わりによる意識の低下。・古くからの担当者のなれ合い。・行政の力不足。  | 1.定期的な講習の実施   |                            |  |  |  |                                |   |
| 98  | ・ISO取得事業場の増加により、規制値超過時対応・事務の煩わしさ。・各事業場の環境管理に対する意識の低下。   | 1.関係環境法令の強化   |                            |  |  |  |                                |   |
| 99  | 企業における悪しき慣習とコンプライアンスの低下。  | 1.環境基準が達成されているとは言うものの、さらなる環境改善のためには、基準を厳しくし、それに対する違反や改ざん行為は重く指導 |                            |  |  |  |                                |   |
| 100 | ・企業の組織全体としての公害防止に対する危機管理意識の低下。・企業側担当者の多忙さ。・企業内の公害防止部門の発言力の低下。・近年CSRが強調され、内部的に不適正事例が発見されやすく、公表で処理しようとする企業内環境が形成され、過去なら表に出なかった部分が現れるようになった。 | 1.データの自主公開  | 2.ベストプラクティスの発掘と周知          | 3.企業側との交渉役を作るなどにより、必ず外から光をあてて、いい意味での緊張感を持ってもらうことが必要。 |  |  |                                | ISO14001、CSRなどの取り組みを通して企業側の環境管理体制は複雑化しており、公害防止管理者制度に関してもそれを踏まえて変えた方がよい。 |
| 101 | 環境管理が企業に浸透しつつあるが、形だけのシステムになり、形骸化、形式化しているため今回このような事案が生じたと考えられる。  | 1.企業・自治体・近隣住民間のコミュニケーションの活性化                                    | 2.環境に関する優良企業の表彰といった支援制度の確立 |  |  |  | 公害防止・環境保全に関する協定の見直し(再締結)をしている。 |   |
| 102 | チェック体制と管理体制が確立されていないため。   | 1.規制監視する自治体の指導強化  | 2.環境管理の向上に対する優遇措置制度等の導入    |  |  |  | 時間外立入を実施する。                    | 制度で罰則があるにもかかわらず、実際に適用されていないため。  |
| 103 | 事業者の公害に対する意識の低下。環境管理について内容より数字で判断する傾向になっている。  | 1.地方自治体の担当者を増やし、立入等による監視を強化する。                                  |                            |  |  |  | 環境保全条例の制定                      |   |

|     |   |  |  |   |                |                                 |  |  |
|-----|---|--|--|---|----------------|---------------------------------|--|--|
| 104 | 過去から引き継がれ、漫然と行われている業務などについて、法的に不備がないかなどの見直しを行わないこと、また、それを行うだけの人的余裕がないことなどが、不適正な行為が改善に至らない理由であると考えられる  | 1.環境管理体制を業界や事業者ごとに比較し、その状況を公表する。このことにより、環境意識の低い業界や事業者に環境配慮への意識付を行う | 2.現行の法令等の規制が、事業者にとって過度の負担となっている場合、環境管理体制の構築を行うまでの余裕がないと思われるので、法令等規制の仕組みについての再検討を行う | 3.環境管理体制が充実している事業者に何らかの優遇措置を設ける   |                |                                 | 長らく続いてきた景気低迷など、経済的事情により、本業である製造業務等を優先し、相対的に公害防止業務においては人員整理・縮小などを行ってきた結果、組織内における公害防止体制が十分機能できる状態ではなく、同時に公害防止意識も低下していったのではないと思う。近年、環境意識の高まりにより、組織内で公害防止や法令遵守への取り組みが急務になっているにもかかわらず、公害防止部局にはそれに見合う人員補充が行われていなかったり、組織内における公害防止の位置付けが十分でなかったりすることが散見される。これが、組織ぐるみの公害防止取組につながらない要因になっているのではないかと考える | 公害防止管理者制度以外にも、組織体制作りをサポートする制度があるとよいと思う |
| 105 | ・事業者の環境管理に対する認識の低下。・立入調査等を実施し、事業者を指導する行政における担当職員の減少。・現場の報告不足及び経営層の情報収集不足。   | 1.行政による立入調査の充実   | 2.事業者による環境管理に関する研修の充実  |   |                |                                 |  |  |
| 106 |   | 1.公害防止管理者の責務及び罰則の強化  |  |   |                |                                 |  |  |
| 107 |   | 1.公害防止管理者の責務及び罰則の強化  |  |   |                |                                 |  |  |
| 108 | 水質汚濁防止法が制定されて37年が経過している中で、法施行時に比べ環境法令を遵守することに対する事業者の認識(利益優先、慣れ等)の低下が一因と考えている。   | 1.事業者(会社)組織内における環境管理部門の位置付けの明確化(製造部門と環境管理部門を組織的に切り離す)。             | 2.事業者(会社)組織内における環境管理体制(人員・能力等)の確保。   | 3.上記1,2を踏まえ、事業者(会社)組織内における環境管理部門と製造部門等との環境に関する意見交換(問題点の発掘とその対策の実施、研修)の積極的な実施。 |                |                                 |  |  |
| 109 | 最近の不適正事案に係る事業場の多くは、民間の審査機関から環境管理体制・仕組みについて監査等を受けており、またこうした監査等にクリアしているにもかかわらず、不適正事案が発生している。各事業所の環境管理体制・仕組みを隅から隅までチェックすることは膨大な労力、知識を要するものである。企業のコストダウン、行政側の経費削減と不適正事案の解消とは互いに衝突する問題であると思われる | 1.公害対策設備機器に係る補助金の交付  | 2.立入等を通じた事業者との密着(情報交換を密にする)  | 3.法律等以外の各事業者との協定等の締結  | 4.厳罰に処し、会社名を公表 | ・事業者が気軽に相談できる体制づくり。・随時立入等を実施する。 | 現行の法制度を運用することにより、水質等の公害面については環境基準の達成等大きな効果を得てきた。今後も着実に継続することが大切であり、特に、届出等の内容の確認については実際に現場確認する以外、最適な方法はないものと経験的に感じられる。また、事業者への法的な締め付け強化を望まず、自主努力、技術革新等による解決を望むのであれば、規制基準値の遵守以外、つまり数値的な規制以外の最低限の役割(責任)を法的に明確にしてみてもどうであろうか。   |  |



|     |  |   |   |   |  |  |   |  |
|-----|--|---|---|---|--|--|---|--|
| 110 | 企業イメージの低下をおそれる意識及び環境管理の認識の低下。  | 1.特定事業場を対象にした定期的な研修   | 2.不適正な特定事業場については、公表できるよう法律に明記すべき                |   |  |  |   |  |
| 111 | 法令・条例遵守に対する意識の欠如   | 1.不適正事例に対する社会的制裁のため、公表する。   | 2.責任者による再発防止対応                                  | 3.職場での「不適正」を起こさないための安全策の徹底と事故時教育          |  |  | なし  | なし   |
| 112 | 昔に比べて行政側の公害防止に対する意識が低下してきており、そのことが結果的に、事業者側の不十分な環境管理体制につながる原因のひとつではないかと考えている。            | 1.専門的な知識のある職員を配置するだけでなく、公害防止業務に携わる人員自体をもっと増やして、監視体制の強化を図る。                        | 2.違反時や不適正な処理方法等を発見した場合には、法や条例を活用し、事業者には厳しく対処する。 | 3.法・条例に限らず水質全般について幅広い知識を習得するよう実務担当者が努力する。 |  |  | 以前よりも全体的に業務が増えており、慢性的に人員が不足している状態。しかしながら、財政面の事情もあり、現実的には人員を増やすことができないのが現状であり、問題点でもある。 | 水質汚濁防止法は、規制する範囲が限定的であるため、都道府県が独自に定めている条例により、規制漏れを補完している部分はあるが、それでもまだ公害を防止するには不十分であると思われる。水質汚濁防止法で、もっと広範囲にわたって規制することができるよう改正してほしいと思う。             |
| 113 | 事業者との信頼関係が損なわれたためと考える。   | 1.企業に対して、環境教育の徹底を図ってもらう。  | 2.立入検査方法を変えて、施設を確認する。                           |   |  |  | 特になし  | 特になし   |
| 114 |  | 1.立入回数の増加   |   |   |  |  |   |  |
| 115 | メディアや近隣住民及び取引先等の厳しい目により事業者が畏縮していると思う   | 1.事業者とのコミュニケーションを増やし行政との信頼関係を築き環境管理についての認識を高めてもらう                                 |   |   |  |  |   |  |
| 116 | 特になし   | 特になし  |   |   |  |  | 特になし  | 特になし   |
| 117 | 従前からの環境管理手法に慣れ、責任体制が不明確となり、その結果、職員の危機管理意識が著しく低下したため                                      | 1.環境関連施設の担当者は複数業務を兼務していることが多く、責任体制が明確でないことから排水処理専任者(正・副)を新たに任命し、責任を持って対応させる必要がある。 |   |   |  |  | 新たな取り組み等を行っていない   |  |
| 118 | ・一部の小規模事業場の排水に関する管理能力不足、資金不足。<br>・都道府県及び政令市の行政改革に伴う、公害担当者の減少。<br>・一部の大規模事業場における、誤った順法精神。 | 1.小規模事業場に対する啓発  | 2.基準超過したこと自体を責めるのではなく、原因調査と改善を重視する行政の対応方法       |   |  |  | 水質汚濁防止法の運用方法を見直し(立入検査数の削減、簡略化他)を行い、長期にわたり継続可能な運用が重要であると考えます。                          | 行政改革、時代背景等による規制行政の人員等の減少によって、水質汚濁防止法施行当初と同等の運用は不可能である。旧来の行政指導的な施行方法ではなく、現在の時代背景にあわせ、少人数でも可能で、事業場の自主的な取り組みを尊重し、長期にわたり継続できる水質汚濁防止法の運用方法が必要であると感じる。 |
| 119 | 立入検査や採水を無通告で実施していない。   | 1.都道府県・市・事業者による環境保全協定の締結  | 2.立入検査の実施回数の増加                                  |   |  |  |   |  |
| 120 | 一般論として、一部の企業のモラルの低下等が考えられる   |   |   |   |  |  |   |  |

|     |   |  |   |                           |                           |  |   |  |
|-----|---|--|---|---------------------------|---------------------------|--|---|--|
| 121 | 環境保全活動に対する意識の低下。法改正などにより法に携わる機会が増える反面、年月の経過とともに、環境保全活動が単純な事務作業と化し、単なるデータ上での取扱となってしまい、本来の目的を見失っている可能性も否定できないと思われる。                         | 1.地域の事業者・近隣住民等に対して、環境に関する現状と対策について一斉説明会を行うなど、地域が一体となって互いに啓発できるよう意識の改善を図る、など。 | 2.現状の法制度などの周知徹底に重きをおくことが重要であると考ええる。             |                           |                           |  | 従来どおりの取り組みで問題ないと考えている。  | 地方分権により権限が委譲されることが多く見られるが、一方、地方自治体では人員削減、経費削減により、環境(公害防止)行政にそれほど人も金も割けない状況になってきているのが現状である。人員・予算的に力を入れることができない状況にあるといえる。効果的な公害防止の取り組みを促進させるためには、国から地方自治体への金銭的支援が今後必要になってくると考えられ |
| 122 | 環境よりも利益優先という企業の姿勢。  | 1.不適正事例に対する厳罰化   | 2.優良企業に対する入札等優遇策の検討                             |                           |                           |  | 特になし  | 不適正事例に対する措置経過等の周知をお願いしたい。  |
| 123 | ・コンプライアンスの欠如。・営利優先による環境への影響の無視。   | 1.内部告発制度の整備、告発者の保護   | 2.事業所と水質測定業者との癒着の禁止                             | 3.法令違反に対する罰則の強化           | 4.不適正を発見しやすい効果的な立入検査方法の確立 |  | 立入頻度を増やす、測定回数を増やす、抜き打ち検査  | 特になし   |
| 124 | ・事業場担当者の認識不足。・自治体の人員不足。   | 1.法律遵守の啓発及び教育  | 2.罰則の強化   |                           |                           |  | 特になし  | 特になし   |
| 125 | ・基準超過の公表による企業イメージの低下。・環境関連施設に対する費用負担。・施設の老朽化  | 1.内部告発制度の充実  | 2.非適正事例について、報告を行わず隠すことの方が企業イメージの低下につながることを認知させる |                           |                           |  |   | 施設の更新に関する手続の簡素化などの規制緩和と、罰則の強化などの規制の強化を、同時傾向で実施していくことが必要  |
| 126 | 事業場における、経費削減、人員削減により、公害防止に対する費用の捻出、維持管理に係れる時間等の削減が原因と考える。   | 1.環境管理体制等を社会に公開する仕組みを作る。   |   |                           |                           |  | 特になし  | 特になし   |
| 127 | ・会社の経営者や関係社員における環境管理は、利益に成らないという意識。・法令遵守の精神に欠ける。  | 1.ホームページ使用した、継続的かつ即時性のある環境情報の提供  | 2.悪質な法律違反等の事例の公表                                |                           |                           |  | 会社や工場側からの具体的な公害防止の取り組みについて、積極的に市民に情報公開していくことが大切な時代ではないか。  | 行政による監視のみでは、効果的な公害防止促進策をとれなくなり、民間活用も必要ではないか。   |
| 128 | 1970年代当時と現在とを比較すると、環境問題への社会的な関心が、いわゆる産業型公害から都市生活型公害、化学物質管理、循環型社会への対応、地球温暖化対策へと広がりを見せる中、事業者の環境管理活動全体における「公害防止に対する重要性の認識」が相対的に低下していると考えられる。 | 1.実効性の高い環境管理のための「全社的環境コンプライアンス」の実践   | 2.各主体のあるべき役割分担                                  | 3.公害防止統括者、公害防止管理者等の役割の再認識 | 4.環境管理における実質的PDCAサイクルの実践  |  | 工場において公害防止管理者等が果たすべき役割を再認識し、また、公害防止組織整備法に規定されている地方自治体の役割を再認識した上で、工場における公害防止業務の履行状況等を適切に把握するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法その他の公害関連法令と相まって、工場に対し適時適切な公害防止の取り組みを促すことが重要と考える。 | 法令を遵守することは当然重要であるが、一方で事業者に課される環境規制が数多く存在し、特に小規模な事業者などではこれらの法令等に対応するのが困難な状況にであったり、経費削減の影響で環境管理業務の人員が減少した結果、組織的な公害防止業務ができず特定の担当者に集中してしまうという問題も生じているのではないかとと思われる。                 |
| 129 | 排水処理設備の維持管理の不備や、団塊の世代を中心としたベテラン職員が一度に退職することなどにより、ノウハウの継承が十分に行われていないことによる、管理体制の不備などが考えられる  | 1.現在の職員数では指導できる内容にも限界があるので、担当職員を増やし、事業場の徹底的な調査や、それを基にした事業場との綿密な協議が必要である      |   |                           |                           |  |   |  |

|     |   |   |                      |                |  |  |   |  |
|-----|---|---|----------------------|----------------|--|--|---|--|
| 130 | 事業者の認識の低さと、行政の指導の甘さ   | 1.罰則の強化                                 |                      |                |  |  |   |  |
| 131 | 事業者の法の不認知及び法令遵守意識の欠落に起因すると考える。  | 1.法の周知・徹底                               | 2.法令遵守意識の啓発          |                |  |  |   |  |
| 132 | 経費節減のため、維持管理を排水基準ぎりぎりで行っているからと考える。  | 1.罰則を強化する                               |                      |                |  |  |   | 法に基づいた厳格な業務を行うために、充実した補助金制度を制定してもらいたい。   |
| 133 | 1970年ごろの公害がひどかったころに比べ環境改善が進み、事業者、特に経営層の公害防止に関する意識が相対的に低下している。これに伴い環境部門の人員削減や組織の弱体化が進み、さらに熟練者の退職などによりノウハウの伝承が途絶えている。このため、環境面で問題があっても、企業内での生産優先の方針に抗しきれず、測定データの改ざんなどにより、帳尻を合わせるような対応になっているものと考えている。 | 1.企業における環境部門の人員や権限の充実、測定データの多重チェック体制の整備 | 2.行政の効率的、効果的な立入検査の実施 |                |  |  | 環境監視機能を強化・充実させるため、公害部門に加え産廃に関する立入検査を統合的に行う監視指導課を平成17年度から設けている。また、環境保全意識の向上を図るため、市内企業を対象に講習会を実施している(実施:平成19年2月、参加:約113社、150人)。 | 今回の一連の不祥事については、企業のトップとなる公害防止統括者の責任が重い。企業がより真摯に公害防止に取り組むには、彼らの意識改革が必要である。については、資格試験を課すほどではないが、何らかの教育制度を導入すべきではないか。                    |
| 134 | ・慣れ・効率化による行政側の監視の低下。・水質汚濁に対する、社会の注目度の低下。  | 1.基準超過事例等に関する適切な公表制度の確立                 | 2.(旧来の)公害に関する啓発活動    | 3.行政による監視指導の強化 |  |  | 書面審査ヒアリング等について、測定のうちでは時間的制約があり、適切に確認・指導が実施できないおそれがあるため、別日程にて実施している。その際には、事前に通知し、文書等を準備させた上、担当者同席にて行っている。                      | 水質汚濁防止法及び通知について、施行からかなりの年月が経っていることもあり、通知等の追加が膨大であり、また内容も古くなっており、現状に一致していないこともある。そのことが、法の抜け道になる可能性もある。差分の通知でなく、現状にあわせ、すべて整理・見直しの必要がある |
| 135 | ・環境負荷に関する認識不足。・環境に対する設備投資の減少。   | 1.罰則の強化                                 |                      |                |  |  | 特になし  | 特になし   |
| 136 | コスト削減のため環境管理部門が外注化され、現場の責任感、モラルの低下がおきているのではないか。   | 1.全職員(環境管理部門以外の職員も含めた)に対する実践的な環境教育の実施   | 2.企業の社会的責任の再認識       |                |  |  |   | 家庭に設置される浄化槽は全てBOD20mg/l以下になっている状況で、水質汚濁防止法の特定施設に対しても同程度の基準を求めてもいいものではないか。また、排出量50m3/日未満の特定施設にも排水基準の適用を検討してもいいのではない                   |
| 137 | 環境管理に対する認識の低下。  | 1.内部監査機能の強化                             |                      |                |  |  | 全体的に公害防止業務に従事する人的・物的要件が厳しくなる中で、効率的な取り組みの事例を紹介してほしい。   |  |
| 138 | 公害防止技術(施設・処理・監視等)の向上により、公害防止に関する関心低下、社内公害技術の伝承力の低下があると思われる(市職員も同様の傾向があると思う)。  | 1.不適切な操業等により、公害が発生した場合の重大さをイメージする能力・訓練  |                      |                |  |  | 他都市でデータ改ざんが起きた同業種の市内事業場に対し、データ処理に関する社内機構・規定の見直しを指導した。   | 問題は感じているが具体的に述べられるほどには至っていない。  |
| 139 |   | 1.定期的な研修の実施                             | 2.立入検査時の厳格な指導        |                |  |  |   |  |

|     |                           |  |  |  |  |  |      |      |
|-----|---------------------------|--|--|--|--|--|------|------|
| 140 | 公害に対する認識の低下に原因があったのではないか。 | 1.立入検査を定期的に行い、事業者の処理施設の状況を随時把握することが、抑止にもつながると思う。 |  |  |  |  | 特になし | 特になし |
|-----|---------------------------|--|--|--|--|--|------|------|

## 「効果的な公害防止取組促進方策」に関するアンケート調査票

昨今、一部の事業者において、不適切な設備管理による大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の公害防止法令の排出基準の超過や測定データの改竄が明らかとなっています。

公害防止法令では、事業者による規制の遵守を担保するため、事業者に対して各種届出や汚染物質の測定等の義務、法令違反に対する罰則を課すとともに、都道府県等へは事業者に対する各種命令や報告徴取・立入検査等の権限を付与されています。

今般、公害防止法令の不適正事案が繰り返し報告されたこと等から、(社)産業と環境の会において、環境省から調査の委託を受けて、今般、事業者による公害防止法令の遵守が確実に実施されるための包括的な方策等について検討を行うための検討会を開催していくこととなりました。

この検討会において各自治体の公害防止監視業務の実態について資料として提供すべく、各自治体の公害防止監視業務の状況について調査にご協力いただきたいと思いますので、公害防止監視業務を概観して次の設問にお答えください(該当する項目に をつけてください)。

地方公共団体名 \_\_\_\_\_ 所属名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 (電話またはe-mail) \_\_\_\_\_

### 問1 公害防止法令を所管する課室の職員数をお教えてください。

#### 本庁

- ・所管課室職員 人数 ( 人)
- ・うち実務担当職員 人数 ( 人)

#### 出先部局等

- ・所管課室職員 人数 ( 人)
- ・うち実務担当職員 人数 ( 人)

水質汚濁防止法またはダイオキシン対策特別措置法を所管する課室職員総数

記述欄(過去と比較してここ数年の動向等をお聞かせください。)

### 問2 届出施設に立入検査を行うことができる人数及び平均経験年数をお教えてください。

#### 本庁

- ・立入調査票所有職員 人 数 ( 人)
- ・通常立入調査を実施する職員 人 数 ( 人)  
平均経験年数(約 年)

#### 出先部局等

- ・立入調査票所有職員 人 数 ( 人)
- ・通常立入調査を実施する職員 人 数 ( 人)  
平均経験年数(約 年)

記述欄(過去と比較してここ数年の動向等をお聞かせください。)

届出施設とは、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の排水に関する規制を行う公害防止法令に基づく特定施設のことを言います。

**問3 貴管内の主要事業所 に対する平均的な立入検査頻度をお教え下さい。**

主要事業所：規模が大きい又は周辺への影響が大きい等貴自治体において重点的な監視対象としている事業所。以下同じ。

- 1 大気汚染防止法に基づく立入検査頻度 ( 回/年)
- 2 水質汚濁防止法に基づく立入検査頻度 ( 回/年)
- 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設立入検査頻度 ( 回/年：該当無)
- 4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準対象施設立入検査頻度 ( 回/年：該当無)
- 5 公害防止条例及び協定に基づく立入検査頻度 ( 回/年：該当無)

(6の公害防止条例及び協定に基づく事業所は、大気汚染防止法等法律の対象とならないものを対象とする。)

記述欄(立入検査を重点的に行う施設がありましたら、その施設の選定理由等お聞かせ下さい。)

---

---

**問4 定期的に行う立入検査内容についてお教え下さい。**

(1) マニュアルが

- 1 ある(大気・水質)    2 ない(大気・水質)    3 作成中(大気・水質)

\*政令市において、都道府県作成のマニュアルを使用している場合は、あると回答して下さい。

(2) 主な方法を教えて下さい。

- 1 書面審査及びヒアリング    2 書面審査、ヒアリングと測定  
3 測定のみ    4 その他( )

(3) 測定の頻度及び検査項目を教えて下さい。

1) 水質

- 1 毎回行っている。    2 一定の頻度で行っている。  
3 周辺環境に問題が生じているときに行っている。    4 行っていない。

2) 大気

- 1 毎回行っている。    2 一定の頻度で行っている。  
3 周辺環境に問題が生じているときに行っている。    4 行っていない。

3) 検査項目(水質)

- 1 規制対象項目全て行っている。  
2 当該事業所の主要項目を選択し、行っている。  
3 周辺環境に問題が生じていると考えられる項目のみ行っている。  
4 設備の維持管理の目安になる項目のみ行っている。

4) 検査項目(大気)

- 1 規制対象項目全て行っている。  
2 当該事業所の主要項目を選択し、行っている。  
3 周辺環境に問題が生じていると考えられる項目のみ行っている。  
4 設備の維持管理の目安になる項目のみ行っている。

記述欄(立入検査時に測定を行うことがない場合、その理由を教えてください。)

---

---

(4) チェック内容 該当するものを全てお答え下さい

- 1 届出事項 2 事業者測定データ 3 排水・排ガス等の目視状況  
4 特定施設や排水、排ガス処理設備の管理状況 5 自動計測器のチャート  
6 緊急時・異常時の措置状況 7 その他 ( )

記述欄(立入検査に際しての工夫している点、着眼点等をお聞かせください。)

---

(5) 通常の1立入検査あたりの立入検査人数

- 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上

(6) 事前通報の有無

- 1 あり 2 なし

(7) 事業者測定データのチェック方法

複数回答可

- 1 設備の管理状況と照合して問題がないか確認する。  
2 届出値等や立入検査時の測定結果と照合して問題がないか確認する。  
3 測定に係るとりまとめデータを生データと照合して確認する。  
4 測定データに一連の測定データの傾向から不自然な点がないか確認する。  
5 測定方法や計測機器の確認を行う。  
6 データ自体の確認は行わない。  
7 その他 ( )

(8) 測定を行っている場合、採取した試料の分析は

- 1 主に自前(地方公共団体が設置する環境センター等を含む)で実施  
2 主に外部専門機関への委託で実施

記述欄(自前、委託の利点をお聞かせください。)

---

(9) 測定を行っている場合、測定結果の事業者への連絡は

- 1 行っていない 2 全て行っている(電話、書面等の連絡方法 )  
3 値が超過している場合に行っている(基準とした値 / 電話、書面等の連絡方法 )  
4 その他

記述欄(値が超過している場合の対応をお聞かせください。)

---

(10) 採取した試料の測定を外部に委託している場合の精度管理は、

- 1 業者選定時に精度管理手法を確認している。  
2 濃度既知試料を用いて分析値を報告させている。  
3 実施していない。

記述欄(精度管理について問題点等をお聞かせください。)

---

自治体

( 1 1 ) 事業者測定データの確認によって、定常運転時における濃度規制や総量規制に関する基準超過や記録データ改ざんが発覚した事例の有無について

1 ある 2 ない

記述欄(発覚した場合がある場合、その見抜いた状況や不適正事案が発生した原因をお聞かせ下さい。)

( 1 2 ) 基準超過や記録データ改ざんの疑いがある場合の措置

記述欄(マニュアル化されていればその内容、されていなければ主な事例をお聞かせ下さい。)

( 1 3 ) 事業者測定データや事業者指導実態の公表の有無について

1 地方公共団体が公表している。 2 事業者に公表を行うよう要請している。  
3 特に実施していない。

記述欄(公表している場合、その公表の内容やその公表による効果。要請に対する事業者の対応等をお聞かせ下さい。)

問5 発生源テレメータ制度が

1 ある(項目 ) 2 ない

記述欄(制度がある場合、設置の根拠や現在の活用状況、あるいは有効活用策についてお聞かせください。)

問6 貴管内の主要事業所における公害防止関係情報データ(測定結果等)に関する報告やその内容についてお聞かせ下さい。

1 事業者からの報告がある 2 事業者からの報告はない

記述欄(報告がある場合、次のことをお聞かせ下さい。)

報告内容や頻度:

報告の根拠(条例、自主協定、行政指導、事業者の自主的取組等):

収集した報告をどのように精査し、活用しているかお聞かせ下さい。)

報告について不適正事案があった場合の主な判明理由、発生要因及び再発防止の対処方法等についてお聞かせください。

問7 立入検査業務について



自治体

- (1) 貴自治体内部でのノウハウの伝承方法をお教えてください。 複数回答可
- 1 集団研修を実施
  - 2 個別研修を実施
  - 3 その他( )
  - 4 ない

- (2) 研修を実施する場合、その内容についてお教えてください。 複数回答可
- 1 テキストを用いた研修を実施
  - 2 熟練した職員による実地研修を実施
  - 3 自治体内の研修機関が実施する研修に参加
  - 4 その他( )

記述欄(教育・研修の概要や課題等をお聞かせください。)

---

---

---

問8 隣接の自治体と公害防止管理業務の推進について、情報交換・意見交換の場を持っていますか。

- 1 持っている(年 回程度)
- 2 持っていない
- 3 過去には持っていた(西暦 年頃まで)

記述欄(隣接の自治体との情報交換・意見交換の場を持っている場合、その場の内容をお聞かせください。また、過去持っていた場合になくなった経緯をお聞かせ下さい。)

---

---

---

問9 最近の不適正事案に対する原因は何に起因するとお考えですか？お聞かせ下さい。

---

---

---

問10 環境管理に対する認識の低下や環境管理体制・仕組み問題に起因した不適正な事例を根絶するためにはどのような措置が有効とお考えですか？お聞かせください。

- 1
  - 2
  - 3
- 
- 
- 

問11 効果的な公害防止取組促進策についての貴自治体での新たな取組やご意見等をお聞かせください。

---

---

---

問12 効果的な公害防止取組促進策に関連して、現行の制度に関するご意見等をお聞かせください。

---

---

---

自治体

---

**ご協力ありがとうございました。**